

平成27年第1回京丹波町議会定例会（第2号）

平成27年3月11日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

12 番 山 崎 裕 二 君

13 番 村 山 良 夫 君

14 番 山 田 均 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	藤 田 真 君
瑞穂支所長	川 寫 勇 人 君
和知支所長	榎 川 諭 君
総務課長	中 尾 達 也 君
監理課長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	久 木 寿 一 君
税務課長	松 山 征 義 君
住民課長	長 澤 誠 君
保健福祉課長	下伊豆 かおり 君
子育て支援課長	津 田 知 美 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
農林振興課長	栗 林 英 治 君
商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	中 尾 裕 之 君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜保子
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月3日に、議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビ並びに町広報担当職員の撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から4カ年を迎えるに当たり、多くの犠牲者の方々への追悼の意を表するため、発生時刻の午後2時46分に黙祷をささげたいと思いますので、あらかじめご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○12番（山崎裕二君） 平成27年第1回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

今回は4項目起こしております。

一つ目は、福祉避難所についてです。

福祉避難所とは、災害時に高齢者や障害者、妊婦ら一般の避難所では生活に支障があり、

特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所のことです。ちょうど今日、時折しも3月11日、こういうものが必要になってきた時期であったかと思います。一般の避難所の状況を判断した上で、必要なときに開設されるため、最初から避難所として利用されるわけではありません。

1995年の阪神・淡路大震災の教訓から、97年に災害救助法に位置づけられ、2007年の能登半島地震で初めて開設されました。

同避難所には、ベッド、車椅子、補装具などの福祉機器をはじめ障害者用の入浴設備、トイレなどが準備されます。また、専門のスタッフもおり、医療や福祉機器との連携も図られるようになっていきます。早期の避難所運営は、病気の進行防止や健康悪化を防ぐ上でも大切です。

京都府では、昨年3月、災害時要配慮者支援ガイドブックというものを作成しています。同ガイドブックによると、京丹波町では、瑞穂保健福祉センター、丹波健康管理センターのほか、特別養護老人ホーム丹波高原荘、特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑、特別養護老人ホーム長老苑、丹波笠次病院、障害者支援施設丹波桜梅園が福祉避難所として上げられています。

おとし7月3日、上記の町内5法人と福祉避難所設置運営などの協定が締結されています。

厚生労働省によると、全国の指定施設の半数以上、平成24年9月末時点ですが、高齢者施設とのことです。避難している障害者とその家族に、同避難所を知っているかどうかを質問したところ、誰も知っている人がいなかったとも記されていました。

厚生労働省は、福祉避難所設置運営に関するガイドライン、平成20年6月に制定したもので、都道府県市町村は、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要援護者及びその家族、自主防災組織、支援団体などに対して周知徹底を図ることが指示されているにもかかわらずです。

そこで、一つ目の質問ですが、町民の皆さんに福祉避難所（市町村が必要と判断した場合に開設・設置される）に関する広報をどのようにしているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

福祉避難所の広報についてですが、平成25年7月3日に、災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定書というものを調印させていただきました。

平成25年8月発行の広報京丹波でお知らせしておりますが、今後も京丹波町のホームページ等を活用して広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 福祉避難所について、まずは要援護者の町民の方などに知っていただく必要があると思います。そのためには、ガイドラインにもあるように、広報活動のほか、民生委員の方々や保健師の活動などを通じて伝えていくこと。そして、パンフレットやハザードマップの作成などに当たっては、点字とか音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど求められると考えています。

災害時要支援者、要配慮者支援ガイドブックの中に、私の避難計画というものがあります。記入式になっていて、名前、住所、生年月日、私の状況、支援が必要な状況、移動の状況、車椅子などといったところであったり、連絡先、かかりつけのお医者さん、いつも使っている薬、避難するとき気をつけてもらいたいこと、避難所で気をつけてもらいたいこと、支援者、そして避難ルート、自宅から避難所までの地図を、方位を書き込んで書いてほしいと。利用している福祉サービスであったり、その他気をつけることといったところが一覧で記入していただくようなものができております。

こういったところから、2つ目の質問ですが、被災からの避難生活の際、福祉避難所入所の対象となる何らかの特別な配慮、対応が必要とされる方やその家族の把握、おおよその人数や現況などはできているのか、あわせて要配慮者名簿の整備状況はどうか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 福祉避難所の対象者ですが、身体等の状況が一般避難所では避難生活が困難な要援護者となっております。寝たきり状態、あるいは重度の認知症、介護度が高い人や重度の障害者など、特別な対応が必要な方々となっております。

京丹波町の要援護者台帳に登録されている方は1,608人なんですが、介護度が高い方、重度の障害の方合わせますと93名おられます。それぞれに個別支援計画を作成しておりますが、災害の状況等に応じて、家族、あるいはケアマネジャー、民生委員さんなど、避難支援に当たる関係機関の方々と連携しながら、その都度確認していく必要があると考えております。

要援護者台帳の整備につきましては、毎年10月1日を基準日として、新たな対象者となられる方に、登録の案内をします。登録希望者は申請もしていただいております。また、3年に一度は、既に登録されている方を含め、全対象者に登録の案内をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今、その都度対応することが必要になってくるといふふうに町長も言われましたが、まさにそのとおりだといふふうに思っています。特に、妊婦の方は、赤ちゃんが産まれるまでの期間が10カ月とか、それぐらいの間に決まっていますが、そのときに何か起こったときに、福祉避難所に避難してもらうときに、滞りなく移動してもらえる、そして快適に母体ともに健康に過ごしていただけるような環境づくりといふのも考えていかなければいけないといふふうに思いますので、その辺もまた、担当課長、よろしく願います。

福祉避難所を開設・設置する判断基準は何か、また各施設の受け入れ人数のキャパシティは何人か、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 福祉避難所を開設する判断基準としましては、災害警戒本部が設置されまして、避難準備情報の発令が決定すると同時に、協定を結んでおります法人に対しまして、福祉避難所の開設について、依頼をまずいたします。

受け入れ可能な人数についてですが、ベッドの空き状況、あるいは施設職員数の状況により、決定されるわけですが、災害の状況により、空きスペースの活用なども要請することになると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 四つ目、具体的なところですが、移送手段の確保、適正な食糧備蓄、避難後における福祉機器、物資の搬入や福祉に携わる人材の配置、関係機関との連携など、福祉避難所の具体的な運営方針は、計画・検討されているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 福祉避難所の具体的な運営方針ですけれど、福祉避難所の設置運営等に関する協定書に基づき定めることになっております。運営マニュアルの整備はまだできておりません。移送手段の確保は、原則として当該要援護者を介助する者、または町が行うこととなりますが、この場合においても福祉避難所施設は、可能な範囲で協力を行うこととなっております。要援護者の状態に配慮した適切な移送手段、福祉車両とか一般車両等を確保しまして、家族や町、施設が連携して対応することになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 五つ目にかかわっていきます。

平成25年3月に京都府は、一般避難所での福祉コーナー設置ガイドラインを公表しています。ここにあります。2カ月前の1月17日の京都新聞、ちょうど阪神・淡路大震災の日の京都新聞に、「避難所で高齢者ら支援専門家チームを設置へ」という記事もありました。

その中に、災害時、高齢者や障害者など災害時要配慮者の避難場所としては、高齢者施設などを福祉避難所とする動きが進んでいる。ただ、府内の要配慮者約16万8,000人に対し、福祉避難所の数は十分とは言えず、府は必要な設備や物資をまとめた福祉避難所、福祉避難コーナーの設置や、避難所での生活を支援するボランティアリーダーの養成など、一般避難所での受け入れに向けた体制づくりも進めているとあります。

五つ目で、並行して、一般避難所での福祉避難コーナーの設置、受け入れ体制や避難所での生活を支援する福祉避難サポーターの養成などの構えや備えは進んでいるのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一般避難所での福祉避難コーナーの設置等に関しましては、区切りのためのパーテーション、あるいは授乳や更衣のための簡易テント、また車椅子が対応可能な仮設トイレや簡易式洋式トイレ等の準備はしております。

大規模な災害が起きた場合には、全ての要援護者等を福祉避難所で受け入れることは困難なために、公民館、あるいは体育館等のバリアフリー化を進めまして、福祉避難コーナー設置ガイドラインを参考に、要援護者や妊産婦さん、あるいは乳幼児等に配慮した福祉避難コーナーの設置を進めていきたいと考えております。

また、福祉避難サポーター養成につきましては、去る1月27日に、京都府南丹保健所において、福祉避難サポーター養成研修というものが開設されました。福祉施設職員、あるいは社会福祉協議会職員、行政職員が対象でありました。本町も職員が参加したところでもあります。

京都府においても、平成28年度末までに福祉避難サポーター1,000人の育成を目指しておりまして、町といたしましても社会福祉協議会等関係機関と協力し、サポーターの養成を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 二つ目、子どもの健康づくりについて、4点ほど聞いていきます。

まず一つ目、ロコモティブ症候群、ロコモティブ症候群とは、運動器の障害により要介護

状態になるリスクの高いことです。塾のほうで定期購読している教育情報誌「エデュー」というものがあるんですが、そこの特集で、初めて私も見聞きしました。最初、ロコモティブと聞いて、SL、蒸気機関車スチームロコモティブと何か関係があるのかなというふうに辞書を引いたんですが、ロコモティブには形容詞で運動に関するという意味があって、運動に関する症候群、ロコモティブシンドロームというらしいんですが、そういったものが訳として当てられておりました。

8年前、日本整形外科学会が新たに提唱したものです。ロコモティブ症候群の提唱には、人間は運動器に支えられて生きていると。運動器の健康には、医学的評価と対策が重要であるということを日々意識してほしいというメッセージが込められています。

ロコモティブ症候群とは、骨や関節、筋肉などの運動器の障害により、運動能力が低下し、将来要介護や寝たきり状態になるリスクが高い状態を指します。変形性関節症等、骨粗しょう症に限っても推計患者数は4,700万人、男性2,100万人、プラス女性2,600万人とされています。ロコモティブ症候群は、まさしく国民病であり、健康寿命の短縮、寝たきりなどの要因の一つになっていると。

平成28年度から学校で導入される運動器検診に先立った埼玉県の検査では、運動器の不具合を有する児童生徒、いわゆるロコモ予備軍の子どもが、埼玉県、ここよりは都会やと思いますので、多かった。平均して4割近くいたとも報告されました。

このような点から、将来を見据えた継続的な手だてが急務と察します。症候群を予防する手軽な体操として、ここにも1枚ものであるんですが、子どもロコモ体操といったものがあります。例えば、片足立ち、スクワット運動、肩甲骨の運動、体前屈、爪先立ち、ぐーぱー運動などといったものもありますので、本町の教育機関などにおいても、体育教科、折に触れたすき間の時間、例えば、中間休みの時間のちょっとした時間を利用したり、昼休みの時間を利用したりといったところで、啓発、実践していく考えはないか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それじゃ、お答えさせていただきます。

骨とか関節、筋肉などの運動器の動きが衰えますと、暮らしの中の自立度が低下し、介護が必要になったり、あるいは寝たきりになる可能性が高くなります。運動器の障害のために要介護になったり、要介護になる可能性が高い状態がロコモティブ症候群と理解をしております。

これまで、学校では健康診断において運動器の検査はされてきませんでしたが、国では、

子どもたちの運動器の働きの異変を重く見まして、このたび学校保健安全法施行規則の一部改正等がなされまして、平成28年4月1日から、新たに運動器の状態も注意するよう明示されたところであります。

今後、国や京都府等の指導により取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 先ほども、片足立ちの話が出ましたけど、片足立ち5秒とか10秒、片足立ちできる人がこの中にも何人いるかなといったところになってくるかと思っておりますので、そういった簡単な体操で防げるものはやっていきたい、そういうふうに思っておりますので、またしっかりと示威を見て把握していただきたいと思っております。

続きまして、二つ目ですが、おとし1月の西日本新聞の記事ですね、「風邪予防にあいうべ体操、口呼吸をやめて感染減、学校や職場で実践広がる」とあります。

私は、10年以上前になりますが、西日本新聞で仕事をしていました。とても懐かしく記事を読みました。そして、これは町内の保護者、小学生とか保育所にお子さんを持たれる保護者の方から、こういったものを取り組まれたらどうなんやろかという話を、私直接お聞きして、調べてみて、今回の提案に至っております。

考案者の今井一彰院長は、関連書籍も出版されています。ちょっと説明を加えますと、成人が一日に吸う空気の量は約1万リットル以上と、重さにして15キロを超えるが、この中には相当量の埃やチリ、細菌、ウイルス、カビなどの異物が含まれると。口から呼吸を取り込むと、そうした異物と一緒に乾いた冷たい空気が直接体に入るため、口腔内や喉が乾燥し免疫力が落ちると。一方、鼻呼吸なら鼻毛や扁桃リンパ組織などである程度ブロックできると。さらに副鼻腔で温められ、湿った空気が入るため感染リスクが減るといふ、そういった説明が加えられております。

あいうべ体操、そのとおり、あ、い、う、べ、と、どっちか言うたらもっと大きさにやりながら鼻呼吸を促していくというようなものですが、新聞記事の最後に、あいうべ体操はお金もかからず副作用もないと。習慣化することで健康への意識も高まると。インフルエンザが流行する今後、さらに普及に力を入れたいと話していると締めくくられています。

ちなみに、この前、亀岡市議選で、とある当選者の選挙公報掲載の公約にも、あいうべ体操普及に努めるといふふうには書いてありました。

実際、今、幼稚園の年長さんも、インフルエンザで学年閉鎖、小学校も学年閉鎖が結構インフルエンザで今年もありました。

そこで二つ目ですが、今冬もインフルエンザが猛威を振るい、今もですが学級閉鎖が学年閉鎖などの措置がとられたと。口呼吸を鼻呼吸にを合い言葉に、福岡市の今井一彰医師が考案したあいうべ体操は、インフルエンザ予防に高い効果があるとされ、注目を集めていると。本町の教育機関などにおいても啓発・導入してはどうか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） あいうべ体操とは、福岡市の今井一彰医師が考案されましたもので、口の周りの筋肉を鍛えることで、口呼吸を鼻呼吸にし、さまざまな病気の改善に役立てておられる体操と聞いております。

啓発・導入につきましては、専門的な内容でありますので、学校医とか、また関係機関とのご意見を伺いながら研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 実際にインフルエンザがどこまでこれによって防げるか、その効果も単発的なもので、一つだけで捉えてわかるものではないかと思うんですが、こういったところを普及させていくことによってインフルエンザが減ったと、学校は楽しく生活が送れたといったところになってくると、また違ったものも得られると思いますので、研究のほど、続けていただきたいと思います。

三つ目ですが、厚生労働省の健康情報サイトによると、フッ化物利用は歯質の虫歯抵抗性、耐酸性の獲得、結晶性の向上、再石灰化の促進を高めて虫歯を予防する方法で、全身応用、経口的に摂取されたフッ化物を歯の形成期にエナメル質に作用させると局所応用、フッ化物を直接歯面に作用させるがあり、その有効性、安全性に関する証拠が確認されているとあります。

また、平成24年度より町内の全小学校で、フッ化物洗口に取り組まれています。このフッ化物洗口とは、一定濃度のフッ化ナトリウム溶液、5から10ミリリットルを用いて1分間ぶくぶくうがいを行う方法で、永久歯の虫歯予防として有効とのこと。大人の歯に入れかわり始める就学前に合わせて開始し、中学生まで続けると。保育園、幼稚園、小中学校で集団実施されていますが、個人的に家庭で行う方法もあります。

確かに、ちょうどこの時期に、利用伺い調査もありました。そして、学校の保健だよりや教育委員会の点検評価報告書で何度か目にした記憶もあります。

そこで、教育長と町長とに分けて、それぞれ聞いていきますが、三つ目として、町内の全小学校で取り組まれているフッ化物洗口の虫歯予防の効果について、どのように評価してい

るか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） これまで、旧質美小学校と和知小学校で実施をされておりましたフッ化物洗口を、平成23年度より町内全ての小学校で実施をしてくれておまして、永久歯の虫歯予防に大きな効果を上げていていると思っております。

今後とも、学校歯科医の指導と協力も得まして、歯磨きの励行とフッ化物洗口をすることによりまして、虫歯の予防と歯科保健に対する子どもたちの積極的な姿勢を育んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 加えて、京丹波町子ども子育て支援事業計画の中にも、乳幼児健診が触れられ、その一環として行われている虫歯予防のためのフッ化物塗布は受診率が2割程度と少ないので、虫歯予防効果について周知し、利用されるように勧めていく必要があると書いてあります。

平成31年度の目標は、フッ化物塗布50%と設定されています。

そこで、三つ目の後半ですが、乳幼児健診におけるフッ化物塗布の周知、利用推進のための具体的な手だては考えているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中学1年生で見る健康な歯の割合ですが、合併前よりフッ化物洗口を行っておりました和知地区にあつては、例年70%から90%と高い状況にあります。平成23年よりフッ化物洗口を始めた丹波地区、瑞穂地区においても、50%台であった健康な歯の割合が、平成25年、あるいは平成26年度に60%から80%に増加しております。

また、12歳児のDMF指数、1人の平均虫歯数のことなんですが、京丹波町は0.50から0.40で推移しております。京都府の1.01から0.82に比較しても少ない状況から判断しまして、フッ化物洗口の虫歯予防効果は高いと評価しております。

また、フッ化物洗口に伴う学校での歯磨き習慣の確立が大きく貢献もしていると考えております。

乳幼児健診におけるフッ化物塗布の実施率ですが、平成26年度無料化にしてからは伸びたものの、まだ低い状況にあります。まず、早期の啓発としまして、乳幼児後期、いわゆる後期というのは10カ月から11カ月なんですけれども、後期からの歯の健康について、周知やフッ化物の話を導入していく計画にあります。

また、これまで保護者の説明には、京都府歯科医師会の冊子を使用していたんですが、京丹波町版を作成しまして、わかりやすく説明できるチラシを活用しております。

また、フッ化物塗布を希望されていて、まだ実施されていない方には、電話などで受診勧奨を行い、多くの方に利用いただけるようにしていくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 一方では、フッ素についての10の真実、これが一番他の有名なフッ素についての、どちらかといったら余り利がないですよといったものになるかと思えます。

町内の歯科医師さんにもフッ化物塗布とかフッ化物洗口、そういったものに対して、どちらかといったら批判的な見解を持たれている歯医者さんもしらっしゃると思います。

そして、私も直接伺ったんですが、以前、自分たちの子どもが保育所にいるときに、こういった話が出たときに、PTAや先生と話し合っ、フッ素に関してはちょっとやめましようといった話し合いを持ったんやといったことも聞いております。

こういったところで、いろいろな見方があると思います。さっきも町長が言われたように、フッ素だけに頼るのではなくて、歯磨きもやっぱり啓発とか、そういったことが特に、そういうきっかけになることが大事だというふうに思っておりますので、こういったところも一つの手段としながら、歯磨きであたり歯を大事にするという目的が達成できるように考えていただければというふうに思っております。

そして、四つ目ですが、昨年10月、京丹波町食育推進計画が策定され、私たちもこういった形でいただきました。残念ながらネット上でダウンロードできるようにはなっていないように、私は思ったんですが、その辺はともかくとして、私がこの中で気になったのが、朝食を食べない日が一日でもある日の割合です。低学年で1.7%、高学年で5.0%、中学生の平均で9.8%というふうになっております。高学年では20人に1人、中学生では10人に1人が朝食をとらないと。それは何でかという理由としては、時間がないとか、食欲がないが大半を占めていますと。数値目標では、これらをゼロ%にしますというふうに、この計画の中にもありますが、もちろんこの点に関して、異論があるわけではないんですが、具体的にどう改善していくのかが、ちょっとその中ではまだ読み取れなかったもので、質問を起こしております。

四つ目として、町の食育推進計画によると、朝食を食べない日が一日でもある児童生徒は、小学校高学年、中学校で高くなっていると。目標値としてゼロ%を設定しているが、時間がない、食欲がないという9割近くを占める理由を、どう改善していくのか、教育長、お答え

ください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、平成26年10月に策定いたしました京丹波町食育推進計画におきまして、朝食を食べない日が一日でもある者の割合が、小学校高学年で5.0%、中学校で9.8%となっております。また、その理由として時間がない、食欲がないが9割を占めております。こういった状況を改善するために、学校での食育指導や学校保健だより等により保護者への協力をお願いし、朝食をとることの意義や大切さを啓発しているところでございます。

生活習慣の改善は、ご家庭の協力が不可欠なことから、今後も積極的に保護者やPTAなどにも課題提供し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今も言われたように、ちょうど2月10日付のひかり小学校の保健だより「すくすく」というもので、朝ご飯を食べるといいことたくさん、朝ご飯を食べて今日もパワー、こういったところで五つぐらいが朝ご飯を食べるとこんないいことがありますよというような、保健だよりで特集が組まれております。

こういったところが、地道ではあるけれど、こういったことを続けていくことによって、ちょっとでも朝食を食べて学校に来ていただく、行くといった習慣につなげていくといったことが、地道ではあるけど大事だというふうに思っています。また、続けていっていただければと思います。

三つ目ですが、学校の統廃合についてです。

1月中旬に公立小中学校の適正規模、適正配置に対する手引案が公開されました。既にニュースや新聞紙上でも大きくとり上げられました。京都新聞の夕刊一面であったり、その次の日の朝刊にも一面に出てました。

手引案が示した統廃合をめぐる学級数別の考え方としては、小学校で1から5、複式学級があるとか、中学校でも複式学級があるとかいった場合は、考え方としては、速やかに検討が必要であると。困難な場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方が必要であると。竹野小学校が当てはまるかと思えます。さらには、クラス替えができない6クラスとか3クラス、全学年ではクラス替えが困難であるといった、7から8クラス、4から5クラスと。9から11クラス、6から8クラスといったところでも、いろいろな検討をしていく必要があると。標準学級数としては、12から18ぐらい。今後10年以上の児童生徒数を踏まえ、

時間的余裕を持って検討を開始するといったようなことが京都新聞の図表ではまとめられています。

新聞には、さらに文科省の担当者は、どちらを選択するにしても、統廃合するかしないかといった、どちらを選択するにしても、各自治体は真剣に検討してもらいたいと。何もしないことだけは避けてほしいと訴えるとありました。

同様に、手引き案の中にも、この手引は各都道府県市町村のニーズに基づき、中央教育審議会などにおけるこれまでの検討や、全国的な取り組み状況に関する実態調査の結果、得られた具体的な取り組みの状況も踏まえ、有識者の協力も得て、改めて各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置させる場合の充実策などについて検討したり、都道府県がこれらの事柄について域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点などを取りまとめたものであり、財政的な支援も含めたさまざまな方策とあわせて、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援する一環として策定するものですというふうにあります。

言うまでもないことですが、公立小中学校の設置のあり方を最終的に判断するのは、学校設置者である市町村ですと強調されています。

そこで、質問ですが、1月中旬、文部科学省は公立小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き案を公表した。手引き案では、統廃合をめぐる学級数別の考え方、さらには統廃合と存続の両方の場合についての留意点も示されていると。小中学校設置のあり方を、最終的に判断する学校設置者として、今後どのような選択肢、方針を掲げて検討を行っていくのか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） このたび、約60年ぶりに国より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定についての通知がなされまして、学校設置者においてそれぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を継続的に検討していくことが求められたところでもあります。

本町も、小規模化した小学校、中学校がありますので、今後、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえて丁寧な議論を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 竹野サロンとかにお邪魔すると、やはり来られている方から、子どもの数を考えたら統合がええんやろかという話であったり、いや、地域でこんだけ一緒に取

り組ませてもうとんやから、竹野小学校がなくなったら寂しいわというような話を聞いたり、いろいろあるわけです。

その中で思うのが、すぐにはなかなか方針として出て来ないのかもしれないですけど、やっぱり丁寧に地域の方に説明をしていただいて、そして理解を、合意を得るような形で物事を進めていっていただくようお願いしたいなというふうに思っております。

実際には、いろいろな竹野小学校も地域の方と取り組み、運動会であったり、山、登山だったり、この前も竹野小学校のオープンスクールといったところをやられてたのを見学に行かせてもらったりしました。

そういったのを見ると、なかなか工夫して取り組まれているなというふうに思うところです。

最後ですが、税外収入について、自主財源の確保について、大体一つぐらいは何か提案できないかなと思っていつも取り組んでいます。

今回は、クラウドファンディングという、多分聞きなれない言葉だと思うんですが、それについて提案説明をいたします。

クラウドファンディングとは、個人や団体の企画立案者が、通常、インターネットを通じて不特定多数の支援者から事業のための財源や活動の資金を調達する手法です。

ちなみに、クラウド、IT用語のクラウドというものもあるんですが、それとは別物で、クラウドは群衆の意味、そしてファンディングというのは、資金調達という意味で、どちらも片仮名読みではクラウドが近いというような感じです。

2000年代半ばからアメリカではクラウドファンディングが活用されてきたと。日本では5年前ぐらいから耳目を集めるようになってきました。

クラウドファンディングは注目される理由としては、当然インターネットの高速化とか、ソーシャルネットワーキングサービス、SNSの普及、さらには少額のオンライン決済手段の充実などが考えられます。

このクラウドファンディングの代表的な成功例としては、ノーベル医学生理学賞を受賞した京都大学の山中伸弥教授によるiPS細胞のための研究資金の調達があると。ちょうど3年前の今日、京都マラソンで山中教授自身が完走することを条件に、クラウドファンディングによるiPS細胞のための研究資金への寄附を呼びかけました。マラソンは4時間29分53秒、今走られているぐらいだと思いますが、完走するとともに1,000万円以上の寄附、実際には2,000万円超えたと思います。集まりました。

これらもインターネットを活用することにより、情報の拡散を容易にし、不特定多数の支

援者から事業のための財源や活動の資金の調達に成功した事例ですと。

実際に、自治体が運用する場合に関しては、このようなクラウドファンディング、自治体での取り組み例としては、福井県鯖江市では、12月下旬から全国初の試みとしてクラウドファンディングを活用し、ネットサイト「FAAVOさばえ」の運営を開始しました。

そして、プロジェクトの一つ、行政と市民の協働事業、つつじマラソンのコースにつつじの花を咲かせようといったものを取り組まれ、35日間で目標金額の52万円の支援を達成するなど、順調に滑り出しています。

また、鎌倉市ですが、鎌倉を訪れる交流人口、主に観光客を快適により楽しく周遊してもらうことを目的として、各地に観光施設を整備しています。その一環として、観光スポット案内する観光ルート板を市内140カ所に設置していると。

鎌倉市は、クラウドファンディングを活用して、鎌倉が好きだとか、鎌倉を応援したいと願う全国の鎌倉ファンから寄附を募り、新しく10カ所に観光ルート板を新設することにしましたと。自治体が主体となってクラウドファンディングに観光施設整備事業の資金を募る試みといえるかと思います。

同市は、この取り組みを総称して、かまくら想いプロジェクトと名づけました。かまくら想いプロジェクトは、平成25年の11月11日から12月31日の2カ月間実施しました。観光ルート板を設置するには、1基につき約10万円の費用が必要で、一口1万円として寄附を募り、寄附した方の名前を新設する観光ルート板に刻むことにしましたと。

当初は、寄附を集めるのに2カ月間を想定していましたが、わずか3週間で目標金額の100万円が集まり終了しました。

鎌倉市民だけでなく、全国の鎌倉ファンのまちづくりの一翼を担う参加意識と特典である観光ルート板への名前の刻印といったプレミア感が支援者の心を動かしたといえるというふうに評価されております。

このように、厳しい財政事情を少しでも改善する一つの視点として、税外収入があります。

税外収入とは、税金によらない収入であり、具体的には有料広告、これまでも幾らか提案されたり実施されたりしております。ふるさと納税制度、今回ちょっと拡充があると聞いております。

そして、この辺ではなじまないかもしれないですが、命名権などがあります。

最近、自治体でも活用されるようになってきたクラウドファンディングですが、自主財源としての税外収入確保の手段として、秘めた可能性を持つものと、今触れたように評価しています。調査・研究対象に加えてはどうか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年、平成27年度、とりあえずふるさと納税を、今まで以上に力を入れたというふうに思って、そのように取り組むように指示しています。

ふるさと納税にちょっと類似してるという点があるんですけど、本当に賛同いただけるようなそういう事業が起きたときには積極・果敢に、このクラウドファンディングについても取り組みたいという思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） ふるさと納税にしる、こういったクラウドファンディングにしる、地域を盛り上げる手段として、京丹波町を盛り上げたいと、そういった手段として一つの手段として活用できるものだと思います。

目的としては、そういった地域を盛り上げたいと、そういった意識が結集する形になるかと思しますので、そういったところを踏まえて、今後ふるさと納税、まずはふるさと納税、私もそう思います。

そして、こういったところに自主財源の確保といった視点で取り組んでいただければというふうに思っております。

以上、平成27年第1回京丹波町議会定例会における私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○13番（村山良夫君） 今、議長の許可をいただきましたので、平成27年の第1回定例会における私の一般質問を通告書に基づきまして行いたいと、このように思います。

まず最初には、企業誘致のことについてお聞きをしたいと思います。

今さら言うまでもなく、企業誘致のメリットというんですか、また当町にとってどういうことが大事かということは、これ以外にないという感じもせんこともないです。特に、企業誘致が、今町人口の減少を食いとめる最大の手段だと、働く場所を提供できるということが、そのように思いますし、また、合併特例後の財政運営を考えた場合、過去の事業で不要になったというんですか、事業がうまくできなかって、遊休不動産ということになっている土地を活用することによって、固定資産税が入るとか、またそのことによって企業の税金、法人税等が入ると、こういうようなことがいろいろあるかと思えます。

そういうことで、寺尾町政になってからも、町長は企業誘致に積極的に取り組んでおられ

ますし、また努力をしておられることは重々わかっております。

ただ、そこで、成果が上がってないことについて、何が原因なのかということ、一回検討していただきたいという意味で、次の質問をしたいと思います。

今まで、寺尾町政になって5年強が済んだわけですけども、企業誘致に何をセールスポイントにして当町を売り込んでこられたか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 企業誘致、実際に携わってみて、自分の実感ですけれど、全国やっているわけで、なかなか帯に短したすきに長しで、土地もいっぱいあるんですけど、合わんなという、まず第一印象です。

そうした中でも、頑張っているというのは、一番大事なのは、京都丹波と書いてくれとるんですが、町の名前どおり京丹波が一番の売りだというふうに私自身は認識してます。

それと同じぐらい売り込むのは、災害が少ない町ですよということ売り込んでます。あと、こんなんつけ足しですけど、京阪神からのアクセスがよくなったとか、あるいは畑川ダムができて水が大丈夫ですよ。こんなん当たり前のことなんですね。

それと、感じているのは、工場が必ずしも事業所が必ずしも、今言わはったように京丹波町内やなかったらいかんという考え方も、そろそろあんまり強調すべきではないというふうにも思ってます。働ける場所が近くにあれば、確かに中に来てくれたら固定資産税等あるわけですけど、もっともっとよい場所を、実を言うと何で負けたんかなということ、実勢に移転してやろうと言うてはったのに、福知山市三和町いうて、何でかなと思って改めて行って走ってもみました。やっぱり向こうのほうがよいなというふうに思いました。事業者は正しい判断してはるなど。

そのようにして、京丹波町、工場等を誘致する、今まで誘致された方の頑張らはったんやなという思いを新たにしてるんですが、必然的に創味さんとか石井さんが、集積までいかんでも、あないして来てくれてはるし、ああいう関連ですね、ぜひ、今後とも誘致の先として頑張って、いわゆる食品企業を中心にやっていきたい。

あるいは、あとは町有地も農業に適したところもあったり、小さな工場として迎えられようなどこもあったりするんで、そういうことを参考に、今後とも頑張っていきたいと、そんな思いしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今も町長がおっしゃいましたように、京丹波町の自然の豊かさとか

いう話があったんですが、町長が前に一度この場でおっしゃったのが、自分は気がつかなかったけども、企業誘致に行ったときに、向こうの方が、その企業の方が、京丹波町丹波高原、亀岡を含めてだと思いますが、丸いマジックで丸をしておられた。これが何だということがあとで聞いたとおっしゃったか、そのとき聞いたとおっしゃったか、最大のメリットというのは、地震がない。台風も少ない。そういうことだと、このようにおっしゃってました。

特に、今日はその日になるんですけども、4年前の大震災、また今後、東南海地震等の予想から言いますと、京丹波町のこの地域というのは、そういう意味では、これが最大のメリットというんですか、セールスポイントだと思うんです。

特に、最近の工場誘致、特に田舎にIT企業とか、IT企業の経営者とか、また従業員が来ておられる例を聞いてますと、やはりその最大のメリットというんですか、何でここに移られたかというのは、そういう災害、特に地震がないということでやっておられるというような話を聞いてます。

そういう意味では、私はセールスポイントは、ここに置くべきだと思うんです。そう置いた場合に、一番心配をしますのは、今までここに工場を置いたり、また事務所を置いたり本社を置いて活動されると仮定しまして、最大のネックは何があるのかというようにご理解、理解というんですか、思っておられる、どう思いますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うてもらったとおり災害が少ないというのは、福岡の久留米へ行ったときに、そういう向こうの事業者が言わはって、よう勉強しとって、研究しとってやなと思っ、そのとおりだというふうに思っ、それを一番目の売りにしたいと。それより京丹波という名前のほうを売りたいとか言うてるわけですけど、まず言わはるのが、それだけ工場出て人がおらはりますかって言われるんですね。せやから、町民側から言うと、来てもらたら働きに行くんで人はおのずから増えるって、卵が先か鶏が先かの論なんですけど、実際事業経営される方は、潤沢な労働力というものを求めていらっしゃるといことがわかります。それに対して、大丈夫ですと100%自信もって言いにくい面があっ、非常に苦勞してるといのが企業誘致の、足かせとまで言いませんけど、ちょっと実態かなといこと、答弁しておきます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 確かに人もあると思うんですけども、最近の誘致をする自治体なり地域が望む企業というのは、やっぱりIT関連産業だと思います。

ここでは正直、そう人は要らない、工場にしてもほとんどロボット化されますので、人は

要らないと思います。

京丹波町の最大のネックというのは、皆さんもお気づきになられたかも知れませんが、ちょうど今税務申告の時期です。私も、3月の初めに国税局のイータックスというんですか、あれを使って税務申告をしようと思ってやりかけたんですけども、利用者が多いかどうかということで、インターネットが繋がらない。かなり繋がらない状態が発生しました。これは何だといいますと、CATVで光ケーブルが入ってるといっても量そのもの、いわゆる光の本体から引っ張ってる線が小さいというんですか、容量が低いんで、そういう現象が起きると思います。やっぱり、ここでITなり、また本社なりそういういろいろなものをこへ持ってこようと思うと、水とか道とかいうのも大事ですけど、今最大は光ケーブル、NTTとかそのほかありますね、そういう光ケーブルがちゃんと繋がってるということが大事だと思います。

私も、パソコンは好きなほうですので、亀岡の電気屋さんへ行って、それを言ってたんですけど、NTTは西日本ですけど、光ケーブルについては、一番新しいのを入れる計画というんですか、推進をしたり計画はあるんですけども、京丹波町の地域、一たん受け付けてくれたんですけど、検討しまして京丹波町の地域では当面難しいやろと、こういう話でした。やはり、ちょっと裏話みたいに聞いてたら、自治体全体が町からの要請があるとかいうことであれば、また考える余地はあるようなことをおっしゃってました。

そこで、町長にお聞きをしたいんですけども、やはり、私が今申し上げたIT、いわゆる情報網の充実が大事だと思うんですが、町長の見解はいかがですか、そういうものはなくても企業誘致はできると、このように思われるかどうかをお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことを否定したということはないんです。徳島県、ちょっと町の名前まで出んのですが、サテライト式の、あそこが成功すると、長野とか山梨、いっぱい出てくるわけでね、否定はしないし帰るバスの中でも、区長さんで行ったんで、町長、ああいうふうにしようというて言うてくれる、私、ちょっと不得手なんで、ぜひそういうことを提案してくれる人がいらっしゃったら、100%取り組みますよとも言いました。

それと、ありのまま申しますが、そうしたサテライト型のああいうのんは、全国どこでもできるわけで、副町長にささやいてるんは、すぐすたれていくと、また。そういう危険性があるんで、どの程度投資したらよいかについては、実際、十分検討せんなんなど。

ちょっと余談ですけど、新しい町営住宅を建てて、そして若い人を迎え入れて、そして子育てを終わったら子ども皆出ていって、すたれてる村いっぱいあるんですね。それは後検証

しないんですね。せやけど、そういう自治体もあつたりすると。それと同じように、光ファイバーケーブル、敷いて投資して、徳島の場合は県がしてくれたいうて、はっきり言うてはりましたけれど、取り組みたいとは思っておるんですけど、何か熱病に浮かされたように、町長、これやりましようといつて言うてくれる人がおらんもんで、今、その実施計画といふんか、計画立てられてないです。よいことだという認識ではおります。全てのことを否定しないというふうに構えているということだけご理解いただいたらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 熱病になる1人になりたいと思いますので、ぜひ、推進をよろしくお願いします。

今、いろいろと企業誘致について努力をしていただいているんですけども、正直申し上げて、最近、目立った企業誘致に成功したという例が少ないように思うんですけども、これの原因というのは、やっぱり何かあるのか、先ほどお話しになられたように、いろいろなメリットがあるにもかかわらず、これができてない、それが何かあるのかなど。私は、今申し上げるとしたら、情報網が充実しないことだと思うんです。これ、重なることになるんですが、そういうことを考えた上で、もう一度お聞きしたいのは、そのことをしたら企業誘致ができるとは限りませんが、ここは大事なことだと思うんです。

今、京丹波町の住人の方で、1週間のうち4日以上、自宅で仕事をされて、週に2日ほど本社へ行っておられる勤務の仕方をしておられることがあるというのを、1年ほど前に私聞きました。実は、その方、ずっといつ行っても百姓してはるので、お家もかなり裕福なところなんで、ぼんぼんで、気楽にやってはるんやなぐらいに思ってたんです。ある人に聞いたら、違うでと。あの方はそういう形で仕事をしておられるんやでと、こうおっしゃいました。だから、情報網さえ充実すれば、こちらへ住所を移して、まして京丹波町の場合、子育てなんかには非常に町長、力を入れていただいておりますので、こちらで子育てをしながらITとか情報網を使った仕事ができるという余地は十分にあると思います。一つもう一度、重なりますけども、私の意見に賛同していただけるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 反対はしてない、賛成してるといって、言わせてもろたつもりでおるんですが、今、言わはったような方、私も知ってます。ご主人がイギリス人で、イギリスに住んでおって、奥さんこっちに若いけど、どういう夫婦生活なんか知らんねんけど、こっちで商いしていらっしゃるとかいう方も知ってるんで、そういうことが可能なんだなというふ

うに思っています。否定はしないんですが、私は、傍ら今度、味夢の里ができたというようなことも、まず来てもらうことが大事やと、来て買って食べてなんか書いてくれていますけども、そういう、そして観光に回ってもらうとかいうことですね。いろいろな情報を受けて、ふるさと納税でも指示したんですけれど、10万円もろたら米を3回に分けてとか、それら全部事業者に委ねていかんと、行政がそういうことを本当にやるとしたら、儲かることならんのでとかいろいろ言うてるんですが、要は配送賃とか物すごく高いわけですけど、あるいは出荷するについての手間も高いというようなことですね、それが来てもらって、お金持ってきてもらってガソリンたいて、いわゆる昔で言うたらゲタちびらして来てもらうということが非常に意義があることだという認識しております。ただ、提案いただいている情報網を充実させて、そのことを事業に結びつけるということも十分ほかの地域でなされてるんで、否定はすべきではないという立場しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） これは、これぐらいにしまして、次に、財政改革について、お伺いをしたいと思います。

何年も前というんですか、私、議員にならせていただいたときから、合併特例時期というんですか、終了したら財政の運用が非常に難しくなるだろう、だから早目に対応しておかなあかんのと違うかということ、僕の記憶では二、三度質問なり、また町長の意見をお聞きしたような気はします。なんやかや言うとする間に、いよいよその時期が来てしまいました。

そこで、町長にお伺いをしたいと思いますと思うんですが、これも前のときに質問したんですが、東京都は石原都政時代に、複式簿記を導入されることによって、1兆円近い財政改善に成功されたというように聞いております。

そこで、なぜ、石原都政のときに複式簿記を導入したら財政改善が、あれ十何年かやられたんです。その間に、マイナスからプラス、差し引きしますと1兆円近い財政改革ができたというように認識されてるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとはっきり言うときますけど、村山議員さんは、早目の対応論者やなど。私は、地方公共団体の首長として、こういう表現よくないかもわからんけど、遅めの対応のほうが正しいというふうに思っております。はっきり言うとかんと、議論がかみ合いませんので言うときます。

それと、複式簿記にしたから東京都財政ですか、1兆円改善したというふうに質問されて

るようだけど、そんなことあり得ないというふうに思います。よその自治体の財政のことで、これ以上は申せませんが、複式簿記にしたということだけで財政が改善するというようなことは、まず考えられないということ、私の実感として申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 私、複式簿記にしたらなるんじゃないしに、複式簿記にすることによって、財政の内容が十分に吟味できるというんですか、よくわかるということだと思いません。

実は、先月ですか、病院会計の新公営企業法の勉強会がありまして、そのときに町が委託されている公認会計士の方が、講演をさせていただいて、私、質問をしてた答えとしまして、複式簿記にして東京都は1兆円近い借金があって、年間100億円余りの利息を支払っているということに気づいて、その無駄な100億円の支払金利を減らそうということから、それがきっかけで、ほかの費用等の吟味ができて、その結果として10何年かの石原都政の間に財政改革はできたと、このように聞いてます。

これは、公認会計士の方がおっしゃってたんで、それが事実かどうか、私はわかりませんが、いわゆる単式簿記の井勘定と、複式簿記の金の動きというんですか、財産の動きがわかる違いだと思うんです。複式簿記につきましても、いろいろな説があるんですが、ある一説では、イギリスの皇室の財産管理のために開発されたのが複式簿記だと、こういうことですので、いうように聞いてますので、京丹波町でも、やはり自治体も、もうそろそろ複式簿記を導入して、何が大事かということをやっていく時期になってるんじゃないかと思いません。

当町も単式簿記で、これは言葉が過ぎるかもわかりませんが、井勘定に近い、お金の動きだけを追ってるという内容です。だから、いわゆる予算化のときに、基金を取り崩した金も、借金をした金も、税収の入った予算も全部いっしょくたなんですね。大事なのはその中身だと思うんですが、それが単式簿記ではできないということになるかと思うんです。

例えば、これも再三申し上げているんですが、CATVの放送の受け入れ手数料ですね、2億2,000万円か3,000万円ほどあると思うんですが、これが一般財源としまして、自主財源として入ってるんですね。しかし、ご承知のとおりCATVというのは、光ケーブルの更新とか、機械の更新とか結構将来的に金が要ることは、目に見えてるわけですね。その償却を考えずに、その分を全部自主財源ということで、計画に入れてるということは、いわゆる再投資資金の先食いをしてるということ、いつか財政上、困ることがある。そのこ

とをわかるためには、複式簿記にしてちゃんとした減価償却をして、それに見合う、やっていかなあかんのちやうかなというのが一つ。

それから、もう一つ、これもずっと申し上げてるんですが、予算編成です。これは国の問題もあるかと思いますが、災害とかそういうことが起きて初めて予算化されるということになっています。本来であれば、民間企業であれば、例えば、車1台買っても、耐用年数は5年とか7年に設定して減価償却をして、減価償却が済んだら、次、新車を買おうと。次、この車、この車買わんならんということを計画的になった中で予算編成がされるわけですね。そういうことを今後していかないと、これからの財政運営というのは、私は、いつか本当に困った状態になりかねないと思いますが、そういう意味での複式簿記の導入について、必要であるとは思うんですが、これも町長には前に聞いたときは、現金の動きを明確にするためには、単式簿記が一番すぐれている、そのとおりなんですけど、そういうお話をされた記憶があります。

しかし、私が今申し上げたように、町の財産が、いわゆる懐ぐあいがどうなってんねやということを、十分わかった上でやっていかないと、これからの財政ですか、地方交付税が減ることは、目に見えてるわけです。次も引き続いてお聞きをしたいと思ってるんですが、そういう中で非常に大事なことと思います。

複式簿記の導入について、再度、そのお考えはないかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと答弁書いてくれとるので、読み上げます。

複式簿記等に関しましては、新地方公会計の推進として、発生主義による財務諸表の整備が国より要請されております。本町におきましても、「総務省方式改訂モデル方式」により、普通会計決算に基づく財務書類4表を作成し公表を行っております。

また、本年1月に国から、「統一的な基準による地方公会計の整備」が要請されているところですので、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、財政上の諸問題につきましては、複式簿記の導入いかににかかわらず、分析を行い適切に対処していきたいと考えております。

なお、公認会計士が入っておって隠し財産がわからなくて、それを1兆円返したら100億円利子が助かったという論は、私、町長になって23億円、塩漬け土地、すぐこれは買い戻したほうが町民のためになりますよというて、買い戻しさせてもらったんですけど、複式簿記にせんでも、そんなことは普通は経営しとったらわかることだというふうに、経営者以外が町長にならったときに、複式簿記のほうがよいんかもわかりませんが、学校だって

お気づきだと思うんですよ。全部それ減価償却して、それを内部留保、前年度内部留保資金だといって、ためとったら、地方公共団体ってやっていけへん思うんですね。せやなしに、今までどおり井勘定やなしに、時期が来たら投資せんなんちゅうことわかって議会議に諮って財政運営してるなというふうに、私は認識しております。

複式簿記を否定するもんでも何でもないんですよ。やったほうがよいのはよいんやけど、今求められてないことを、東京都みたいに財政が、不交付団体ですよ。不交付団体どころか、もっと国に出せというぐらい財政が豊かやったらそういうことも自分の自主財源でできるんです。京都市とか久御山町ならできるのかなというふうに思ってますけれど、求められることをきちっと4表というのを出してるというてるんで、私は、京丹波町の場合は、国の指導どおりやっていけば、それほど間違ったことは起きないというふうに思ってますし、心配してもらってるとおり地方交付税をこれ以上減らしたら、確かにこれも、私の支持者の前で言うてますやん、国は財政再建ができると。うちの財政健全化やないですよ。財政再建ができると。ただし、そのときには地方が疲弊やなしに、地方が消滅しとるという可能性が高いというとるわけですよ。

そのことも、私も東京へ行って、一生懸命総務省、あるいは農林水産省等の地方の財政に関する人の講演聞いてるわけですよ。そのことをよく理解してくれとって、地方交付税をこれ以上減らしたら疲弊どころか消滅すると。そのことが地方創生法だと。まち・ひと・しごと、何を言ってるかというたら、そういうことを言うるとるんだというふうに、官僚中間管理職の人が言うてくれてるわけですね。せやから、そんなに地方いじめがこれ以上起きて、地方をいじめて、そして国の財政再建というようなことはあり得ないんだという認識で答弁をさせてもらってるといふふうに理解してもらったらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今おっしゃってた、国の総務省のほうの指導によって決算書に基づいて財務諸表4表を公表しておられます。しかしこれも、再三私が申し上げてるとおり、資産の再評価がされてない。減価償却がされてない。投入した金そのまま資産として計算されてる財務諸表ですから、本当にあんな表を出して何の意味があるのか、ちょっと簿記のわかる者であれば、あんなばかな表が通用すんのかな、これはちょっと言い過ぎかもわかりませんが、そんな気がします。だから、あれをしてるさかい、複式簿記が云々という問題じゃなしに、もっと内容的なことが必要だと思います。

今もお話しされたとおりに、久御山とか自主財源の豊富などこならやればよいという話です

けど、自主財源が、いわゆる儲かっている企業は、余り考えんでもできるわけです。儲かってないさかい、どう改善するか、同じお金、例えば、1億円をどう使うかということをも十分吟味しなければならないということです。その点は、私と町長と考え方が違うというように思います。

その次に、合併特例の時期が到来いたしました。そこで、お聞きをしたいというよりも、私が懸念していることを申し上げるわけです。これも、先ほどおっしゃったとおり、あなたは先のことを早いこと考え過ぎて、心配し過ぎやと、こうおっしゃるんですけど、40年間ほど銀行におりましたんで、どうしても石橋をたたいて渡る傾向が強いのかなということは自覚をした上で、次の質問をしたいと、このように思います。

財政規模が縮小することは、これから5年間で、一説によりますと、特別交付税も11億円ほど5年間で減るといような話も出てますし、それ以外に、先ほど町長がおっしゃったように、国も財政改革、財政改善を、これは世界の金融市場が相手ですから、下手をしますと、本当に大変なことになる状態にあると。そういう意味では、地方いじめになるかもわかりませんが、地方交付税を見直すということも必要だと思いますし、今日のテレビを見ますと、災害は、ちょっとこれは私が勘違いしてるのかわかりませんが、一応、国の復興資金は全部国から出るようになっていますが、そのうちの一部を地方自治体で負担をしてほしいみたいなことを、財務関係の閣僚の方からご意見があったように、やはり地方いじめにはなるかもわかりませんが、これから地方交付税が減ることは確かなんです。

そこで、仮説になりますけども、例えば、京丹波町の財政というのは、ついこの間まで、10年前ぐらいになるのかな、全部合わせても100億円ぐらいだったんですね。それが今、130億円近くになっています。仮に、財政規模が20%縮小したとして、単純に計算しますと、今の公債費比率が14.4%なんですね。これが分母が2割減るわけですから、その分を2割足したら、17.3%にぱっと戻ってしまうわけですね。

それから、経常収支比率82.6%、非常に健全だと思いますし、恵まれた財政状況だと思います。しかし、これも、今申し上げましたように100億円程度まで、2割ほど分母が縮小したと、こう仮定しますと、99.1%、ほとんど必要経費以外に使う予算はなくなってしまうというようなことになりかねないわけですね。

町長、そういうことで、先のことは心配せんほうがええということは、おっしゃる意見はわかるんですけども、しかし、今後5年後には、地方交付税が減ることも確かだと思いますし、当町の財政規模も縮小することも確かだと思うんですね。そういうことに対する見解というのは、どうお持ちなのかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何回も言うてます、これも。そんなもん、あんた、京丹波町だけが減るんやないんで、よそも一緒に、ない袖は振れんと言ってますね。入ってきいひんかったら使えしませんって、まず。京丹波町だけが、今82. 何%経常収支費比率が99になるん違いますやん。全国ですから、そのときには、そしたら今、99まで使ってますやん、どっこもね、経常収支比率、それは110とか120になるんでしょう。そんなことはあり得ないって言うて東京でも言うてくれてるということを使うとるんですよ。せやから、聞きに行きはったらわかりますやん、多分、インターネットとかそういうなん出てないけど、ペーパーくれて、そして説明してくれてるわけですよ。せやから、私は何回も言いますが、お金が入ってきいひんかったら使えしませんて、それは。そのときは、そうしたらええんですよ。そやのに、よそはいっぱい交付税とろうとして、特別交付税もちょっとでもようけもらおうと思ってきばっていろんなまちづくりしてる。南丹市に行きはったらわかりますやん。あれだけいろんなもんがあるのに、市民1人当たりの借金、京丹波町より少ないんですよ。あれは、結局国とか府からようけ金もらわはったんやと思うんですね。そういうふうにして気張ることのほうが、今はよいんやないかということで、私は、そういう立場に立って論を述べとるんです。入ってきいひんかったら節約したらよいと。入ってくるのに、よそより先節約せえと言われても、非常にそれは町民に何か辛抱せいということを強いるということになるということを使うとるんですよ。

財政が破綻するようなことを、いろいろな町長になったとき言うてもろたけど、私は意外と慎重ですよ。経営コンサルタントでも何でもないので、ないのに使うというようなこと考えたことはありません。

複式簿記だっ一緒ですって、複式簿記で言うたら、連結決算したら、ある会社のん買って、その土地がどっち動いたって町民に全然損得ないとかいうことも、複式簿記したらわかるんですよ。一生懸命そんなことで否定はしません。せやけれど言うてるように複式簿記を本当に今、この京丹波町でしょうと思ったら、何億以上の金かかると思ってます、私は。そういうことで、国が求めている今のこういう財政の表でよいということを使うだけで、そのことで答弁とさせてください。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと私の質問の仕方が悪いのかどうか、準備をしとけというのは、金がなくなるから、今からやるべきことを減らしとけということじゃなしに、もらえる

交付金は最大限もろてもろたらよろしい。次に質問することが、その大事なことだと思うんです。

今申しあげました経常収支比率ですけど、これは確かに京丹波町も他の京都府下の財政状況を見てますと、どこも全部ようになってるんです。これは、先ほどから申し上げてるとおり、特別交付税とか、合併特例交付金とか、いろいろなものが入って分母が大きくなったんで、どことも17、8%、ひどいところは19%近かったのが、15、6%という健全になってるんですね。あくまでも分母が減ったさかいです。本来は、経常収支比率がよくなるというのは、分母が減るんじゃなしに、分子が減らなあかんわけですね。ところが、京丹波町、実際分子が減ってるかどうか、これから質問したいと思います。

その一つの例としまして、経費を節減するということが目的だと思うんですが、事務の合理化を図るために、平成23年度ぐらいからやられたんですかね、和知の支所の建物の一部に、IT専用のサーバー室を建設されましたね。これにもかなりの金を投資されたし、それと関連しましてパソコンもかなり能力のある機能の大きいのを導入されました。

この投資というのは、ちょっとお聞きしますと2億5,000万円ほどしているわけですね。2億5,000万円のIT化で事務の合理化をすることによって、人件費、特に残金とかいろいろなことを減らすためだと思うんですが、人を減らし、かつ残金を減らして人件費を縮小する。また、いわゆるコンピュータ上に、サーバー上に資料を残すことによって、紙の資料を残さなくてもいい、そのことによって紙代はもとより管理するいろいろなものが節約されるわけです。このことは、ほとんど地方自治体でもかなり進んでるところがあるわけです。

残念ながら京丹波町では、2億5,000万円も投入をして、平成24年度から運用を開始されているようですが、そういう物件費とか人件費の推移を見ますと、全くその効果が出ていないように思うんです。私は、このことを、町長に申し上げておるんです。このことを申し上げるとるんです。これは、何も町民の行政サービスをカットするわけじゃないわけですからね。このことができてるかどうか、そのことをしとかなあかんのちゃうかどうか、このことを言ってるんですけど、町長の見解をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の皆さんにお答えしときますわ。このことをしとかなんだら、これから人件費や物件費、まだ、村山議員さん、増えるんですよ。今すぐやったさかいうて、減るもんやない。誰かて知ってはります。何か投資したさかいうて、がたっと減るわけない。増える京丹波町財政の健全化を保ちたいということで投資してるんであって、投資した

さかい減るって、というのは、合併、私がしたのではないけど、本当に合併して、そして職員の数を減らして、初代町長が頑張らしたんですよ。そのことを私も引き継いでるし、今、2億5,000万円言わはったことを、投資せんかったらこれから増えていくというふうに、まず理解してください。ちょっと答弁書いてますんで、町民の皆さんも、非常に読んだだけで理解できひん思っって、先結論を言わせてもらいました。

平成25年度に実施した行政情報ネットワークシステムの更新費用は、サーバー及びネットワーク機器が1億4,700万円、パソコン類及びプリンター等、そういう関連したものが約9,900万円でありました。せやから2億5,000万円ぐらい投資しております。

これにより、サーバーの台数は大幅に減少しております。効果につきましては、例えば納付書においては郵便バーコードを印刷することで、郵便料金の割引きを受けるとともに、支払通知書においては、封書からはがきの変更で、郵送料が減少するなどの経費削減が図られています。あるいは図られていきます。

また、各端末の操作性向上や電算処理速度の向上によりまして、事務の効率性向上等にも寄与しているものと考えられます。このことは今後も寄与するということであります。

ただし、職員に求められる事務は、増大かつ多様化しておりまして、災害の発生とか臨時的な事業の実施等ということで、時間外手当も含んで、すぐ表れてないということは認めておきたいと思ひます。ということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今、すぐに効果は出ない、これから費用が増えるのを押さえると、こうおっしゃってるんですが、平成24年度の決算と平成27年度の予算、一般会計の人件費、物件費を比較しますと、2億6,700万円予算は増えてるんです。このことは、町長、自覚をしといてほしいと思ひます。2億6,700万円増えてるんですよ。そういうことです。そのことを前提で、次の質問に移りたいと思ひます。

次は、町立病院についてお伺いをいたします。

町民にとって、病院施設等は欠かせないものですし、できることなら自前の病院なりそういうものがあるに越したことはないと思ひますね。しかし、先ほどから申し上げてるとおり、国の財政はかなり厳しい状態になってるわけです。そういうことを考えますと、やはりこれからは、投入する費用とその効果のバランスを考えて、自前で必要は必要でもその分をやむなくやめなければならない。私どもでも、友達なんか聞いてると、今まで普通車に乗ってたけども、年金生活になったら軽自動車にかえな仕方ないというように、自分の身の丈に合ったことが必要だと思ひます。

そこで、病院のことについて具体的にお聞きしたいと思います。現在の病院の規模と運営方法ですけれども、隣接する南丹病院とか明治鍼灸病院というんですか、それから綾部市立病院、ここらの規模と同じような内容の機械設備をやって、同じような治療病院をやってたんでは、到底対応できないと思うんですが、町長はそういう状態で、今の状態で町立病院が運営できるかどうか、また、町立病院を運営するためかなりの年間投資を一般会計からするわけですけれども、それが必要なかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、名前挙げはったことは、本当に仲よく連携してるんですよ、それでも京丹波町病院の存在意義があるという認識で立ってます。これとて、今言わはったように、ない袖は振れんので、そのときにはそのように町民の皆さんに説明したらよいということで、それどころか、私は、高齢化が進んで、あるいは子育てでも、病院の関与を求めんなんような施策もあるわけで、京丹波町病院、あるいは和知診療所、あるいは歯科診療所、質美診療所ともども、今後とも充実させていきたいと、そんな思いであることをお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと時間がありませんので次にいきたいと思うんですが、これも、この前の病院主催の公営企業の勉強会で講師の方がおっしゃってたんですが、減価償却が50%を超えてるということで、いろいろな設備の再投資が必要だというようなお話をされてきました。平成27年度の予算でも、レントゲン施設に1億円弱ですか、の投資をされるということになっているんですが、やはり、今町長の考え方が、これはちゃんとこのままやんねやおっしゃってる以上そういうことになるのかもわかりませんが、私は、これ以上、お金を投入することはいいのかどうか、病院は何もそういう先進機械を入れた拠点病院とよく似たような治療じゃなしに、地域に徹した治療というんですか、ケア的な病院にしていてもいいんじゃないかと思うんですが、もう一度、そういう意味では、再投資をするまでに、今の病院の形を、いわゆる地元に必要な治療病院というんですか、そういう病院に体制を変えられるつもりはないかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 結論で言うたように、特に南丹病院とはいろいろな機能分担をしてるわけですよ。京丹波町の中での病院として、その程度の機器が必要だということで、そんなに高い機器でも何でもない、それを過年度分損益、内部留保資金を充てるということです。

それ以上でもそれ以下でもありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） それで、先ほど言うてました、次に、過年度分損益勘定留保資金というのは、5億円を超えてるわけですね。これは、現金ですから預金になってるんです。片一方では、公債がかなりあります、公債の金利はどれぐらいかわかりませんが、多分2%を超えてるんじゃないかと。単純に2%としますと、預金金利の100倍ぐらいです。5億円を単純に計算しましたら、支払金利が1,000万円ほど無駄になっていると思うんですが、このことを改善する何か考えを持っておられるのかどうか、検討されたのかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご質問でございますが、先ほど町長が申しますとおり、京丹波町病院の今後の方向性、これをいろいろ考えていく中で、再投資の際に、こういった必要に応じて活用することを考えていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとそこまで病院会計の決算書を見て気づいてなんなんですが、利息がそれほどかかっているとしたら、一応、自分でも確かめたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今の課長の答弁と町長の方針とは全然違うと思うんです。町長は、できるだけ借り入れをする借金があるなら、基金等はできるだけ取り崩して、できるだけ支払金利を少なくしたほうが良いというようなお話でしたけど、今の課長の話によりますと、将来の再投資のために、それが必要だと、こういうようなお話でした。その辺は意見がどうなっているのか、非常に疑問に思います。

時間も来ましたんで、私は、これで一般質問を終わりたいと思うんですが、病院会計だけと違って、バス事業とかその他のものを含めまして、やはり、もうそろそろ自分の身の丈に合った事業をやっていくようにすべきであると、このように思いますし、そういう意味では、財政を縮小することによって、行政サービスを減らすんじゃないに、行政サービスを充実させるために、経費等の節減をしていくべきだと思うことを、意見を具申しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時50分間まで休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） 初めに、本日は3月11日、あの東日本大震災が発生してから丸4年が経過をいたしました。被災地みずからの努力と多くの皆様のご支援により、多くの地域で復旧・復興が進展しておりますが、被害の規模や自治体の取り組み状況等により、復旧・復興の進捗に大きな差が生じておる自治体があります。

また、福島では、今なお12万人もの皆さんが避難生活を続けているほか、除染、汚染水処理の問題、住民の健康管理などの深刻な課題に直面をしております。被災された皆さんが、安心して元の生活に戻れるように、一刻も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、通告書に従いまして、以下3点につきまして、町長にお尋ねをいたします。

まず、第1点目は、平成27年度の施政方針についてであります。

いよいよ本年10月には、京丹波町が合併してから満10年の節目の年を迎えることとなりました。合併から10周年を迎える今年は、ひつじ年であります。ご承知のとおり、羊はその温和な性質と群れをなして行動することから、平穩、安心、そしてにぎわいということを意味をしております。

そういう観点から、本年を契機に本町がさらに一体化とにぎわいを増して町民の皆さんが平和で安心、安全に暮らせるよう、幸せな一年であることを願うものであります。

そういう願いのもとに、以下、平成27年度施政方針について、町長にお尋ねをいたします。

まず初めに、本年は寺尾町政2期目の2年次の年に当たります。そのような中、町長は2期目のスタートに当たる選挙後初の所信表明で、合併後のまちづくりの真価が問われる4年間である。合併してよかったと思えるまちづくりに全力で取り組み、未来への責任を果たしていきたいと述べられました。

そこで、公約であります「安心・活力・愛」のあるまちづくりを確かなものとするために、五つの重点目標を掲げておられますが、これらの諸施策が本年度予算にどの程度反映されているのか、本年度の具体的施策とまちづくりについての町長の決意をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、常々日々の暮らしを支援する施策を進めることを念頭に、各施策を実施しているわけですが、合併してよかったというのは、日々の暮らしそのものを支えるという一言に尽きるというふうに思っております。

そうした中で、公約であります「安心・活力・愛」のあるまちづくりを確立するための五つの重点施策のうち、平成27年度予算編成における施策としましては、教育の振興であります。小中学校及び幼稚園の空調設備の充実、あるいはこうした教育環境、それと、安全とか安心にかかわってのいろいろな構造物以外の耐震化、照明器具とか体育館やったらバスケットリングとか、そういうものをしっかりと耐震化していくということです。

また、医療・介護・保健・福祉の充実では、地域包括ケアシステムの推進、各種健診事業及び予防接種に関する事業や常勤医師の確保など、心がけてきました。そのことに予算を割いております。

また、安全の確保では、あらゆる災害に迅速に対応するための移動系防災行政無線の整備、計画的な消防車両の年次更新、あるいは防災備蓄物資の購入、あるいは有事の際に避難所となる公民館や集会所の耐震化に対する費用助成及び住民避難訓練の取り組みなど、実施しているし、予算を充てております。

産業の振興では、産業の振興では、雇用確保のための企業誘致やしごと起こし対策、道の駅「京丹波 味夢の里」を拠点とした産業交流の推進、あるいは特産品の開発の仕組みの構築及び京都府との連携で進めている京都トレーニングセンターの整備など丹波自然運動公園の充実など、また農林業の振興では、近年特に被害が増えている有害鳥獣に関する対策、森林資源を活用する熱供給システムの構築、あるいは中央公民館図書室の木質化や地域熱供給システム導入、京丹波町産材の利用促進のための木材搬出事業の拡充など、地域資源を活用する持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えての予算であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま町長のほうから、教育やとか福祉、また災害防災、そして木質資源の活用等、積極的な施策を講じておるといようなことをお聞きしたんですが、これらの施策を実現していく上におきましては、健全財政の維持確保というのが、今までから言われておりますけれども、必要不可欠であるというふうに考えております。

そこで、本年度の税収を見ておりましたら、貴重な自主財源であります町税が前年度と比べますと、約5,000万円ほど減収をしておるといようなことをお聞きしておるんです

が、その上に、いよいよ合併によります特典でありました合併特例もいよいよ終了してくるというようなことで、交付税も年次的に減額をされる。

また、財政調整基金につきましても、年々取り崩しがなされておきまして、いよいよ底をつきつつあるというような状況の中で、一層の財政の健全化というのが必要であるというふうに施政方針でも述べられておるんですけども、本年度の減収の実態と、また今後財政健全化に向けてどのような対策を講じようとするのか、財政の見通しとあわせて、その具体策についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本年度につきましては、合併10年ということでございまして、合併の特典でありました優遇措置につきまして、本年度、平成27年度までの措置ということになってまいります。

本年につきましては、一定税収の減とかいう部分はあるものの、これまでどおりの収入を何とか確保して対応ができるものと考えているところでございますが、次年度以降、将来的な部分につきましては、合併特例が終了するというところで、年々その優遇措置が減少をし、5年後には、これまでから申し上げておりますように、交付税ベースで約10億円程度の減少が見込まれるという状況でございます。

そんな中で、厳しい財政運営を強いられるわけですけども、さらなる財政の健全化というものが、今後求められるものでございます。

特に、今後の財源の確保につきましては、一定、町有の土地等の資産の有効活用というのも一つの財源確保のものでもありますし、また、新たな財源ということで今後、研究もしていきたいというふうに考えております。

また、この間、合併特例債なり過疎債等を活用しまして、振興基金等の基金の積み立ても行っているところでございまして、財政調整基金につきましては、減少傾向にありますけれども、これらこれまでに積み立てをいたしました基金につきましても、有効的に活用をしていきたいというふうに考えております。

また、経費の削減につきましても、事業実績を検討する中で、さらなる事業の効率化、あるいは効果的な事業の選択をするとともに、施設管理部分におきましては、外部委託等のものも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今後、一層町債残高の縮小等も含めて、財政健全化のために取り組

みを強化していただきますように、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

次に、先ほども述べましたように、本年は合併10周年の年に当たります。このときに当たりますと、念願でありました京都縦貫自動車道も開通が、先般の報告では、7月の夏休み前ぐらいには開通をするというようなことで、お聞きをいたしましたけれども、そういうことで、縦貫道の完成時期等についての質問もさせてもらおうと思ったんですが、既に新聞報道等もありましたので、その点につきましては、割愛をさせていただきます、関連しております道の駅「京丹波 味夢の里」の関係について、お尋ねをしていきたいというふうに思うんですが、京丹波町にとりましては、京都縦貫自動車道の開通とあわせて、本町の活性化の拠点施設として、道の駅「味夢の里」、これも順次完成に向けて現在整備が整いつつありまして、一刻も早い完成を望むものであります。

そういう観点から、京丹波町にとりましては、これからがまちづくりのスタートであり、正念場を迎えるといっても過言ではないというふうに考えます。

そこで、京都縦貫自動車道の開通を起爆剤にしたまちづくりをしていくというふうにされておりますが、京都縦貫自動車道は、着工から今日まで約35年、多くの皆さんのご努力によりまして、完成の日を迎えることとなりました。今後のまちづくりに対する町長の思いをお聞きをしておきたいというふうに思います。

あわせて、味夢の里の工事の進捗状況とオープンに向けての課題は、現在何が残っておるのか、その点につきましても、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おかげさんでというんか、京都縦貫自動車道、本当に工事遅れてきたし、瑞穂トンネルが非常に苦勞したようで、不安に私自身思っておったんですが、ずばり言うて知事の協力なりリーダーシップで今日までこぎつけられたなというふうに思っております。やっぱり、何とんでもという思いが現場サイドまでずっと伝わって頑張ってくれてるといことは、1月1日以降の挨拶回りでも、肌身で感じました。

瑞穂トンネルが、実を申しますと、3月2日、3日の議会やったんですけど、3日の昼休みで町長室へおりたら、電話いただいて貫通したという話でした。まだ、伏せといってくださいねということで、5日に正式に発表されたのかな。そういうことで、いよいよ今まで工事から、これからそれを生かしたまちづくりというご質問を受けたと思います。

課題については、担当課長、あったら後で答弁してもらいたいんですが、私としては、平成8年だったと思うんですけど、丹波まで縦貫自動車道が延びてきたんですね。したがって、すぐに、これは偉いことやというちょっとした危機意識から、別にそんなことせんでよかつ

たんですが、丹波町にとっては道が1本できたら、町がよくなるどころか寂れるという認識で、いろいろなとこに要望活動しました。それは、京都縦貫自動車道を利用したまちづくりが必要だという意味で要望活動をさせてもらったということです。

明治43年に鉄道が下山、和知駅、そして安栖里、立木と、開通することによって、どちらか言うたら丹波の須知とか、あるいは瑞穂の桧山とか水原とか、そういうところが非常に寂れた面もあるし、まちづくりに、地域づくりに苦勞したという歴史があるわけですね。

ところが、昭和30年代から自動車社会、道の社会に、鉄の道から普通の道路にかわったということ。これを最大限活用して、丹波地域は栄えたというふうに私は認識してるんですね。せやけど、新しい道が1本できることによって、全国津々浦々、それこそ旧道に面したところは寂れたという歴史があるんで、それを教訓とするなら478号を京都縦貫自動車道開通に合わせて、当然対策を立てんなんという意味です。おかげさんで丹波パーキング、当時仮称でしたけど、丹波パーキングは予定されとって、それに連結、隣接して振興施設、みんな言うてくれはる、京丹波町の振興拠点施設が今着々と工事が進んで、多分3月31日には、本体は、私は完成するんやないかというふうに期待しとんですが、何にしましても、久御山町から京丹後市まで100キロいうて書いてますね。100キロの間にこうした施設がないと。もっと言うと、久御山から多分、京奈和道いうんだと思うんですが、京都、奈良、そして和歌山につながってる道路ですね。そういう道路にも、あんまりこういう施設、私、見たことありません。あるいは、京丹後市から山陰道につながるわけですが、この間にできるという話も聞いておりません。若狭道ですと、どこか1カ所上中にコンビニとちょっと地元のを売られてるというような話、聞けるわけですね。こういう施設がないということは、非常に有利だというふうに、まず理解したらよいと思います。最大限生かしてもらいたいなという思いです。

それと、もう1点、先にもちょっと話してましたように、今流通業といわれる小売屋さんですね。食堂業も含む、食堂業も実を言うとお商売屋さんなんですね。商品はああいう一つの食べ物ということになってるだけで、あるいはサービス業もお商売屋さんです。そういうふうに私は、認識してるんですが、もう一つが、物を運ばはる物流業といわれる人たちですね。

今、物流業が非常に発達しまして、反対に流通業に乗り出してはるとこものすごく多いんですね。名前いうてもよいんやろうけど、そういうふうにして物流業、ようテレビでも映ります。ダーツと機械で分別して、大体九州で昼ごろしたら明くる日着いてます。私も最近買い物して、出しますといたら、明くる日ぴちっと着くというようなこと。

そういうことで、そういう業に京丹波町が税金使って乗り出すということについては、非常に時代遅れになると、あれだけの設備できませんので、それなら、どういうことを考えるんだといったら、先ほど言うたように、来てもらうということですね。京都市から神戸市までの間に1,600万人ぐらいの国民というか市民がいらっしやると。その人たちに足を運んでもらうと。足を運んでもらうための施設として「京丹波 味夢の里」を、私自身位置づけてるわけですね。そういう意味で、商工課中心に商工会や、あるいは観光協会、道の駅管理運営者会、あるいは一番大事な出荷者協議会等がいろいろ頑張ってくれているようです。

このことで、生産も拡大せんなんということで、瑞穂マスターズ農園等を拠点として、そういうことにも取り組んでくれてるようです。もろもろいよいよ、よそに建設されてないサービスエリア的な機能を持った道の駅「京丹波 味夢の里」を拠点として京丹波町のまちづくりに力を入れていくタイミングに差しかかったのかなと思ってます。

話しとったら切りがないんですが、府道にもおりられるし、丹波自然運動公園も、いよいよ23億円使って、100%京丹波町産の木材を使ってのトレーニングセンター、あるいは宿泊棟なんかも建設してもらおうことが、もう注文してくれてはんで、間違いないんですが、本当に今まで口で府内産材とか言うってたんですが、なかなか100%格好だけやったんですけど、本当に実質京丹波森林組合にも発注してもらったとかいうような事実があります。それらが、いよいよ生きてくるというふうに思っていますので、さっき、午前中言うてくれた事業ごとにとかいうのも一緒に議員さんと場所も立って、向かいのひかり小学校から丹波自然運動公園までの景色を見ると、多分みんな頑張ってる木を植えたり花を植えたりしてくれはると思うんです。非常に明るい10周年が起点となって、これからの10年が、また頑張れるんやないかなというふうに、本当に期待してます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 工事の進捗状況につきましては、先ほど町長からもありましたが、建物なり給水管の布設工事については、年度内3月末までに完了するべく工事を進めております。

なお、道の駅「京丹波 味夢の里」として一体的に整備します京都府が施工しますトイレなり、本町が工事しております駐車場や広場の整備、また府道からのアプローチ道路となる町道古墳公園線の舗装工事や調整池の整備工事、また案内看板等の工事につきましては、繰り越しをさせていただいて、工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

開通時期等の見通しが発表されましたので、開通時期に遅れることがないように工事のほ

うは進めさせていただきたいというふうに考えております。

あと、オープンに向けての課題ということなのですが、新たな玄関口となる道の駅「京丹波 味夢の里」に町内外から多くの方に来ていただいで、本町の魅力を感じていただけるように、オープンに向けましたPRやイベント開催の準備が必要であると考えておるところでございます。

また、本施設を地域の活性化につなげるためには、より多くの町民の方に本事業にかかわっていただく必要があると考えておりますので、出荷者協議会の会員のさらなる募集、増大に向けましてのPR、また会員の研修を通じて農林産物や加工品等の出荷物の確保に努める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、それぞれご答弁いただいたんですが、京都縦貫自動車道の完成とあわせまして、味夢の里のオープン行事等も、今後検討をされるというふうに思っておりますが、今も話がありましたように、特に道の駅のオープンに向けて、今後一層出荷者協議会との調整といいますか、そういう説明というのも今後必要になってこようというふうに思っておりますが、現在、聞いておりましたら会員の方が130名ほどというふうに聞いておりますが、農産物を、特産物を年中出荷しようと思いますと、期間があくことなく年中出すというふうになりますと、もう少し会員も増やしていく必要があるんじゃないかなというふうなことを考えております。

今も言いましたように、年間通してコンスタントに農産物を出荷するためには、例えばですが、ハウス栽培等に力を入れておられるそういう農家があるわけなんですが、その農家のための支援策を講じるというようなことも必要ではないかというふうに考えますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ありのままお答えをさせていただきます。担当課から要求があったら、即結構なことやなということで、応えていきたいと思っております。私が、一々言えんという意味を言うてるんですが、今、ご提案いただいたようなことを積極的に取り組んで、本当に京丹波町内産で売り場が満杯になることを望んでおりますので、ありがとうございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、町長のほうから、担当課のほうから要望があったらということなのですが、聞いておりましたら出荷者協議会の中でも、会員の中でもそういうハウス栽培

等に力を入れて年中出荷ができるような体制を組んでいきたいというふうに聞いておるんですが、担当課としてそういうご意見を聞いておられるのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 担当課といたしましても、農家さんの生産者のほうからご意見を頂戴いたしております。

担当課といたしましては、農林漁業関係補助金のほうでパイプハウス等の建設につきましては、そちらの対応で対応させていただきたいというように出荷者協議会のほうとも調整をさせていただいておるところでございます。

また、先ほどありましたように、年間を通じての出荷というものが大変必要であるというように、担当課としても思っておるところでございます。現在、出荷者協議会のほうで年間出荷に向けて計画策定のほうの研修会、またそれに関連します農薬の使用基準、また加工に関する研修会等を実施して行っているところでございます。

今後におきましても、出荷者協議会と連携をしながらうまく生産物が出荷できるように調整を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、続きまして、子育て支援対策についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的に法案が制定をされまして、京丹波町においても、先ほど、子ども・子育て審議会から支援計画についての答申が出されておりますが、改めてどういう内容であったのか、町長にお聞きをいたします。

あわせて、答申を受けて今後施設整備をどのように進めようとするのか、その点についてもお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町子ども・子育て審議会からは、町立幼稚園・保育所のあり方として、須知幼稚園と上豊田保育所は統合して幼稚園と保育所のよさを取り入れた幼保連携型認定こども園として新たにスタートさせた上で、適正規模に応じた施設を整備することとの答申を、まずいただきました。

議員の皆さん方もご承知のとおりですね、須知幼稚園と上豊田保育所の施設に関しては、

老朽化への対策が課題であります。どちらかの施設を改修して活用することは困難な状況であることから、答申内容を基本に、将来推計人口や町の財政状況を考慮した上で、認定こども園という新たな形のもとで、施設整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在策定を進めております京丹波町子ども・子育て支援事業計画にも、整備に関する内容を盛り込む予定であることから、計画期間である平成31年度を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 本年度の施政方針では、幼保一元化に向けた教育施設の整備などの取り組みを推進するというふうに言われておりますが、その中で、特に下山分園のあり方について、昨年私の一般質問では、子ども・子育て審議会において、現在検討いただいておりますということで、その結果を待って判断をしたいということで言われておりました。地元の意向というのもあると思いますし、慎重な判断を要すると考えておられたんだなというふうに思っておるんですが、そういう中で、審議会の答申が出される以前の、昨年の年末ですが、ある議員のほうからインターネット上で、審議会が下山分園は廃止するんだというような結論に至ったとの発信がされておりました。

私、その文面は見えていないんですけども、聞いたところなんですけど、こういう言葉がひとり歩きするということは、臆測なんですけど、下山分園は答申が出る以前から廃止ありきで進んでいたのではないかなというふうなことで、変な勘ぐりもするわけなんですけど、町長の、もう一度改めての見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そもそも審議会を設置するというか、開いてもらうということは、やっぱり誤解のないように行政を進めるということに、ある種尽きるんです。そうしたことで、審議会を開いて多くの方の理解を得て施策を実行していきたいということなんで、そういう発信があったとしたら、非常に残念に思います。

私は、担当課長から、こういうことが出てるということで報告を受けました。非常に、そのときも残念に思ったんですけど、いよいよ下山分園のことについて触れられてます。十分答申をしたとしても、答申の中に十分、慎重に取り扱いせよというような意味です。

したがって、私としては、これからそういう答申を受けたことを地元で丁寧に説明して、理解を得ていくということになります。まだできてないんですけど、これからしっかりと説明して理解を得ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 下山分園の現状というのは、既に皆さんご承知のとおりなんです、いつまでもあの状態で放置をしていくというのができないというふうに思いますし、一定答申が今回出されたというような中で、その答申内容を尊重しながら、町としても地元説明とか、そういうような協議等についてもしていただきたいというふうに思いますし、今、聞いておりましたら、認定こども園ということで、大体平成31年をめどということでしたけども、本年ちょうど合併して10年たつというような、そういう節目の年でもありますし、町長の任期、あと2年余りですが、その間にはっきりとした一定の方向性というのを出すべきやというふうに考えておりますが、改めて町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 手順を踏んで自分の思いもはっきりその後示していきたいというのか、皆さんにお知らせしたいと思います。

とにかく、幼児保育、幼児教育、非常に大事やという認識でおりますので、本当に喜んでもらえるような発表がしたいなど、そんな思いでおります。その前段階、今担当課長に聞いたら、まだできてませんので、この場は慎重に答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 続きまして、シカやとかサルの有害獣対策について、お尋ねをしたいというふうに思います。

町長は、施政方針で有害獣対策を最重要課題というふうに位置づけ、被害防止や捕獲対策を強化するとともに、狩猟者の育成、効果的な捕獲対策を研究していきたいというふうに述べられております。

町では毎年、捕獲助成金やとか被害防止策等の費用に6,000万円から7,000万円の多額の予算を支出をしているものの、これら有害鳥獣の被害というのが年々拡大をしているというふうな状況にあります。

各農家におきましては、自分の田畑1枚1枚に、独自にシカ網等を張りめぐらして、自己防衛に努めておるといような実態がございます。年々被害が拡大している原因には、いろいろと言われておりますけれども、結局は頭数が増え過ぎているのが一番の原因であるというふうに考えております。

そこで、近年の被害状況と捕獲の頭数につきまして、改めてお聞きをしておきたいという

ふうに思います。

あわせて効果的な捕獲対策を研究していきたいというふうに述べられておりますが、具体的にどのようなことを検討されているのか、本年度の施策についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣によります農作物等への被害のほとんどは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによるものであります。被害全体の約98%を占めております。その被害の多くを水稲が占めており、全体の71.5%であります。

捕獲実績につきましては、町の猟友会にご尽力をいただきまして、シカにつきましては、平成25年度実績で1,742頭、平成26年度、途中実績ですが、1,440頭であります。

また、サルにつきましては、捕獲が難しい動物であります。平成25年度は19頭、平成26年度が4頭を捕獲いただいたということであります。

また、被害防止施策につきましても、引き続き金網フェンス等への設置補助を行うとともに、町の猟友会の協力のもと、有害鳥獣捕獲を行ってまいるとのことです。

平成27年度の重点対策としましては、近年被害が深刻化しておりますニホンザルへの対策を行ってまいりたいと思っております。

具体的には、ニホンザルだけではなく、ニホンジカ、あるいはイノシシにも効果の高い防護柵をモデル的に設置しまして、広く住民に対し周知をしてまいりたいと考えております。

また、サルの被害がある集落で、関係機関と協力して講習会を行い、サル追っ払い用の煙火等を住民の皆さんが使用いただける環境を目指します。けむりびと書いて煙火等をとというところですが、これについては講習を受けていただいた方のみ使用できるということで、そうしたことも行っていますし、行っていきたいということです。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） いろいろと対策を講じていただいておりますが、現状を見ておりますと、防除というより守りの姿勢であるというふうに考えておまして、やはり、守りの姿勢だけではなかなか限界があるなというようなことを考えております。

私たち農家の願いというのが、有害獣の数を減らすこととあります。すなわち駆除ということになるわけなんです。いま一度、対策の原点を駆除に向けるべきというふうに考えております。

そういう中で、現在、猟友会では会員の皆さんの高齢化と、それから会員の減少というような問題を抱えておるんですが、有害獣対策のキーポイントは、やはり猟友会であるという

ふうにご考えておきまして、これらの育成について、具体的にどのような指導を考えられておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今、ございましたように、本町におきましては、猟友会と行政が一体となって駆除をしていく必要があると考えておるところでございます。

猟友会の育成につきましては、現在、また新規の猟友会に入っていただく方、有害駆除の対策の隊員となっておられる方を多く目指すことから、免許の捕獲に対する助成を行っておるところでございます。

また、そうした中で、安全面等を考慮しまして、一定猟友会のほうの指導も行ってきたおるところでございます。

また、平成27年度に向けましては、捕獲隊員のより質の向上等に向けて、現在猟友会と調整をしておられるわけではございますけれども、全員の捕獲隊員の方に講習を受けていただくような形で進めてまいりたいというように思っております。

また、平成26年度まで実施をしております大量捕獲装置の実証の結果を踏まえまして、今後、より効率的な捕獲に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今年も間もなく猟期のほうも終了するわけなんです、狩猟期間中におきますシカの捕獲の奨励金の関係なんです、現在、京都府のほうでも独自のシカ捕獲の奨励金制度を設けておられて、4頭から10頭まで、それが4,000円でしたか、そういうような制度を設けておるといことなんです、今まで1頭から3頭までは、奨励金と申しますか、そういうのは何もなしということになっておりますので、本町においても、これらの補助金、奨励金の上乗せとか、そういうふうな独自の措置と申しますか制度というのをつくる必要があろうというふうにご考えておるんですが、改めて本町ではそういう独自制度をつくる考えはないのかどうか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

特に、捕獲実績では、聞いておりましたら、多い人やったら1人で5頭、10頭というふうにご捕らえておられるようですが、平均しますと1頭から3頭までの捕獲の人が大体7割ほど占めておられるということで、ほとんどの人が4頭以上となると、その制度の恩恵をこうむらんというようなことも聞かれますが、そこら辺のことについて、お聞きをしておきたいというふうに思いますのと、もう一つは、わなですね、これの設置の講習会を実施して、狩猟者の育成に努めるべきやというふうにご考えるんですが、先般、私の地元のほうからも、わ

なをとりたいというような希望の方もありまして、ぜひとも今年、そういう資格をとっていききたいというようなお考えなんです、改めてそういう講習会等も実施する考えはないのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 狩猟期間中のシカの捕獲に対する報奨金でございますけれども、現在、京都府の事業を活用いたしまして、実施をしておるところでございます。今、議員さんのほうからございましたように、4頭目から10頭目が対象になるということで、1頭当たり4,000円に對しまして、報償金が支払われておるものでございます。

先ほどございましたように、1頭目から3頭目が、対象にならないということになっております。本町といたしましても、今後、シカの数が増えてきておるといふようなことから、今後検討をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、有害の捕獲に對しましては、先ほども申し上げましたけれども、猟友会と行政が団結して取り組まなあかん対策でございます。

そうした中で、狩猟者の確保というものが非常に重要とされております。そうした中で、今後におきましても、わな等の講習につきましても、有害の捕獲隊員の方に平成27年度全員の方に受けていただく、また狩猟者の確保については、狩猟免許取得に對しての支援を行っていくというふうなことで、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 次に、サル被害のことについてもお尋ねをしたいというふうに考えておるんですが、聞いておりますと、兵庫県のほうでサルに発信器をつけて、行動を追跡して、いち早く被害防止に努めておるといふのを聞いておるんですが、果たして効果のほどはどうか、わかっておりましたらお尋ねをしたいというふうに思いますし、あわせて本町での取り組み、これはどうか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

また、本年度事業で、サルの捕獲の柵の実証研究をするというふうにされておりますが、具体的にどこでどのようなことをされるのかにつきましても、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） サルの発信器でございますけれども、兵庫県のほうで発信器がつけられたものが瑞穂地区の梅田地域のほうで篠山と梅田地域を行き来しておるサルについて発信器がついております。

本町といたしましては、平成26年度にその電波を傍受する機材を購入いたしまして、現

在、梅田地域のほうにお貸しをさせていただいて、地域のほうでサルの追い払いについて、その器具を使っただいて対応いただいております。

また、平成27年度の対策といたしまして、モデル的にサルに効果の高い柵を設置して、広く住民の皆さんに周知をしようと、今現在進めておるところでございます。

それにつきましては、特に銃器等での捕獲が困難な地域になるわけではございますけれども、現在、担当課として考えておりますのは、下山地区の知野辺地区で実証をさせていただきたいなというように思っております。

その柵につきましては、10センチ以下のワイヤーメッシュを設置しまして、その上段に5センチ間隔、また10センチ間隔等で電気柵を4段から5段設置するものでございまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、ニホンザルだけではなくて、シカ、またイノシシにも効果の高い柵ということになっております。

あわせて、サルにつきましては、非常に駆除のしにくい動物でもございますので、やはり、地域住民の皆さんの追い払い活動というものが重要になってくるということから、本年度、煙火等の講習を受けていただいて、住民の皆さんがそういったもので追い払いができるような形で、地域とも一緒に一体となって追い払いができるような形で進めてまいりたいと思います。

また、2月の段階ですけれども、ほかのサルの群れにも、和知地区の篠原、それから今言いましたように下山地区のサルにつきましても、京都府のほうで発信器をつけていただいたところがございます。

こちらのほうも、あわせて、追い払い活動ができるよう、地域の方々と話し合いながら、また関係機関の協力によりまして、講習会を実施しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ようわかりました。また、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の介護保険事業計画について、町長にお尋ねをいたします。

介護保険の事業計画は、3年を1期としまして、各種介護サービス量の見込みと必要な介護サービス基盤の整備計画、第1号被保険者の保険料などを定めるものでありますが、国では、第6期計画を団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた計画というふうに位置づけております。京丹波町においても、高齢化の進展に伴いまして、要介護者が増加し、この間、特別養護老人ホームの移転増床や、小規模特養、グループホームなどの地域密着型サ

ービスを中心に、受け皿の充実、基盤整備を図ってきておりますが、増え続ける施設入所の待機者、入所希望者には追いついていない状況にあります。

また、現行制度の仕組みでは、保険料も大幅に値上げせざるを得ない状況にあります。

こうした現状認識の上に立って、京丹波町の第6期事業計画の課題と施策展開の方向性について、町長にお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第5期計画においてですが、地域密着型特別養護老人ホームの開設、あるいは広域型特別養護老人ホームの移転増床、低所得者層の住まいの確保を目的とした軽費老人ホームの整備など、入所待機者の解消、あるいは高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応できるように、事業計画に基づいた基盤整備に努めてきたところであります。

第6期計画におきましても、第5期計画の取り組みを継承しながら、団塊の世代が75歳に到達される平成37年を見据えた計画として、引き続き本町の地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進していく必要があると考えております。

平成27年度からは、とりわけ地域支援事業の見直しに係る大幅な制度改正が見込まれております。介護サービスの拡充のみならず、ボランティア等による声かけなどの見守り体制や地域ぐるみで支え合える生活支援サービス提供体制の確立が喫緊の課題となっております。

高齢者の皆さんにも、可能な範囲で支え手側の役割も担っていただきまして、心身ともに生き生きとした毎日を過ごしていただくことが健康寿命の延伸や介護予防につながるものと考えます。あわせて、さまざまな関係機関とも連携を図りながら、認知症高齢者の増加に対応するための見守りネットワークの構築、あるいは基盤整備、災害時の避難支援体制の拡充等を推進しまして、高齢者の皆さんに、住みなれた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けていただけるように、施策目標の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今回の改正で、特養では、本年4月から新規入所者を原則要介護3以上に限定をするということになっておりますが、現在、要介護2以下の特養待機者が、それでは何人なのか、お尋ねをいたします。

また、今まで入所待機されていまして要介護2以下の方の今後の受け皿、どのように考えておられるのか、その点につきましても、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 待機者の中で要介護2以下の具体的な人数ですけれども、

現在のところ具体的な数値については、把握できておりません。

特養につきましては、要介護3以上ということになりますが、特例入所に係る基準に合うものに合致した場ですとか、また、ほかの施設、老健ですとか介護療養型医療施設等については、施設利用が2以下の方でも可能となっておりますので、在宅介護を補完する形でご利用いただけるものと考えております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今回、介護予防給付事業の訪問介護、また通所介護は市町村事業であります地域支援事業に移管されるということになりました。

今回の改正では、国が果たすべき役割が、このようなことから後退をして、個人やとか家庭の自助努力が強調されまして、国民の介護、社会保障に対する不安というのが一層高まっておるといふふうに言えます。

そこで、現行のサービス水準を低下させないという認識のもとに、今後の予防給付事業の充実を図られるものというふうに考えますが、第6期の介護保険事業計画策定における町の介護予防事業の内容と具体的な対応策、改めてお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護保険サービスを担う介護人材の継続的な確保が課題となっている現状において、介護サービスを利用される方一人ひとりの生活上の困りごと全てを、公的サービスで対応するには限界があることに加えまして、医療介護総合確保推進法の成立を受けて、今後、より専門的なサービスを必要とする在宅療養者が、住みなれた地域でその人らしい生活を継続していけるよう、その体制づくりが求められております。

専門的なサービスが必要な方へ適正にサービスを提供するためには、専門職のサービスでなくても対応できるものについては、地域の実情に応じて、地域ぐるみで支え合える仕組みづくりが必要になってまいります。そのため、平成27年度には、介護サービス事業所以外にも、各自治組織の代表や民生委員協議会、あるいは商工団体、協同組合等の協力を得て、協議体を設置しまして、高齢者の暮らしを支えるために必要な地域のニーズや課題を共有しながら、サービスや資源の開発など、町全体での支援体制づくりの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 平成27年度からの介護報酬の改定で、今回、2.27%のマイナス改定ということになったわけなんですけど、急増する介護給付費を抑制する狙いがあるとい

うことなのですが、改めて本町の次期介護保険料の算定になりました、算定基礎と保険料額について、また、今後の推移、見込みについて、お伺いをしたいというふうに思います。

あわせて、保険料は介護給付費に比例して、年々急増する状況にあるわけなのですが、そこで、低所得者に対する保険料の軽減対策をどのように考えているのか、その点につきましても、あわせてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の第6期計画における介護保険料の算定につきましては、国が示す算出方法に基づき、本町の第1号被保険者数や要介護認定者数の動向及び介護サービスの利用状況を踏まえ、また平成27年度の介護報酬改定に伴う影響額や、平成27年8月からの一定以上所得者の負担割合引き上げ等の制度改正に伴う影響額等も考慮しまして、3年間の介護給付費、必要見込み額等を算出し、第1号被保険者の保険料基準額を算定いたしました。

その結果、第5期計画の年額が6万4,200円から1万1,100円増の7万5,300円となりましたが、このうち約4,000円は、第1号被保険者の介護給付費に対する負担割合が21%から22%に改正されたことによる増加と見込んでおります。

また、国において、段階区分等の見直しが行われまして、現行6段階から9段階に改正されることなどから、本町においても、被保険者の負担能力に応じた賦課となるよう、所得区分や基準負担割合について見直しを行い、新たな基準による11段階を設けることとしております。

さらに、国においては、消費税率引き上げによる財源を活用した低所得者の保険料負担軽減対策が実施されることとなっておりますが、平成27年度と平成29年度の2段階で実施される予定です。平成27年度は、第1段階に該当する被保険者の保険料負担割合が若干軽減されることとなっていることから、本町においても、同様の改正を行うこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今回、国において保険料の軽減対策として、今、町長が答弁されましたように、給付費の5割の公費負担とは別枠で、公費を投入して平成27年度と平成29年度の2段階で軽減策を実施するということなのですが、これは消費税絡みのことがあってということなのですが、このことは国がみずから低所得者に対して一定の軽減策を講じなければ、保険制度が言ってみれば崩壊すると認めたも同然であるというふうに思っております。

今後一層、こういう軽減策を要望するものであります。

そこで、町長にお尋ねをするんですが、制度発足後、合併前、旧瑞穂の場合でしたら、大体月約2,400円で発足をしておったんですが、今では、聞きました6,000円何ぼになるんですか、2.5倍以上に保険料が上昇しておるということで、今後とも天井知らずで負担が増加するというふうに考えております。

国におきましては、保険料の一律減免なり、一般財源の繰り入れというのが国のほうは認めていないわけなんです、基本的には介護保険というのが自治事務ですんで、国の指導というのは助言にすぎないというふうに考えております。

この介護保険につきましては、国のシステムの根幹にかかわる問題で、私たち一町だけでどうこうというものではないんですが、どうしようもないんですが、改定のたびに保険料が引き上げられる実態から、やはり今こそ一般財源を投入する、そういう保険料軽減策を含む抜本的な検討をする、そういう時期にこの介護保険制度は来てるのじゃないかなというふうに考えますが、改めて町長の率直な見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう考えを排除するものではないんですが、何せ公的サービスで対応するには限界があるというふうには認識が深くなっております。それで、先ほども申しましたとおり、自治組織とか自治組織の代表者とか民生委員協議会の皆さんとか商工団体協同組合等の協力を得て、協議体を設置して高齢者の暮らしをしっかりと支えるような、そういう組織づくりというんか、そういうものが急がれてるということです。

そのことで解決できないときには、どなたも一般会計から導入することに異存はないんじゃないかというふうに、まずそういう努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今回の介護報酬全体のマイナス改定で、事業者の経営というのが非常に不安定化して、雇用を減らしたり、また非正規の職員への配置転換など、人材確保やサービスの質の低下というのが懸念をされておるところでありまして、そういう中で、介護現場の人材、マンパワー不足の現状をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

また、人材確保を図るための対応、それと介護事業者への支援策についての見解についてもお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護現場の現状につきましては、事業所ごとの聞き取り、あるいは各

事業所の代表を含めた協議会での話し合いを通じて、引き続き把握してまいります。

現在、実施しております介護職員初任者研修には12名が受講してくれています。新たに介護の専門職として活躍してくれることを期待しております。3月25日の修了式の後、町内の事業所への就職に向け、マッチングの機会を設けることとしております。

今後においても、人材確保対策として、資格を取得され町内の事業所に就労された場合の助成金制度を継続するほか、魅力ある職場づくりのため、介護職員のより一層の資質向上に向けた事業所の取り組みへの支援について、京都府と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今回の報酬改定の理由として、国が言うておりますのは、介護事業者が内部留保があるんやとか、また儲け過ぎているというようなことで、そういうような理由で介護報酬を引き下げるといふふうにしておるんですが、それでは町内事業者で町内の事業者の中で儲け過ぎておるとか、財政的に余裕がある、そういう事業所があるというふうに町のほうは認識をされておるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、今回の報酬改定で、町内事業所の中からは、デイサービス等のそういう事業をするにしても、なかなか報酬が引き下げられて、採算が合わんというような声が上がっておるんですけども、そういうような声は、町のほうにも届いているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かにそういう不行き届きな事業経営者があるんですね。それを基準に2.5%か下げるといふことは、非常に京丹波町での各事業者、見させてもらって不幸なことやなど。それにサービスを受けていらっしゃることにも、そういうふうに関連するといふことで、できたらそういう指導すべき対象事業所だけきっちり指導して、あるいは切り下げてといふようなことにしてもらったらよいのに、全国一律にやらはると。これについてもあんまり文句は言えないという立場です。

それと、そういうことを聞いているかどうかについては、担当課長に答弁させたらいいんですが、いろいろなケースでこういう役所仕事をしていると、そのことを気づきます。悪い人だけをちゃんと処理したらよいのに、全体にするといふようなことですね。今回、典型的なケースやなど思っております。

京丹波町内には、少なくともそういう話を聞いたり、あるいは事情を知ったという事実は

ありませんので、答弁としておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 全体的ではマイナス2.27%という改定になっておりますが、報酬の中身、具体的な中身が明示されましたのが2月の上旬でございました。それによって、小規模な事業所さんについては、経営が難しくなるようなお声は伺っております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） この介護保険制度、創設されてから15年が経過したんですが、制度発足当初の崇高な理念であります介護を社会全体で支える、そういう仕組みをつくるための制度やったんですけれども、現在では自己責任を土台としたそういうふうな制度に、家族介護へと逆戻りしておるような、そういうような制度になりつつあるというふうなことで、今こそ、所期の目的に沿ったそういう事業と制度となるように、やはり町としても国に対して強く要望をしていただきたいというふうなことを申し添えておきたいというふうに思います。

それでは、最後に、地方創生総合戦略のことにつきまして、町長にお尋ねをいたします。

少子高齢化と過疎化により、地方が疲弊をしてきておるといふような現状から、国において人口減少対策や地方活性化を目指した地方創生法がつけられました。今後各市町村は創生戦略の5カ年計画を来年3月までに策定しなければならないというふうな努力義務を課されておるんですが、そこでこの趣旨を最大限活用して事業を実施して人口減少対策とか活性化を図るべく、京丹波町独自の戦略を早急に取りまとめて、住みよい活力に満ちた京丹波町にすべきと考えますが、町長のこの法律に対する期待と思いつきまして、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に大きく期待してます。最大限生かしたいとも思って、職員に対応するように指示しております。

ちょっと公式に答弁させてもらいますが、人口減少に歯どめをかけるなどの趣旨で制定されたまち・ひと・しごと創生法につきましては、町民の皆さんの普段の生活を支援する施策を本町がみずからの考えで実施できるものと期待しているということでもあります。

国においては、基礎的自治体の状況に応じた支援を検討されていることから、本町にある多くの地域資源を有効に活用することを基本としながら、町民の皆さんや議員の皆さんとともに町の将来について、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 先ほどから言ってますように、本年は町合併10周年ということで、10周年に当たって、町長の任期中、また、あるいは5年後、10年後の京丹波町の将来像、また、あるべき姿を、町民に示す時期が、今きてんねやないかなというふうに考えます。

そこで、地方創生交付金を最大限活用して年次計画でもって施策を実施すべきというふうに考えますが、本計画に組み入れようとする事業にはどのようなものがあるのか、どのような事業を考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回示されております交付金につきましては、地域消費喚起生活支援型と地方創生先行型があります。地方消費喚起型におきましてはプレミアム商品券の拡充などを、地方創生先行型におきましては、地方版総合戦略策定経費や創業支援などを新たな事業として考えております。特に、地方創生先行型交付金につきましては、来年度に策定します地方版総合戦略を前提として、従来 of 事業を基本に新規や拡充により、地方創生のための事業に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 本計画の策定には、町の総合計画がありますので、その調整というのにも必要になってこようかというふうに思うんですが、いつ頃までに取りまとめて公表されるのか、今後のスケジュールについてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方版総合戦略につきましては、本町の第2次総合計画の基本となるものと、まず考えております。先の交付金等を活用しながら、第2次総合計画策定に先行する形で、平成27年度中に策定をしまして、平成28年度予算編成において戦略事業が反映できるよう取り組みを進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） この事業はある意味で町の未来をかける壮大な事業であるというふうに受けとめております。地方創生に係る交付金は、今も言いましたように最大限活用をしていただいて、人口減少対策やとか、町の活性化に向けて住みよい明日の京丹波町のために、全力を傾注されることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます

ました。

○議長（野口久之君） 山内武夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午後 1 時 1 5 分まで。

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、原田寿賀美君の発言を許可します。

原田君。

○3 番（原田寿賀美君） 3 番、私は、平成 2 7 年第 1 回定例会に、先に提出をしておりました  
通告書に基づき、一般質問 3 点について行います。

初めに、平成 2 7 年度は、寺尾町政 6 年目、また 3 町合併京丹波町が誕生しましてから 1  
0 年を迎える年であります。

したがって、合併効果の真価がさらに問われる年でもあると同時に、寺尾町政に対する期  
待度は、ますます高まってくるものと考えられます。

先の行政報告並びに当初予算の編成方針の中でも述べられておりましたが、町長の基本方  
針であります「安心・活力・愛」のあるまちづくりの施策の推進、さらには住民目線に立っ  
ての行政推進が横ブレをすることなく、確実に実行されることを期待いたしまして質問に入  
ります。

1 点目、道路交通網対策についてであります。これは私たち住民にとりまして、日常生  
活を営む最重点の課題だと思います。そこで、行政としても真剣に取り組みを進めていって  
いただきたいと思います。

そこで、京都縦貫自動車道の丹波インターから京丹波わちインター間の工事もほぼ完成を  
いたしまして、本年度には全線開通の予定であったことがトンネル内での難航によりまして、  
全線開通が平成 2 7 年度にずれ込むということが新聞紙上でも報道されておりましたが、そ  
こで正式に、町長にその旨の通知があったのはいつごろなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 正式に連絡をいただいたのは、3 月 5 日に福知山の河川国道事務所長  
野中さんが見えて、トンネルが貫通したということと、7 月に全線開通したいという連絡を  
いただきました。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3 番（原田寿賀美君） このことは、私たちにとっても本当に大事なことであると思  
います。

そこで、本町にとっても町営バスの路線の変更、あるいは道の駅「京丹波 味夢の里」の開所に伴いまして、いろいろ縦貫道とのかかわりがあるかと思いますが、そのあたりについてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バス等の路線変更とか時間も、そういうのも全部ある程度、一つ新しく設置します振興拠点施設「京丹波 味夢の里」を通るような、そういうような路線変更等もしているということで、道路交通網対策的には詳細について担当課から、今わかっている範囲等、答弁させます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 町営バスの路線につきまして、道の駅「京丹波 味夢の里」開業に伴いまして、沿線4路線、立ち寄る形で味夢の里のほうへ入って行ってバス停でとまり乗客に乗降していただくということで予定をしております。今回、今議会においてその条例改正の提案をさせていただいておるところでございます。

本会議開会日の提案理由、それから補足説明にもございましたように、この会議を契機として、さらに町営バスの利便性の向上を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほども申し上げましたとおり、町営バス運行事業の条例改正でも提案をさせていただいてますとおり、バス停名は味夢の里ということでございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 午前中も幾らかお答えしてるんですけど、振興拠点施設の道の駅として登録した「京丹波 味夢の里」は、3月31日で大方の本体工事は終わると思います。

ただ、周辺の工事について担当課長が答弁しておったとおり、7月に少なくとも開通までにはきちっと整備したいという趣旨の答弁をしておりました。

と申しますのは、館についてはある程度錯綜するとしても、独自の工程で進められるわけですけど、外構については相当、京都府道路公社とのとり合い工事等、調整せんなんもんで、全線開通まででできたらよいなというふうな、私自身も思いでおります。

また、そういうことについては、適宜議会に報告させていただきますので、ご理解いただけたらうれしく思います。

もう一度、担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 道の駅「京丹波 味夢の里」の整備事業につきましては、提案説明の補足説明でも申し上げましたが、京都府の道路公社、そして国土交通省が施工しますPAの盛土工事等との施工順序等の調整をさせていただいて、工事のほうを進めております。その関係で、地域振興拠点施設として進めております建物の工事につきましては、建物の工事と給水管の布設工事につきましては、3月末で完了させる予定で工事のほうは進めております。

あと、府道の桧山須知線からのアプローチ道路となります古墳公園線や駐車場の工事、また、植栽や広場の整備といった工事が残ってまいります。あと、調整池なり古墳公園の整備と、あと案内板の設置の工事につきましても、4月以降にずれ込むこととなります。7月に予定されております開通に間に合わせますように、工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、2点目に入りたいと思います。

先の府会において、山陰本線園部、綾部間の複線化に関しまして期待される知事の答弁がありました。その後、どういった状況になっているのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年2月の府議会の一般質問で、山田知事からJR山陰本線複線化について、国土の基本的な構造強化については、国が責任を持ち、府と市町村もこれに応じる形でしっかりと考え、国と地方公共団体でやり遂げるという気構えでやっていかなければならないという答弁があったわけですが、本年度は京都府と沿線市町、JR西日本による山陰本線活性化勉強会が開催されまして、協議・検討が始まりました。

本町といたしましても、亀岡市と南丹市で組織します山陰本線京都中部複線化協議会を中心にJR西日本をはじめ、関係機関への要望を強めていきたいと考えてもおります。

また、複線化実現に向けては、利用促進が重要であります。観光事業などを通じた集客による利用促進対策にも取り組んでいかなければならないということです。

複線化事業は、相当の年月を要しますが、現在進められております奈良線が終われば、次は山陰線となるように、京都府と関係市町と連携して、一步一步着実に実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ただいまご答弁いただきましたように、2022年以降の課題であろうというように報道もされておりました、事業費が840億円、この件から見ても、国並びに地方自治体が主になって取り組んでいく必要があるかという知事の答弁にもありましたように、これから先、縦貫自動車道も完成しますし、午前中にもありましたように、京丹波町は舗装の道と鉄の交通網があるということです、このあたりも二本立てで全力投球で取り組んでいっていただくようお願いをしたいと思います。

それから、三つ目なんです、これが主になろうかと思いますが、和知地区と瑞穂地区の道路網の改善なんです、合併効果を上げるためにも重大な事項であるということは、前回からも要望いたしております。

その後、この件について進展があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 進展言うたら才原から井脇まで、一つの有料道路とはいえ、開通しますんで、国的に言うたら進展させとるやないかという思いだと思いますよ、本当に。

そういうことをご質問なさってるんじゃないしに、一緒にやっぺいこうという意味は、多分、由良川左岸から国道27号から9号、あれに173号に1本道をつけたらどうやという提案であり要望だと思うんですが、私も、町長になる前には、こういう相談をしてきました。そのときにも、寺尾、どう思っどるか知らんけど、そんな話は30年、50年かかるぞという話でした。それにしても、何とか京丹波町、3町が合併してちょうど9号と27号の分岐点から言いますと、今度27号と173号を結んで9号と結ぶということは、まちづくりの理想ではあるなというふうに思います。

いよいよ、そういうことを本格的に要望するということになる、地元で協議会をつくっていただいて、そして首長、町長もその先頭に立つというのが、望ましいんかなという思いでおります。そのためには、私は、要望活動の先頭に立つ用意はあるということをお知らせしておきたいと思っております。非常に災害が多いときやし、今言うたような意味で言うと、災害等のときは、才原から井脇までの京都縦貫自動車道、多分相当利用させてもらえるというふうには思ってますけれど、何とかそうじゃなしに、京都府道化いう形で結ばれると、本当にこの町、均衡ある発展という点で、有力やなというふうに認識してまして、一緒に頑張ることだけ確約しておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ただいまご答弁いただきまして、気を大きく持っております。そこ

で、もし、着手していくとすれば、適当な事業というのが、どういったものがあるか、わかっておればお尋ねをしたいのと、今出ておりましたように、縦貫道に伴いましてトンネルの作業がされております。わかっておれば、このトンネル、1メートル当たりどのぐらいの費用になるのか、そのあたり参考に聞かせていただけたらと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） トンネルの費用につきましては、1メートル当たり大体300万円、割り戻しますとなるかというふうに思います。

あと、事業等につきましては、事業といいますか計画等につきましても、当然、旧の瑞穂側と和知側につきましては、沢というものがございまして、川の水流れておりません。当然、峠の上に上がるかトンネルを抜くという方法しか道路をつけていく方法がございませんので、そういった費用面からも考えますと、町の町道でという事業では、なかなか難しいかなというふうに考えております。新規の府道でお願いするといった方法で事業のほう、できるなら要望といいますか、計画をお願いしていければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

山陰近畿自動車道の早期全線開通を求める組織が立ち上がっているようにお聞きをいたしております。その後の状況についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山陰近畿自動車道整備推進協議会につきましては、鳥取、兵庫、京都の3府県で、平成24年に設立をされ、ミッシングリングの解消のため、必要予算の確保と調査区間の直轄権限代行としての新規事業化等の要望がされております。本年1月23日にも3府県の知事、関係国会議員及び沿線自治体の首長が出席をされまして、東京大会が開催されたところであります。

なお、山陰近畿自動車道の京都府区間の進捗についてですが、府内44キロ中6.4キロが供用開始されております。4.3キロが事業実施区間、1.3キロが調査区間となっておりまして、残り16.3キロが未指定区間となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 詳しく調査をしていただきまして、ありがとうございます。

それでは、大きな2点目に入りたいと思います。

我が町にとって本当に切っても切れない農業、林業の振興にあろうかと思えます。

そこで、まず1点目の農業振興につきましては午前中、あるいはるる各議員の皆さん方が行政との要望によりまして、一定の施策が講じられ、ハード面での環境整備は整っているというふうにとめております。

ところが、農産物の地域格差等々が最近出てまいりまして、ソフト面での環境整備に不十分さがあるのではないかなと考えております。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず、本町特産物の安定した適正価格の維持が重要であるが、町長の見解と施策を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町産の特産物につきましては、米の価格が全国的に低迷しているところではあります。米は低迷しております。本町産の黒大豆、小豆、クリ、京野菜は市場評価も高く、他産地に比べまして有利に販売されているところでもあります。

また、こうした京のブランド産品に登録されたものにつきましては、価格が低迷した場合、生産者や出荷団体、行政が資金を積み立てまして、販売価格が基準を下回った場合には、生産者に対して補給金を交付する京都府独自の野菜等経営安定対策事業に加入いただいているところでもあります。今後とも価格の安定と産地維持のため、生産振興に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、ここでは水稲について、私が調べさせていただいた点についてお尋ねをしていきたいと思えます。

今、町長の答弁にもありましたように、やはり性質のよいすぐれた物品が要求されております。そこで、水稲につきましても、47都道府県中44都道府県が提出をされまして、日本穀物検定協会というんですか、そこで133産地の品種の検定がありまして、ここでは特A、A、A'という評価がされております。特Aにつきましては42種類、Aにつきましては70、A'は21、特Aの42の中に、うれしいかな京都府の丹後米コシヒカリが入っております。主に東北地方を中心に特A等々が入っておりますが、国ではこういった基準を持たれておりますし、またJAでは、一等米、二等米、三等米というのが私たちの脳裏にあるわけですが、このあたりの検査方法についてお尋ねをしたいのと、京丹波町米もこういった協定会に提出をされており、審査を受けておられるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 水稻の品種のございましたように、日本穀物検定協会が実施をしております米の評価がございます。先ほど原田議員がおっしゃいましたように、京都府産につきましては、丹後コシが特Aということになっております。

また、本町を含む南丹管内の丹波コシにつきましては、基準米より上をいきますAというランクに位置をしておるところでございます。

また、穀物検定協会が実施するものに、食味審査につきましては、南丹管内におきましてはJ A、各関係市町村が構成をしております京都丹波米良食味推進協会が実施をしております食味、おいしいお米コンテストのほうで実施をしております上位のものを例年、穀物検定協会のほうに提出をしておるところでございます。

本町としましても、優良な生産者の方がございまして、本町がトップになったこともございまして、本町産のものもコシ、またキヌを提出しておるところでございますが、なかなか特A評価を得られないというのが今現在の状況であります。

これからも引き続き特A米生産になれるように推進をしていきたいというように思っておるところでございます。

また、米の通常実施をされます検査につきましては、農産物検査法という法律に基づいて、品位を一等、それから二等、三等というような形で、法律に基づいて検査員が行っておるところでございます。

主に検査機関につきましては、J Aさん、また検査の資格を取られた一般の集荷業者さん等が検査の実施をされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 価格のほうを、これも調べてみましたんで、参考に報告をしたいと思います。

一般的にコシヒカリというのと特A、この辺で言いますと一等米の単価に当たります。中にはあるんですけども、1万円から1万7,000円、それから京都府下といいますか本町では、平成24年度にコシヒカリで7,150円、それから平成25年度で6,150円、平成26年度が4,600円という年々値段が500円から600円辺り減ってきております。これを見ましても当然、農家が採算の合う農業をするということは、ほど遠いものがあるんじゃないかと思っておりますので、このあたり行政が入っていただいて、ある程度安定した価格が設置できないものか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 米の価格につきましては、議員のご指摘のとおり年々米価のほうは下落をしておるところでございます。その対策といたしましては、国の経営所得安定対策の中にあります収入減少影響緩和対策等、その辺の施策も活用しながら、対策のほうを打っていきたいなというように考えておるところでございます。

今後につきましては、米価の変動等を見まして、検討をしていきたいというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 以前は、食管制というのがありまして、販売ルート、あるいは物々の規制がされておりましたが、この制度が見直しをされまして、農家誰でも販売米として、取り扱いができるようになったと思います。

皆さんの記憶にあらうかと思いますが、まず縁故米やとか供出米、そして闇米、こういった表現がありましたけども、食管によりまして、最近ではほとんど使われません。販売米という表現になっているようにお聞きをしております。

このあたりもございまして、古い人間やなとおっしゃるかもわかりませんが、昔、行商人の方がありまして、品物とお米と物々交換ができた時代もありまして、本当に農家にとっては救われた面があります。今は、そういった部分は見当たりませんので、全て現金扱いということになりますんで、これだけ米が低下しますと、やはり農家にとりましては大変苦勞する部分だと思いますんで、この点、ぜひとも安定価格を目指して取り組んでいけるように行政が中心になって進めていただきたいことをお願いしたいと思います。

それから、次の質問に入らせていただきます。

今、水稻の品種は全国的に約360種類以上あるというようにお聞きをいたしております。

そこで、本町の奨励品種と申しますか、そういった品種の作付状況を伺うとともに、奨励品として行政等が何かお力添えをいただいておりますのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 水稻の奨励品種につきましては、京都府が奨励している12品種であります。作付の状況につきましては、水稻生産面積808.9ヘクタールのうち、その占める割合はコシヒカリが63.1%、キヌヒカリが28.1%、どんとこい4.9%、日本晴0.8%、新羽二重もち1.8%、加工米である京の輝きが0.24%であり、その他フクヒカリとか五百万石、祝、カグラもちで0.1%であります。

奨励品種以外の生産につきましては、全体の0.7%という状況にあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ちょっと確認したいんですが、12品種でしたか、全体で。はい、ありがとうございます。

そこで、その他というのは酒米になるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） その他といいますのは、ただいま町長の答弁からありましたのは、奨励品種になっておりますフクヒカリ、五百万石、祝、カグラもちが0.1%ということでございます。

また、本町におきましては、奨励品種以外の品種も栽培をいただいておりますということで、ほかにはミルキークイーンでありますとか、ひとめぼれであるとか、あきたこまちであるとか、そういった品種も作付をいただいておりますということで、その割合が全体の0.7%というような状況になっておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） この12品種につきましては、全て頼りにしてありますJAさんのライスセンター、全て取り扱いをしていただいておりますということでよろしいでしょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） この12品種でありますけれども、京都府で奨励をしておりますが、各JAさんの支店において、中でも支店内で奨励しておる品種、またしていない品種というのがございます。

特に、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、酒米であります祝でありますとか、五百万石につきましては、京都府内でも生産の面積が限られておるというようなこともございまして、それぞれ支店の中でうまく支店の各それぞれの支店のライスセンターを活用して、違うところに持っていかんなんというような状況のところもあります。品種のそれぞれの支店の作付については、いろいろなケースがあるということで、それぞれの京丹波町ですと、旧町単位のJAの支店での取り組みというようなことになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 次の質問に入らせていただきます。

下限面積は合併後に3町統合されまして、3反に統一されましたが、現状での適用状況につきまして、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農地法第3条申請に伴う下限面積でございますが、合併後、旧町ごとの下限面積を30アールに統一、まずされたんですが、しかし、農業の担い手、あるいは過疎と高齢化に伴っての減少で、耕作放棄地の増加が懸念されておりました。

このことから、農地の流動化及び新規就農者の参入を促進するため、京丹波町農業委員会において協議され、平成27年4月1日からは下限面積を20アールに改訂することに決定いただいたところであります。

今後、農地の流動化、あるいは新規就農者の増加に期待するところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 特に町長の方針にもありましたように、経営者の募集等を進めていって、農地を増やしていきたいということ。あるいは、間もなくオープンする道の駅の出荷物等と、これがこれから主になってこようかと思いますが、下限面積は個人的に農地を買収、確保する場合に必要なことであると思います。

小作とか借り上げについては、この基準には該当しないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 通常の農地の貸し借りの場合でございますけれども、それにつきましては、利用権の設定といわれるもので対応しております。その場合、京丹波町以外の方ですと、通作距離、通作時間等の制限はございますけれども、この3条に基づきます下限面積については、該当してこないというようなことになっております。

農地法第3条の申請につきましては、所有権の移転ということになっておりますので、農地の貸し借りにつきましては、利用権設定で行うということになっておりますので、該当してこないということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） もう1点お尋ねしたいんですが、今農業に対する企業の進出がございまして、私たちのようではなく、水か空気か風によって野菜をつくったり、いわゆる屋根ハウス、そういったものは農地の面積には換算されないのでしょうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 企業等が実施します耕作物をつくる分については、いろいろなケースがあるというように思います。例えば、土耕栽培で行うハウス等については、農業用施設といえるようになりますし、また、食物生産工場のように建屋の中にLEDの光等利用した形で、生産するものについては、工場扱いになるのかなというように思っておるところでございます。ケースケースによりまして、農地法に該当するもの、またそうではないものがありますので、一概には言えませんが、一定、法人が農地を取得し、実施する場合には、農業生産法人の要件をクリアすることが必要となっております。

そういったものをクリアいただいて、農地を活用していくということが必要かというように思っておりますので、その辺のところの注意点があるということと、企業さんが来られて、そこでやるということになりますと、今の段階では、そういったことは特区等がない限りは、できないような状況にあるのではなかったかなというように思っております。

以上、今答弁させていただきましたけれども、そのような状況でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 今の町長の答弁で、平成27年4月1日から3反から2反に数を減らすという答弁があったんですけども、特に統一されてから変更しなければいけないような問題点があったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、やはり、本町におきましては、農業従事者の高齢化、また担い手不足というような状況になっております。

そうした中で、新規就農者なり、また新たな農業者が、農地を取得してでき得る限り耕作放棄地なり遊休農地がなくなるように、参入をしていただくように農業者の確保と農地の利用というところで農業委員会のほうで検討をされまして、平成27年4月1日から変更されるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、続きまして同じく林業振興に入っていきたいと思います。

ご案内のとおり、当町においては京都府立林業大学校の誘致、さらには広域基幹林道の全線開通、また町の森づくり計画書の作成等々、林業に伴います行政努力はある程度評価できるとは思いますが、そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目、具体的な成果、あるいは今後の取り組みがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府立林業大学校は、平成24年度に開校しました。昨年4月に初めて卒業生を送り出し、卒業生については、それぞれ林業関連の職業に就職されたところがあります。

また、今春は2期生23名が昨日卒業されました。京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定していると聞いております。各地域の森林、林業の担い手の育成がなされております。

本町におきましては、京丹波森林組合に2名が採用され、本町の森林・林業の担い手として活躍いただいているところでございます。

また、丹波広域基幹林道につきましては、29年の歳月を経て丹波の夢を開く道として、総延長約65キロメートルが開通したところであります。

今後におきましては、関係市町で構成します利用推進に向けた協議会を設立することとし、京都府が推進しています新たな京都づくりプロジェクトとみやこ構想や森の京都づくり構想と連携を図り、森林の多面的機能の発揮と本林道を活用した地域発展の取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ただいまご答弁いただきまして、理解をしたんですけども、心配になりますのが、卒業生の将来、これだけ林業振興が低迷しております。本当に案じるわけでございます。

それとまた、せっかく本町へ誘致をしていただきましたので、府内並びに本町でも就職、仕事場の設置、この分につきまして、今後ともご努力をいただくように、一つ大学校と調整をとって、お世話になっていきたいと思っております。

それから、完成しました広域林道なんですけども、これの将来の利活用について、もし計画があればお尋ねをしていきたいのと、あと管理体制も各関係市町村に振り分けをされておりましたけども、そのあたりの調整についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、管理移譲されたのは、京丹波町は8,747メートルです。その他、南丹市、京都市ということになります。これからこの基幹林道を生かして、それぞれの市町が発展するようにせんとだめなんですけれど、知事は観光にも使ってもらったらよいなというような意志が示されました。そういうことも参考に京都市と南丹市と一緒にやって

検討する、協議するということになります。本格的には伐期を迎えてるんですけど、木材が、それが本格的にそういうふうにして切り出す時代になったら、広域基幹林道は生きるなというふうに、私自身は思っております。

そうしたことと、林業大学校も昨日言うてましたとおり、卒業式やったんですが、主催者側は十二、三人なんですね。せやけど、来賓といわれる人が30人ぐらいは来てはったんですね。それ何を示してるかというのと、関心が高い、卒業生に対して、森林組合中心に林業にかかわってはる商売人さん、いわゆる事業者ですね、そういう人も、招待してもなかなか普通は来はらへんわけやけど、ずらっと並んではる。これは非常に林業大学校に対しての関心が高いなという印象を受けたことを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） この林道にかかわりまして、関連する集落等々での連絡協議会とか依頼先は町一本でいかれるわけでございますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど申しました協議会は、具体的に言うて、京都市と南丹市と京丹波町で設立というんか、もう立ち上げてるんかもわかりませんが、初代協議会の会長は京丹波町長です。押しつけ合いしたんかもわかりませんが、京丹波町でやってほしい言うてくれはるさかいに、それじゃ、やらせてもらおうということでやらせてもらうことになりました。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

町内の森林資源の調査ということで、2年計画で事業費4,500万円を投入されまして、空からの調査というように聞いておるんですけども、それが実施されておりますが、その状況についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度業務の進捗状況についてですが、航空写真の撮影とレーザー測量を完了しまして、現在は写真解析業務を行っております。

また、平成28年度からの運用に向け、京丹波森林組合の職員研修として本業務についての研修会を実施いたしました。次年度におきましては、計測データのデジタル解析を実施するとともに、解析業務の成果をもとにGISシステム化を行ってまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） いわゆる、この事業につきましては、町が計画をされております10カ年の森づくり計画の一環で実施をされていると。今後、計画づくりの中に活かしていくんだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、森林資源を活用するというで、簡単なんですけれど、表現としてちょうど元金を残して利子分だけを消費するということなんで、非常に資源量調査として非常に大事なことなんです。

私も、山村振興連盟というのがあって、法律に基づいての、そこの講演も聞きに行きました。林野庁から来て講演してくれました。そこの外郭団体が、資源量調査に1,000万円、全国で5口でしたけど、つけるとか、ようやく資源量の調査をきちっとすることが大事だという認識に霞が関も立ってくれてるなという思いを持ちました。

京丹波町は先着してるわけで、ようやく全国的に動く前に半歩でも一歩でも先に進んでるなという思いを持ったところです。

しっかりとこの調査を生かして、そして森林資源を活用していきたいと、そんな思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ぜひとも、宝の持ち腐れにならないように、十分、今後完成しましたら生かしていただいて、本町の森づくりにご奮闘いただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問に入っていきたいと思います。

京都府は、災害防止策として、森林所有者の森林の手入れ等を義務化し、違反者には罰則規定等の条例案が示されましたが、本町の対応と町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 近年発生しています想定を超えた降雨等に備えまして、森林の適正な整備は、山林が起因する災害を未然に食いとめるためにも重要なことだと、まず考えております。

このたび、京都府において公布されました京都府森林の適正な管理に関する条例では、災害の原因となるおそれのある森林を、要適正管理森林と指定し、森林の状況を把握する等、

適正な管理に努めなければならないこととされております。

京丹波町といたしましては、条例の趣旨に従う中で、京都府と協力しながら状況の把握に努めていくとともに、必要に応じ支援を検討していきたいと考えております。

これ、簡単に言いますと、私権の制限みたいな話なんですね。持ち主がいっぱい民間がいらっしゃるわけですね、そこへ一歩も踏み込めんというような矛盾ですね。そこに起因して災害が発生したときに困るんで、どうしても山林の所有者がわからんときも、公的に踏み込めるといようなことが主な趣旨です。

そのことで、京丹波町もそういう一般的に表現したら、不在地主さんみたいな人ですね。そういうところも管理をしっかりしていくという、そういう趣旨ですのでよろしくご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 本当に今もご答弁いただきましたように、行政として利害関係が発生する分野につきましては、大変ご苦労いただくというように思いますんで、今の説明である程度わかったんですが、これだけ山・森離れをしております本町にあっては、本当に、どこにどんな災害が起きそうなんやとかいうようなことは、恐らく個人の所有者では確認できないんじゃないかなと思っております。間伐作業等につきましても、一切森林組合に委託をしてお世話になっているというような状況ですので、できれば事前にわかれば、この山、この場所、この辺は危険箇所でせと。寺尾さん、ひとつならんようにしといてくださいなというような、そういった部分もご指導いただけないかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それ、全く逆で、本当に切実な地元から行政に相談していただきたいのが、多少、法律ないんですね。京都府が全国に先駆けてそういう条例つくってくれはったということで、お互いにそういう山のないようにしていきたいという条例ですので、一緒によいように運用していくように頑張りたいと思います。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 本当に全員力を合わせて、災害のない町を目指していきたいと思えます。

それでは、最後の質問に入っていきたいと思えます。

就学前における保育教育についてであります。るる出ておりますように、全国的に少子化の進行によりまして、本当に教育関係、あるいは行政関係等々につきましては、大きな問題課題ということで、真剣な取り組みになっております。

そこで、本町におきます就学前等々につきまして、保育や教育の中に、現在どのような影響を及ぼしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町におきましても、少子化が進行しております。保育所においては、3歳児から5歳児の入所児童数が減少傾向にあります。年によっては出生数にばらつきはありますが、年代別、地域別に見ますと、少ないクラスでは児童数が一桁台のところもあります。子どもたちの集団性を保ち、集団の中で切磋琢磨することで培われる力を養う環境が保ちにくいことや、あるいは地域の中で異年齢の子どもと遊ぶ経験が少ない状況にあることは、課題として捉えておりますが、一方で、小集団の家庭的な雰囲気のもと、個に応じた保育環境の充実に生かせることは、京丹波町ならではの特色であると考えてもおります。少人数であるからこそできる部分を大切にしながら、集団形成が保てる土台づくりに努め、保育環境の充実に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 本当に互いに悩む大きな問題点であるというように思います。

そこで、ちょっと耳にしたんですけれども、今、切磋琢磨をするためにクラブ活動というのが教育の中にあるかと思います。その種目的なチームすら組むことができないというような現状も起きているということも聞いております。

こういったあたり、あとの質問についても触れていきたいと思うんですが、今は少子化だということを言っていますが、これが20年、30年先になっていくと、本当に行政の危機にもくっついていくということが心配されるわけです。現時点は余り気にならないと思いますが、ああそうか、クラブができんのんかというようなことで済ませますけども、人が少ないということは、将来大きな部分になってこようかと思えますので、少子化、高齢化は必須課題として取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。幼保一元化対策についてでございます。

これも、町長まことに重複するような形で申しわけないんですけども、午前中の副議長の答弁にもありましたけども、以前、私、質問させていただいたところ、子ども・子育て審議会でも検討していただいているので、そのことということありましたので、その後、この件につきまして、午前中以外の新たなものがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 午前中と重なる部分があるかとは思いますが、適正な規模

での教育、保育が必要やという考えのもとに、上豊田保育所と下山分園の子どもたちが一緒に、ともに育つ集団づくりということで、新しく幼保連携型の認定こども園をスタートさせてはどうかという考えのもとに、これから取り組んでいきたいと思っております。

また、下山分園のことにつきましても、地域の住民の皆様や保護者の皆様のご意見をいただきながら丁寧にご説明させていただいて、これから取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 保育一本化、答申まで出たというようなことで、大変うれしく思っておるんですが、特に旧瑞穂、あるいは和知においては、保育園と幼稚園を統合して取り組んできたということがあるんですけども、今振り返ってみますと、旧丹波町時代、これも恐らく保育所と幼稚園だったのではないかな、あったんやね、今あるんやから。その時代にそういうブームがあったんですが、旧町時代にそんなことはどうであったのか、もしわかっておればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また、原田議員がユーモアを交えて質問してくれちゃったさかい、私もユーモアを交えて答弁しときたいんですけど、ほんと、過去を、歴史を知らずして未来を語れんですけれど、丹波、ご承知のとおり小さい面積の中に人口が多かったもんで、幼稚園と保育所、二つ併設できることだったんだろうなという認識でおります。

ただ、そうしたことで、老朽化が進んだと。しかも、下山分園が設置できたということですね。これからは、縮小、縮小という言葉は使えん、少子化の方向を向いてるんで、十分慎重に皆さんの理解を得て事業を進めていくということですが、私、ずっと自分の夢としては、歴史知らずしてこんなこと語ったらいかんのかもわかりませんが、午前中の答弁でも、それじゃ一般的に言う須知幼稚園と上豊田保育所、あるいは下山分園含めて足して3で割るとか、2で割るとかいうような立地の求め方はしないと、やっぱり幼児が非常に教育受けやすい、あるいは保育を受けやすい環境に立地を求めていくと、その強い気持ちだけは持っております。そうしたことを、今後の計画に、ぜひ盛り込みたいという強い思いでいることだけ申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 町長がおっしゃってたけど、恐らく旧町単位でそんな話はあったんだというように思いますね。さっきも言いましたけど、いろいろな形で利害関係といいます

か、通学が遅い、あるいは時間がかかるとかいうのを一つにする、まとめてやっていくということについては、本当にご苦労があらうかと思えますんで、そのあたり、それと、特に地域の皆さんとのお話し合い等も大切だと思えますんで、ぜひとも平成31年を目指して頑張っていっていただきたいと思えます。

それで、次に移らせていただきたいと思えます。

平成26年4月に教育委員会のほうから基本計画の概要版が策定されまして、子育て教育に大きな期待を与えたことは事実であらうかと思えます。

その後、学校、家庭教育の連携によって、子育てに励むということが表示されておりますが、その活動の状況及び現在実施をされております具体例があればお伺いをしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成26年4月に策定をいたしました京丹波町教育振興基本計画では、学校、家庭、地域総がかりで育む子育てから人づくりを基本理念といたしまして、六つの基本目標を上げまして、その一つに、学校、家庭、地域連携により子育てに励むと挙げております。

その活動状況につきましては、家庭や地域の教育力の向上や、地域と連携した青少年の健全育成に取り組んでいるところでございます。

具体的な事例といたしましては、学校運営や学校、家庭、地域社会の協働体制の構築に向け、コミュニティスクールや地域で支える学校教育推進事業を導入いたしまして、地域の人材や地域の教材を有効活用して、子どもたちに生きる力の育成に、現在努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ご答弁もいただきましたけども、特に、今回この部分を取り上げさせていただいたのは、ほかの項目については、教育委員会ないし現場の先生方のご努力によって、ある程度固められ、平常業務の一環にならうかと思えます。

ところが、この部分につきましては、学校と家庭、そして地域社会というように表現されておりますので、第三者が一つになって子育ての件を検討していくというように、私は理解するんですけども、そのためには、この三者のある程度の協議会、そういった連絡、交流をする場所が必要だと思うんですけども、そのあたりは特に設置されていないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ここで挙げております学校、家庭、地域連携により子育てに励むと、こうしてるわけなんですけども、ご承知のとおり現在の学校教育は、それぞれ地域やご家庭の支援なくしては、学校教育はあり得ないというような状況でございます。

それぞれの学校で、地域の皆さん方と学校関係者、またPTA等も入っていただいて、学校の教育活動をどう子どもたちに、いろいろな体験活動をしたり、あるいは子どもたちの生きる力をつけるために、かなり協力をしていただいて、学校運営をしていただいております。連日、学校に地域の人に来ていただいて、学校を見ていただいて、そして地域の力を借りながら学校教育を進めていってるという状況でございます。

こういった中で、学校、家庭、地域も総がかりで子どもたちを育てていくという、そんな取り組みをほぼ多くの小学校では全部の小学校とっていいと思いますけども、実施をさせていただいておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） ちょっと簡単な事例を挙げて申しわけないんですが、例えば、親のための学習活動の支援、これはイコール育友会ではないわけですね。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 例えば、今、親のための学習塾というのをやっていただいております。これは保護者の方に、PTAになりますけれども、勉強しまして、家庭教育の学習なんかもしていただいております。というのが具体的な事例としてございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 特に、この部分で地域社会との連携ということで、郷土芸能等々も導入されまして、地域に密着した活動を子どもたちにわからせ、将来京丹波町に住みついてくれるというような、そういった願いのもとで、本当に素晴らしい取り組みをしていただいているんですけども、このあたりも少子化との関連で、メンバーが組めないとかいうような悩みはないかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどからありますように、子どもの数が全体的に少なくなっていくというようなことで、クラブ活動であるとか、あるいは伝統文化のそういった練習とかいうことにつきましては、やはり影響が出ているというふうに思います。

しかし、子どもたちは、そういったものにもめげずに、本当に頑張って取り組んできていただいております。今後、そういった子どもの人数が少ないために、メリットとかデメリットがあるわけですが、どうデメリットを克服するために取り組んでいくかというのは、今後の大きな課題でございます、そのあたりはしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、最後になろうかと思いますが、最近、ご案内のとおり、子どもに対しまして、あるいはまた、大人同士とも言ってもいいぐらい頻繁にあるんですけども、心なき大人によりまして、誘拐や殺害等の事件が多発をしておりますが、このことを受けました、本町での状況と防止対策があればお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 最近、子どもの誘拐とか殺害等の事件が後を絶たず、大変憂慮すべき状況が続いております。

本町の現状といたしましては、現時点では定期的ないじめ調査や学校生活の中では深刻な状況は見られませんが、いつどこで起こるとも限りません。

こうした中で、登下校の安全確保や不審者対策については、保護者や地域の皆様の協力も得て、安全マップの作成や、あるいは訓練等を実施するなど、各学校では絶えず緊張感を持って取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○3番（原田寿賀美君） 特に、安全・安心の通学路というのが話題になるんですけども、ここでは子どもたちの命ということになろうかと思えます。この部分で、今もお話がありましたように、本当に人ごとでない事態がいつ発生するかわからないというのが今日だと思えます。

私が、この質問書を提出後、子ども間同士の大きな事件がございました。いじめも関連するし、いろいろな学校登校拒否にもつながったりという、そういった事件も起きておりますんで、やはり基本計画を必ず実施をしていただいて、充実したものにして、京丹波町町民挙げてそれを貫いていくということが必要ではないかと思えますんで、三者が協定をしてしっかりしておれば、こういった部分も事前に防止できるのではないかなと思っております。

交通安全については、交通指導員さんが1日と15日は危険な場所に立っていただいて、

子どもたちを見守っていただいているという事例もあります。

その部分だけの回答をいただけたらと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ただいまありましたように、京丹波町の教育振興基本計画ですね、これは10年間の中で、しっかり取り組んでいく方向づけをしましたので、これに基づいてしっかりやっていくということと、それから、先ほどありましたように、本当に子どもたちの命を守るという、あるいは登下校の安全確保という意味につきましては、子どもの命を守るという観点で、非常に大きな重大な課題であるということを認識しております。

今後とも、家庭や地域社会の皆さん方のご協力を得ながら、まずはしっかり子どもの命を守るということについては、最重点課題としてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これで、原田寿賀美君の一般質問を終わります。

45分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（野口久之君） 全員おそろいでございますので、若干早いですが、ここで平成23年3月11日、午後2時46分に発生しました東日本大震災から4カ年を迎えるに当たり、多くのとうとい犠牲者の方々への追悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。皆さん、ご起立ください。

それでは、黙祷。

（全員 黙祷）

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○1番（森田幸子君） 1番、公明党の森田幸子でございます。

平成27年第1回京丹波町議会定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行ってまいります。

始めに、プレミアムつき商品券について。公明党の主張により創設された国の交付金を活用したプレミアムつき商品券の発行事業が各自治体で検討されております。

京都市においては、1万2,000円分利用できるプレミアムつき商品券を1万円で販売され、18歳未満の子どもがいる全世帯には商品券の購入時に使える割引券を1人当たり2,

000円分贈る方針です。

また、大型店に偏らないように、小型店舗用専用と大型店舗、小型店舗共通券の2種類が検討されています。

このように、各地域にあった独自の工夫が生かされます。商品券の発行は個人消費に刺激を与えることは実証済みです。加えて各商店が人を呼び込もうと目玉をつくる工夫をすることで、地域経済の活性化にもつながると期待をしております。

そこで、本町におけるプレミアムつき商品券の発行について、予算規模、実施時期と主な特徴、見込める効果はどうか、伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このたびの国の施策であります地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型に基づいて実施いたしますプレミアム商品券発行事業については、この3月議会の補正予算として提案させていただき予定にしております。

全体事業費を3,300万円として補助金を交付する形で、京丹波町商工会に実施していただくこととしております。

事業内容は、プレミアム率を30%とし、総発行額を1億3,000万円、うちプレミアム分3,000万円としております。実施時期については6月1日からの販売開始を目標としております。

今回の国の施策を受け、本町としましては、町外からの消費喚起を踏まえ、プレミアム率の設定を高くし、町内の消費喚起につなげたいと考えているところであります。

また、事業の実施に当たっては、消費先を地元を目を向けていただくことが重要でありますので、商店街等でもキャンペーン活動を実施していただくなど、商工会を通じ地元商店の主体的なお取り組みを要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今、るる説明していただきましたが、例えば、子育て世帯に優先購入権を設ける大阪市、また多子世帯等、ひとり親家庭を対象としたプレミアム率50%の商品券を発行する神戸市、大阪府寝屋川市では、市の商業団体連合会に未加盟の個人商店でも商品券を使えるようにする取り組みも考えられております。

本町においては、大きな大都市と同じような考えとはいきませんが、本町の子育て世代や高齢者世帯への取り組みと、対象商店の考えは、どのように考えておられるのか、伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業実施に当たっては、消費先を地元を目を向けていただくことが重要ですので、商店街等でキャンペーン活動を実施していただくなど、商工会を通じ、地元商店の主体的な取り組みを要請しているというふうにお答えを先もしたんですが、それ以外のいろいろな情報ですね、50%近いプレミアム率とかいう、私、正直言うて30%いうてびっくりしました。すごいなという思いです。そのことで、他市から京丹波町に本当に買い物に来てもらえるのかどうかも含んで、いずれにしても30%言うたらすごいですからね。それ以上については、今のところ考えられないと、私の頭の中では、ということをお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 消費者にとっては使い勝手のよい商品券をと考えますが、例えば、旅行代理店とか学習塾などのサービス業、また町営バスやタクシーなどにもどうかと思いますが、こういった考えは、また施策は考えていただけないものか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほど議員のほうから町営バス等とかのご提案がありましたけれども、京丹波町につきましては、小さい町ということでありまして、この国の政策を最大限に利用するという意味からすれば、まずは消費の喚起を促していくという、いわゆる物を買ってお金を町内に動かしていくということを最優先にしているところであります。

したがって、今のところは、町民の方を全体対象として、ある限定的なことは、今回の対応の中では考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 発行に当たっては、町民への周知が重要になります。町民が利用しやすい場所に販売所を設置していただくことも大事だと考えますが、また、何%かは予約制にするとか、本町では発行に当たってはどのような考えかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 販売等は、相当思案したほうがよいと思っています。よくできてるなと思っておるんですが、商品券の販売方法ですけど、例年の販売窓口の混雑を考慮しまして、今年にあっては販売初日に限り、商工会本所、支所での取り扱いのほか、役場本所、支所においても窓口の開設をするなどの対応を検討中でありまして。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次、健康推進対策について。

現在、京丹波町では、国民健康保険の被保険者を対象に、1年間保険診療を受けなかった世帯に商品券を贈呈されている事業についてお伺いたします。

対象世帯は何件あったのか、またその効果はどうであったかお伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町国民健康保険優良世帯表彰を規程において、3年以上継続して加入されていることも加え、国保税の滞納などないこと、あるいは3年継続して無受診で人間ドック補助金の給付も受けておられない世帯に対し、1万円の商品券を贈呈することとし、事業を実施しております。

平成26年度対象世帯としましては、34世帯ございました。効果といたしましては、特定健診受診率においては、ほぼ50%前後で推移しており、例年京都府内でも上位に位置していることから、健康の保持、増進に向けて住民の意識向上につながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） ここで、岡山県の総社市の事業を紹介させていただきます。

市民の健康維持などを目的として、国民健康保険の加入世帯のうち1年間保険診療を受けなかった世帯に対して、1万円の健康推進奨励金を渡す制度を実施しております。

健康推進奨励金は、生活習慣病を防ぐことにより、市民生活の質の維持と医療費の高額化を抑制することが目的。同奨励金の支給額は対象の世帯につき、一つは国保の被保険者で、1年間保険診療を全く受けてない。二つ目には、40歳以上の被保険者がいる場合、対象者全員が特定健診を受けている。

三つ目は、国保税を完納している。の三つの全てを満たす世帯が対象であります。

この制度は、2013年の9月からスタートをし、13年度の奨励金の支給対象世帯は70世帯となりました。支給された市民からは、奨励金をもらえたことをきっかけに、一層健康に気をつけていきたいとの声がありました。特定健診受診率は26.8%から27.2%となったそうです。

こうした取り組みもきっかけとなり、総社市は2013年度の国保の1人当たりの医療費が県内で最も低くなったと。

本町も生活習慣病の早期発見を目的に行う特定健診の受診率アップと、医療費の高額化抑制の目的も備えた1万円キャッシュバック事業に取り組む考えはないか伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提案いただいております健康推進奨励金として1万円をキャッシュバックするという事業につきましては、総社市で実施されております。新聞等で紹介されているところがございますが、総社市においては、低い健診受診率を上げることにより、健康意識を高めるとともに、医療費を抑制することを目的として取り組まれているところであります。

しかし、先ほども申しましたとおり、本町の特定健診受診率は、ほぼ50%前後で推移しておりまして、例年京都府内でも上位にあることなどから、現在のところキャッシュバック事業の実施は考えていないということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 以前の総社市では、1年間保険診療を受けてない世帯に対し、優良世帯表彰を行っていましたが、市民や医療関係で構成する市保険運営協議会から優良世帯表彰は、市民の健康に直接貢献しているとは言えないとの声が上がって中止となりました。そこで市は、市民の健康に直接貢献する疾病予防や重篤化を防ぐための事業を模索し、2012年度に優良世帯表彰を受けた世帯で特定健診の受診率が約8%低い点に着目し、特定健診の受診率向上につながる政策として、健康推進奨励金を考えられたそうです。

本町でも、商品券を渡すなど、事業が行われておりますが、本町のこの事業の目的としたら何か伺いたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども町長の答弁にもありましたとおり、受診率の向上を目指してというような趣旨で取り組んできたところがございます。

しかしながら、特定健診等もございまして、そちらのほうにも費用が7,000円から8,000円かかっている状況でございます。

本町におきまして、先ほども町長の答弁にありましたように、ほぼ50%で受診率も推移しておるという状況の中で、これ以上受診率が上がってくれば、なかなか特定健診のほうの経費のほうも3分の2を負担しておるわけでございますが、そちらのほうも経費がかかってくるということで、大変悩ましい状況にもございます。

そういった状況のある中で、本町におきましては、府内でも一、二を争う受診率というこ

とで、これ以上、率が上がれば上がるほどよいのかもしれませんが、現状のところでは十分機能してるとは思わないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次にいきます。

難聴児支援対策について。

乳幼児期や学齢期は言語の習得やコミュニケーション能力の発達にとって、重要な時期であります。そのため、専門家は早期の補聴器装着を進めております。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の健やかな健康を図るため、補聴器購入の助成制度が全国的に広がってきております。

京都府内では、京都市をはじめ4市町村が、この助成制度を導入しております。そして、遠くではありますが、宮崎市では補聴器の購入費及び修理費への助成も始めております。ご家族のこういった負担を軽減するためにも、本町でも乳幼児や乳幼児期・学齢期の健全な発達を、また支援する補聴器購入及び修理費への助成をする考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 軽・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成制度につきましては、これまでから、京都府町村会を通じて、京都府等に制度創設の要望を行っていたところ、京都府におかれましては、平成27年度から実施されるべく、現在審議中であると伺っております。

京都府において正式に実施されることとなった際には、本町においても速やかに実施できるよう、準備を進めることといたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 府で、そういった結果が出るのはいつごろか、おわかりになりますか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 京都府のほうから伺っておりますのは、平成27年度の当初予算に要求をされているということでございますので、予算が可決されましたら実施されることと伺っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 次にいきます。がん教育について。

始めに、胃がん対策として平成27年度よりピロリ菌検査を導入していただきました。大

変評価しております。

ピロリ菌感染者の場合は、案内にもありましたが、内視鏡検査の実施は必須の検査です。この内視鏡検査で慢性胃炎だけでなく、胃がんが見つかる可能性もあるのです。早期胃がんであれば内視鏡手術などで90%以上が助かります。症状が進んでからの開腹手術は、傷口が大きく、入院も三、四週間にわたりますが、内視鏡手術であれば傷は小さく、入院も3日程度で済みます。一人でもたくさんの方に検査を受診していただきたいと願っております。

すみません、本題に入らせていただきます。

がんに関する正しい知識を学び、命の大切さについて考えるがん教育が各地の小中高校で広がりを見せております。

2011年度は、全国21地域70校でモデル授業を実施されております。京都府や秋田県では、一昨年からは医師とがん経験者が授業で講師役を進めております。大阪府でも、本年度からモデル事業として、複数の中学校でがん教育を実施する方針と聞いております。

また、近くでは、亀岡市でも実施されております。

日本人の2人に1人ががんになる時代です。それだけに、子どもたちが健康の大切さと同時に、がんに関する正しい知識や患者に対する偏見を持たないようにするための機会を、教育の現場で設ける必要があると考えます。

しかし、実際には保健体育の授業で、生活習慣病の予防や喫煙などの有害性を学ぶ際、他の病気とあわせて紹介される程度ではないでしょうか。国が定めたがん対策推進基本計画は、子どもたちが理解を深めるためには、不十分だと指摘されております。がんを正しく理解すれば、大人に成長してからの検診の受診率アップや、また大切な人をがんで亡くさないために、両親などに検診受診を勧める動きにも期待ができます。

そこでお伺いいたします。

本町の小中学校で、がん教育を実施されたことはあったのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 生涯のうちに、国民の2人に1人が罹患すると推計されておりますがんについて、子どもの頃からがんに対しての正しい知識と予防のための生活習慣をつけることは、大変重要でございます。

小中学校におけるがんについての学習については、小学校五、六年生の保健の授業で、がんも含めた生活習慣病について学習をしておりますし、また、中学校では、保健体育の授業で生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を行うことの大切さを学習をしております。

先ほど議員からご提案がありましたがん教育についてでございますけれども、次の質問に

もあるようでございますけども、医師とかがんの経験者からの協力によるがん教育につきましては、京都府の命のがん教育推進プロジェクト事業で実施をされておりまして、本年度は、竹野小学校の五、六年生が本事業を活用して医者のお話、またがんの経験者から話を聞くという、その後また感想文等を書くということで、がんの特化した学習をしてきたところでございます。

本事業は、がんについての正しい知識と予防のために大変有効であるというふうに考えておりますので、これまでから町内の校園長会議で積極的にこの京都府の事業を活用するようというところで、提起をされておりまして、平成27年度、多くの学校がこの京都府の事業を検討したいということを知っておりまして、より一歩進められるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 今後また取り組んでいただけることを希望します。

最後に、高齢者福祉施策のガイドブックについて。

高齢者の福祉施策では、たくさんの支援施策が実施されております。以前よりガイドブックの要望を町民の皆さんからお聞きしています。

また、平成25年の一般質問においても、京丹波町高齢者福祉計画及び第6期介護兼事業計画作成時に合わせて作成するとの答弁でありました。作成する計画はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者福祉施策のガイドブックにつきましては、現在、第6期介護保険事業計画等とあわせまして作成に向け準備を進めているところであります。

平成27年度からは、介護サービスの負担割合の見直しや、地域支援事業の見直しなど、大きな改正が予定されておりますので、制度改正等の状況も確認した上で、最新の情報を町民の皆さんに提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成27年第1回定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行います。  
まず1点目は、去る3月3日の町長の施政方針についてお伺いいたします。

町長は、これまで推進されてきた「安心・活力・愛のあるまちづくり」を、より確かなものとするために、担うべき業務を選択し、具体的にどう進め、どのように未来に引き継いでいくのかを基本方針として、地方創生に向けて京丹波町版総合戦略の策定に向けて取り組むとともに、平成29年度から10年間を計画期間とする第2次京丹波町総合計画の策定に取りかかり、京都府の森の京都構想と連携を図り、人を呼び込むための京丹波の森づくりを進めると述べられましたが、愛のあるまちづくりの中で、町営バスの運行について、平成27年度より乗り継ぎによる料金を最大500円に軽減を図られることは、利用者の負担軽減につながりますことから、一定の評価をしているところであります。

しかし、乗り継ぎ料金の軽減が飛躍的な利便性向上につながるとは到底考えられません。大型バスによるスクールバスと町営バスの併用運行では、利用しやすい運行ダイヤが組めないこととか、集落内の隅々まで入れないことが、利用者増につながらない最大の理由ではないかと考えております。

これは、みのりが丘の住民の方から聞いた話であります。転入してきたときは、それほど当時何も感じなかったが、高齢になり車が運転できなくなった場合、買い物や病院へ通院するのはどうするのか、不安を感じていると言われております。

また、本町のほとんどの地域では、その世帯に車がなければ生活ができないというのが現状であります。そのことから、何歳になっても運転免許証を返納できないという状況があります。

私が知っている世帯の方で、家も売却されまして、夫妻と子ども4人家族の方が、京都市内へ転出をされました。転出された理由は、ご主人も、子どもさん二人も車を運転されますが、やはり将来車を運転する家族がいなくなった場合、通院とか買い物は遠くて不便であるという理由であります。

もう一家族の方は、車の運転はできていたわけですが、高齢のお母さんの障害が重く、病院の近い大阪のマンションへ転居をされております。

町内では、このような状況の地域や世帯が多くあると考えられますので、平成25年の3月議会でも、提案をいたしました。町営バスの利便性向上に向けて現有大型バスがスクールバス専用とし、小型ワゴン車で集落内をくまなく回るデマンドバス実証実験運行に取り組まれる考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町における町営バスの路線は、主にスクールバスによる空き時間を活用した混乗型の自家用有償運送であります。基本的にスクール機能を中心とした路線編成を行いながら、町内各集落のほぼ全域をカバーするきめ細かい路線網として整備しているところでもございます。

現状のスクールバスを含む町営バス路線網を維持し、それに加えデマンドバスを重ねて運行することは、新たに発生するコストの問題などがありまして、実現は非常に厳しいと考えております。

したがいまして、デマンドバス運行の実証実験も、現時点では考えていないということでもあります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） デマンドバスと町営バスの並行運行は厳しいというご答弁でございましたが、バス運行につきましては、運輸局の認可が必要でありますので、どのようなデマンドバス運行ができるのかということで、一昨日の9日の日に近畿運輸局の京都運輸支局へ出向きまして、運行形態と町営デマンドバスの運行につきまして、運輸企画専門官に教示を受けてまいりました。

今後の町営バス、デマンドバスの運行について、次の提案をさせていただきます。

町営デマンドバスの運行形態につきましては、一応、本町の場合直営がいいのではないかなというふうに考えてます。ほかの市町村では、タクシー会社とかバス運営会社が担っているところが多いようであります。使用車両は町有の普通のワゴン車で、運行は週2回ということで、運行路線は1から3地域のブロックがどうかなということでもあります。

そして、予約のほうは前日、当日予約としまして、バス停はありでフリーも可ということで、バス停は、デマンドバスのほうは飛躍的に、細かいとこに入りますんで、飛躍的に増えるということでもあります。

それから、乗務員の運転免許証の関係であります。講習後認定を受ければ普通免許で可という条件で、運輸専門官の町営バスとデマンドバスの運行の基本的な考え方は、現行の町営バスとデマンドバスの両方を運行しまして、デマンドバスは町営バスの走らない時間帯とか路線を運行し、町営バスとのすみ分けをはっきりとしておく必要があるという、こういうご意見でございました。

町営バスとデマンドバスが両方運行すれば、利便性は飛躍的に向上すると考えられますことから、希望のある地域で町営バスとデマンドバスの両方運行の実証実験を行われる考えは

ないか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、デマンドバスについてご提案いただいております、そのときにも既に答弁しているんですけれども、バスを買うこと自体は別に支障ないんですけれども、運行ということについて、いわゆる、最近のはやりの言葉でいうと協働ですね、地元がそれを運営していただけるんなら可能だなというふうに思っておるんですね。それ以外では、おおよそ京丹波町、こういう混乗型のバスを動かしながらデマンドをしてこの上へかぶせるというんか、一緒に運営するということは、難しいなという考えであります。ぜひ、うちの地域は自分たちで運営するんでというふうに手を挙げていただいたら、いろいろな協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 町長は、デマンドバスの運行は、地域で運行を基本的にやってもらえるのであれば協力しようという形でございますので、各そういう集落へも機会があるたびに呼びかけをしていただきまして、できるだけ集落内の公共交通網ができるような形で取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次に、有害鳥獣対策を最重要課題として位置づけられまして、前年度比26%増の6,997万2,000円の予算計上がされておりました、その取り組みに大きな評価をいたしているところであります。

平成27年度につきましては、金網フェンスなどの設置や有害鳥獣の対象を拡大するとともに、近年深刻なサル被害に対応するため、サル以外に効果の高い防護柵をモデル的に設置し、地域ぐるみの追い払い活動とあわせて支援し、また狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や町域を越えた広域捕獲の実施のほか、ゲート式自動捕獲装置などの大量捕獲装置による実証実験を踏まえた効果的な捕獲対策を研究していくと述べられましたが、その後、具体策についてお聞きをいたします。

サル被害に効果の高い防護柵の設置につきましては、私は、平成22年9月議会で提案をいたしました。平成27年度で設置予定のサル被害防止柵の構造、またモデル的に設置する地域、これにつきましては、午前中の山内議員の質問で答弁もありましたので、省略をいたします。

設置する地域は知野辺ということで、防護柵の構造は10ミリ以下のメッシュのネットの上に電柵を4段から5段を張ると、こういうことでしたが、この平成27年度設置

予定のサル被害防止柵の実験効果、既に取りつけられてるところがあると思うんですが、そこでどのようなデータが出ているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 既に本防護柵と状況が同じものにつきましては、前の議会のほうでも報告をさせていただきましたけれども、細谷のところでは設置をしておるところでございまして。地元の方に常々確認はとっておるんですけれども、獣害等の侵入は現在のところないというような状況となっております。

また、関係機関等で実施をされております園部地区等の実証結果につきましても、効果は高いというような報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） それで、メッシュネットの材質と設置経費が、大体1メートル当たりどれぐらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ワイヤメッシュの素材につきましては、金属製のものでございます。いろいろなケースがあるわけではございますけれども、ステンのもの、また普通の金属のものということになっております。

また、メートル当たりの単価でございますけれども、1メートル当たり1,500円前後というようなことで、通常の金属柵よりも安価になっておることではございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、平成26年度のサルの捕獲実績につきましては、昨年11月10日現在で4匹ということではございますが、もっと捕獲できないかと、その取り組みができないかということについて、お聞きをいたします。

サルは集団で出没しまして、広域移動もしますので、本町で生息数とか集団の数を把握することは困難かと思いますが、本町で4匹の捕獲で集団とか生息数が減少するのか疑問であります。もっと捕獲に力を入れて取り組むべきではないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） サルの捕獲につきましては、町猟友会にご尽力をいただいておりますが、ほかの鳥獣と比べまして非常に頭がよい、あるいは人を識別することができますので、猟師や追い払いをされる方を見かけると姿を隠してしまうということで、平成25年より平

成 26 年の実績が落ちたということだと思えます。

活動は、ある程度決まった範囲を移動しております。余り長期間同じ場所にとどまっておらず、警戒心も強いいため捕獲が進んでいないということですので、何とかいろいろなことを、今後捕獲については考えていくということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） それで、平成26年度の捕獲頭数は4匹であります。どこの地域で捕獲されたのか、また、わかっておりましたら、京都府内の捕獲頭数は、平成26年度何頭捕獲されているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） サルの捕獲でございますけれども、本年度につきましては、和知地区で4頭ということになっております。京都府内の実績につきましては、本日資料を持ち合わせておりませんので、改めまして報告させていただきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 私は、以前から丹波・瑞穂地区でもサルの有害鳥獣駆除班に出動してほしいというのを何回か要請したような記憶があるんですが、丹波・瑞穂において平成26年度、有害鳥獣駆除班が出動された実績はあるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 詳細な数字は持ち合わせておりませんが、サル等が出没した場合に、町のほうから連絡、また地元のほうから連絡をいただいて、一定出動をいただいております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そこで、平成27年度のサルの捕獲はどのような計画になっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） サルの捕獲につきましては、従来どおり猟友会さんをお願いをするとともに、町のほうでも捕獲のおりを貸し出しておるところでございます。

わなの設置に当たりましては、狩猟免許の資格を持った方が、わなをセットしなくてはならないということになっておりますので、そういったものをご利用いただきながら、先ほど答弁の中にもございましたように、新たな防護柵の設置でありますとか、それから、頻繁に出没するところにつきましては、講習会等を実施しまして、追い払いの活動もあわせて実施

をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、有害鳥獣を効果的に捕獲するために、狩猟免許を有しない従事者を容認する鳥獣被害防止特区の申請をすべきでないか、お聞きをいたします。

有害鳥獣の駆除が進まない理由としましては、狩猟免許保持者の高齢化とか減少化が進んでいると。このことが理由の一つだというふうに聞いております。

愛知県豊根村とか、兵庫県養父市では、鳥獣被害防止特区の認定を受けまして、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者を容認することにより、有害鳥獣捕獲に免許のない農家を取り組まれ、大きな成果が上がったというふうに聞いております。

わな免許限定、当然ですが、わな免許限定であります。従事者が大幅に増員できることから、狩猟免許を有しない従事者を容認する鳥獣被害防止特区の申請をする考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特区の認定を受けた地域では、わな免許保持者の指導や講習を受ければ誰でもわなを仕掛けることができるというものであります。狩猟者が年々減少している中で、特区に認定を受けると、わな免許取得に意欲のある人が免許をとらなくなるなど、現在、わな免許を所持している人が更新をやめてしまうなどの弊害が生じる可能性もあります。

結果として狩猟者が、さらに減少し、有害鳥獣対策の衰退につながる心配があります。

また、講習を受けていただいても、狩猟経験のない未熟な方が捕獲活動を行うことは、事故防止の観点からみても、危険であることから、検討すべきことが多いと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 確かに免許のない方が従事しますので、危険の防止とかいうことはありますが、先ほど申しました先進地と言いますか、やっているところは、免許保持者とこれからわなに従事しようとする人が、十分協議をいたしまして、安全対策とか講習を受けてからということなんで、京丹波町でも検討を願いたいというふうに要望いたしておきます。

関連質問でございますが、平成26年度のシカ捕獲実績は、昨年11月10日現在で、1,438頭であります。わな猟で捕獲された頭数は何頭か、わかっておればお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） わな猟の数でございますけれども、本日詳細な数字を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、林業振興及び森林資源の活用については、本町の豊かな森林資源を活用するため、森林資源の量の解析システムを構築し、実効性の高い森林整備計画を樹立し、木材利用の拡大、促進、効果的な森林の整備、保全を図り、また友好町として交流を深めている北海道下川町の循環型森林経営を参考にしながら、地域熱供給システムによる資源循環のモデルづくりに取り組むとともに、公共施設の木質化とか薪ストーブの導入、「京丹波ぬく森のイス」プレゼント事業などを通じまして、町内産材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの促進に取り組むと述べられております。

本町の面積は80%を占める森林の活用が、本町の再生を図る上でも最も有効であると考えますし、森林資源の活用では、全国の自治体の最先端に行く北海道下川町と友好町として交流を深めているところで、本町が森林資源活用で、京都府のトップにあるというふうに聞いてますし、特に、京丹波ぬく森のイスプレゼント事業は、町民の皆様から大きな評価の声を聞いております。

本町の森林資源活用事業に大きな評価をしているところでありますが、そこで友好町である北海道下川町の循環型森林経営を参考とした地域熱供給システムを実施設計業務として、1,509万9,000円予算計上されておりますが、どのようなシステムを構築されようとしているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、森林資源を活用した木質バイオマスによるエネルギー利用を推進するために、昨年11月、京丹波町木質バイオマスエネルギー活用推進委員会を設置しました。バイオマスエネルギーの導入可能性について、調査・検討をいただいているところであります。

本町は、建物が分散しているという地理的な要因から、分散型エネルギー供給システムというものが効果的と考えており、現在推進委員会では、モデル事業に向けた議論が最終段階にきてっていると聞いております。

この事業は、間伐材を利用した木質バイオマスボイラーと、公共的な施設など、熱導管でつなぎ、給湯や暖房を供給するもので、実施設計につきましては、委員会によるモデル事業等の検討がまとまり次第、実施できるよう予算計上したものであります。今後は、検討結果を踏まえ事業化へと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 分散型エネルギーの供給ということで、ボイラーとかを行うということではありますが、今の段階で具体的にどの地域に導入をされるのか、今の答弁では、まだ決まっていないということでありましたが、そういう候補地があるのならご答弁を願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今答弁したとおり、活用推進委員会を設置して委員の皆さんに検討いただいているという段階でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、森林資源の調査中ではありますが、森林が8割を占める本町では、森林資源の活用なくして地域再生はできないと考えております。そこで、木質バイオマス発電による電気の地産地消のまちづくりで雇用の拡大を図る地方版総合戦略を策定する考えはないかお聞きをいたします。

ご承知のとおり、企業などの大口事業化向けの電力小売は既に自由化されておりますが、2016年より一般家庭も含めた電力小売全面自由化が実施される予定であります。電力小売自由化により、関西電力から買わなくても料金やサービスにより電力会社を選べることとなります。例えば、本町が木質バイオマスによる発電をした場合の電力は、関西電力、または新電力に売電することができますが、本町が公社などで電気事業会社を設立し、町民に電気を直接売電することが可能となります。これが電気の地産地消であると思っておりますし、町内で発電した電気なら少し高くても買いたいと言われていた町民もあります。町内使用電力を発電できれば、電気の自給自足のまちとして大きな脚光を集めることは間違いありません。木質バイオマス発電は雇用の拡大にもつながりますことから、地方版総合戦略の一つとして策定をされる考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） エネルギー供給の安全性確保、また、エネルギーの自給化に向けて町面積の83%を占める森林資源を生かした新たなエネルギー供給体制の構築が必要であると考えております。木質バイオマスエネルギー活用の取り組みは、本町におけるエネルギー自給や雇用創出につなげることを目指すものでもあります。合わせまして、川上から川下に至るまでの森林資源の活用を図るさまざまな取り組みは適切な森林整備と保全、木材の需要拡大などが図られるとともに、雇用の創出にも寄与すると考えております。地方創生総合戦略

では、戦略事業に分散型エネルギー推進事業を盛り込むこととしておりまして、京丹波町木質バイオマスエネルギー活用推進委員会において、今後、本町の資源量に合ったバイオマス発電も見据えながら議論いただくこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 友好町であります北海道下川町では、木質バイオマス発電事業を地方再生プロジェクト事業としまして、もう既に国の認定を受けられたと聞いておりますが、わかっておりましたらどれぐらいの発電規模なのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 手元に資料はちょっと持ち合わせておりませんので正確な数字はわかりませんが、比較的大規模な発電施設ではなかったと。5,000キロワットとか、そこまでは至ってなかったと記憶しております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 次に、施策の実現には健全財政の維持と確保が不可欠であると述べられておりますが、町税は前年度に比べまして5,741万円が減額となりまして、人口減少により町民税は今後増額が余り見込めないこととか、地価の公示価格は毎年下落を続けておりまして、下落率は府内でもトップの、最高のときがあります。したがって、固定資産税の増額も見込めないというようなこの状況であります、土地については。唯一、軽自動車税は税率の引き上げによりまして平成28年度からは増額が見込まれる状況であります。そして、普通交付税の算定にかかわる合併特例期間の終了が間近に迫る中、自主財源を確保するためにはやはりふるさと納税の推進が現時点では最も有効であるというふうに考えております。27年度からふるさと納税に地元特産品を贈呈する予算が計上されておりますが、どのような特産品を送付しようとしているのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ふるさと納税の特典につきましては、本町の豊かな自然環境の中で丹精込めて育てられた丹波ブランド産品を贈呈したいと考えております。特に本町におきましては、丹波高原の豊潤な大地や由良川最上流の清らかな水で育ったお米のほか、四季折々の農産物として旬の野菜やその他加工品なども詰め合わせてお礼の品として送付したいと考えております。

今後におきましては、ふるさと納税を通じて魅力的な特産品を多くの方に知っていただくことで本町のPRを図るとともに、効果的な財源の確保に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ふるさと納税をされた方にお礼として地元産品を送付することを私も平成26年9月議会で提案をした経緯がございますが、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」を見ますと、お礼の特産品送付合戦というような傾向があるのではないかと私は見ております。ポータルサイトを見ますと、地方物産展のネットショッピングかいなと思うような状況になっておりまして、本来のふるさと納税の趣旨から見ますと、お礼の特産品を競うのは間違っているのではないかという指摘をされる町民の方がおられまして、私もそれは正しいというふうに思いますが、旧丹波町が友好町として交流をしていました北海道上士幌町のお礼の特産品は、納税額によりまして牛肉とか、乳製品とかハチミツとか、豆製品とか特産品の種類も多く、あげくの果ては熱気球のまちでありますことから、熱気球出張係留もあるというようなことで、平成26年度は昨日現在5万1,000件の申し込みがありまして9億円の納税額を集めたようです。上士幌町の町税の収納額はちなみに6億円でございますので、町税収入の1.5倍の納税額を集めたということでもあります。現時点では、ふるさと産品目当ての納税が主流となっておりますことから、余りよい傾向ではないんですが、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に出されています特産品を参考に、本町は先ほど町長がおっしゃいましたように丹波ブランドの本家本元でありますから、丹波牛、丹波米、マツタケ、クリ、限定になりますが黒豆とか、そういう特産品が多くありますことから、他市町村にちょっと出遅れはしているんです、これは。このお礼の産品については。しかし、取り返すように、負けないようにお礼の特産品を送付をしていただくことを提案をいたしておきます。

それで、今検討中だということですが、例えば、ふるさと納税を1万円した場合には、収入にもよりますが大体8,000円程度が税額控除されるということでもありますので、個人の負担が2,000円ぐらいということに、個人差はありますがあるわけでありまして、御礼として送付する特産品はどれぐらいの価格設定をしようとしているのか、決まっておりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討せよという段階ですけれど、1万円では余り篠塚さん、ようけすると手間賃が一緒なんですわ。そやからやっぱり5万円とか10万円です。3万円でもいいんですけど。多くなっても送る手間賃とかが一緒なんで、したがって、送らせてもらう地元

産品のかさが上がるというようなことになると思います。今指摘いただいたとおりちょっと出遅れたな。というのは、私はこういう形になるというふうに全然想像してなんだんです。まるで、もう地場産品をふるさと納税という一つの事業みたいにしてみんな取り組んではる。それをまた政府等も黙認すると言うのか、奨励しているということを知りて、本当に積極的にこれは乗り遅れんように頑張らんなんなという思いであります。もっと言うと、専門家を入れて、そして、よいパンフレットをつくってどんどん売り込むと、商品を。というようなそういう気持ちも一旦持ったほうがよいというような指示をしたところです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） ふるさと納税にこれから力を入れていくというご答弁でございますが、ふるさと納税が入ってきた分につきましては、基準財政収入額に算入されないというメリットがありますので、集めただけ財政にプラスになるということでもありますので、上土幌町では何でこんな企画をと言うのか、このお礼の産品を誰がこんなことを決めたんですかということを知りて聞いてみましたら、町長が率先して取り組まれたというように職員は答えておられましたので、そういうことで本町も町長が率先して取り組んでいただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、2点目は原子力防災対策についてお聞きをいたします。

高浜原発から30キロ圏内に位置する本町にとりましては、原発事故が発生した場合の防災対策等について、京都府を通じてではあります意見が言える安全協定が結ばれたことは、原子力防災対策が一步前進したと認識しております。私は平成24年6月議会で、緊急時に迅速な避難が必要であり、関西電力と緊密な連携を取るために安全協定を結ぶことを提案した経緯があります。京都府を通じてではあります、安全協定が結ばれたことに安堵しているところでもあります。2月27日に京都府と関西電力が締結しました関西電力高浜原発の新安全協定の内容についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 福井県嶺南地域に位置します関西電力高浜発電所及び大飯発電所ですが、京都府北部地域と隣接しております、関係します地域の皆さんの安全安心を担保するには事業者との相応の安全協定が不可欠であるとの認識で、京都府関係部局において平成23年9月から現在に至るまで協議を重ねてこられました。このたび、さる2月27日に京都府と関西電力株式会社との間で高浜発電所に係る京都府域の安全確保に関する協定書の締結がなされたところでもあります。

その内容ですが、従前の協定項目である発電所計画変更に対する事前説明や、異常事態の発生に伴う通報連絡装置に加えまして、そのいずれの場合も京都府から意見を述べることができ、特別措置を要望し、その状況の回答を事業者に対して義務づけるものであります。さらに、新たに発電のための燃料、あるいは放射性廃棄物などの輸送に関しての事前連絡、あるいは発電所内の現地確認、また、事故による原子炉停止後の運転再開に当たっての事前説明と意見に対する回答義務などの項目が大幅に追加されました。本協定は、本町を含むU P Z圏域内市町と、京都府が一体となって、その地域住民の安全を担保するべく締結されたものと理解しております。総合的に判断して、その内容は原子力発電所立地県に準じた協定内容であると京都府からの報告を受けているものであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回の新安全協定は、再稼働に対する立地自治体と同様の同意権は協定書に含まれていないというふうに報道されておりますが、今後、再稼働に対する立地自治体と同様の同意権を関西電力に求めていく考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） うんとそういう立地自治体と同じように扱ってもらいたいという要望のもとに準じた協定内容になったということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 高浜原発から5キロ圏内の舞鶴市です。同じく、10キロ圏内の綾部市は、それぞれ関西電力と、舞鶴市は京都府も含めてでございますが、安全協定覚書確認書を交わしておりますが、30キロ圏内の京都府の協定書とどこが違うのかお聞きをいたしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この協定、京都府と関西電力が締結されました安全協定に合わせまして、関係の市町の協定と言いますか、覚書等が交わされておまして、1つには舞鶴市でございます。舞鶴市におきましては、市の一部が高浜発電所からおおむね5キロ圏内に位置するというので、P A Z圏内、これは予防的防護措置を準備する区域のことでございます。急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域に該当しているものでございます。舞鶴市では、従前から計画に対する事前説明、あるいは輸送計画の事前連絡、異常時の通報連絡なり措置についての協定が既にもう交わされていたところ

でございます。今回、舞鶴市、京都府、関西電力による覚書が交わされたところでございます。

それから、その内容でございますけれども、1つには、舞鶴市への情報提供として関西電力から府に説明、あるいは連絡される情報は、府が舞鶴市に提供するというところでございます。2つ目には、舞鶴市の意見反映として、舞鶴市は府を通じて関西電力に意見を申し入れることができる。関西電力は府を通じて措置状況を回答するというところでございます。また、3点目には、現地確認として府が行う現地確認について府から市に情報の提供。市が求めたときは府の現地確認に同行するというものでございます。4点目に、原子力防災対策として、関西電力は防災対策の充実、強化、連絡体制の整備及び教育訓練を実施。また、関西電力は、市の防災対策に協力。以上の4項目でありまして、従前の協定からさらに踏み込んだものとなっております。

また、綾部市でございますけれども、綾部市におきましては、市の一部が高浜発電所からおおむね10キロ圏内に位置するということから、旧制度に基づきますEPZ圏内、舞鶴市と同様でございますが、に該当しております。綾部市も従前から計画に対する事前説明、あるいは輸送計画の事前連絡、異常時の通報連絡、措置についての協定が締結をされていたところでございます。今回、京都府と綾部市によります確認書が交わされたところでございます。

京都府と綾部市の確認書の内容でございますが、1つには、現地確認として府が行う現地の現地確認について府から市に情報の提供。市が求めたときは府の現地確認に同行するというものでございます。2つ目に、原子力防災対策として、関西電力に防災対策の充実、強化、連絡体制の整備及び教育訓練を要請。関西電力に市の防災対策に協力するよう要請。以上の2項目でございます。従前の協定からこちらも踏み込んだ内容となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 舞鶴市につきましては、やっぱり高浜原発から5キロ圏内ということで、関西電力は防災対策に協力するという覚書が交わされておりますので、今後、これは30キロ圏内の本町におきましても、やはり原子力防災対策を考えますと関電とやっぱり覚書を締結すべきではないかというふうに考えておりますので、その方向で次に聞きます地域協議会のほうでまた意見を述べていただきたいなというふうに思っております。

それと、高浜原発に関する京都府と関西電力の協定書第9条です。原子力防災対策について述べられておりますが、京都府は関西電力からどのような協力が得られるのか、具体的な

ことがわかっておりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 高浜発電所に係ります京都府域の安全確保に関する協定書の第9条でございます。原子力防災対策について書かれておりまして、「関西電力は、原子力防災対策の充実及び強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備及び教育訓練を実施しなければならない」とされております。また、「関西電力は、京都府が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない」と書かれております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） それでは、まだ具体的にどういうことに協力してもらえるんかということはまだわからないということでもいいんですかね。そういうような理解をしておきます。

次に、京都府は関西電力高浜原発の新安全協定締結に合わせまして、半径30キロ圏内にある府内7市町と設置した地域協議会について、その内容についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど町長が答弁をされましたように、本年2月27日に京都府と関西電力株式会社との高浜発電所に係る京都府域の安全確保に関する協定書の締結がなされたところですが、同時に、高浜原発から半径30キロメートル内、緊急時の防護措置を準備する区域としまして、いわゆるUPZ圏内にあります府内7市町と京都府の間で、高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書が交わされたところでございます。この確認書では、発電所の異常時の通報連絡や、京都府と関西電力が締結した協定に基づく内容を関係7市町に対して情報提供するものであり、関西電力に内容等の説明を求めることを規定しております。合わせまして、京都府及びUPZ圏内の7市町は、原子力防災対策について情報交換及び連携を図るために地域協議会を設置することとしており、去る2月27日に第1回目の協議会が開催されたところでございます。この地域協議会は、発電所立地自治体以外の区域において設置されることは例が少なく、関西電力に出席を要請することができ、同等のテーブルにおいて意見を述べるなど意義深いものと考えております。今後、本協議会の場におきまして、近隣市まちとの情報共有を図る中で、住民への国、事業者からの説明等についても協議、検討をされるところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 関連質問になりますが、本町において実施をされてます原発事故を想定した避難訓練とか職員研修に対しまして、国からの財政支援は幾ら交付されておるの

か。わかっているならばお答え願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 特に財政支援ということはございません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） これは新聞報道で私も見たんですけども、30キロ圏外の市町村でも平成27年度より避難住民の受け入れ等、交付金で財政支援する方針が決定をされまして、約5億円でしたか、全国で。ということですから、30キロ圏内の市町村には国からの財政支援の交付金がないはずはないというふうに私はつくと思って、認識不足なんですけど。ないんですね。なければ、これはそのかかった費用は関西電力にこれから求めるという方針でお願いをしたいというふうに思います。

次に、高浜、大飯原子力発電所で事故があった場合の避難所設備として、太陽光発電と蓄電池を設置する考えはないかお聞きをいたします。

原子力災害が発生した場合は、現在、町内には17カ所の避難所が指定されておりますが、原子力災害の場合は避難が長期化することとか、停電も起きることが予測されますことから、ひかり小学校では平成27年度に非常用電源として太陽光発電と蓄電池設備を設置するために、3,579万円の予算が計上され整備を計画中であります。ほかの15避難所についても避難所機能を高めるために、順次非常用電源の設置を進める考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 高浜、大飯原子力発電所におきます事故発生に伴います指定避難所施設について、原子力災害に限らず各種災害による送電の停止に対しては、本町地域防災計画にも規定をしておき、速やかにその応急復旧作業による電源の確保に努めることとしておりますし、災害時の備蓄物資として発動発電機の配備を進めているところでございます。議員ご指摘の太陽光発電によります電源対策に関しましては、本庄地内の放射線量モニタリングポストが停電による電源喪失となることを想定し、京都府環境・エネルギー局において太陽光発電と蓄電池を設置し対策をとられることとなっており、今月中に設置が完了する予定と聞いております。さらに、本町指定避難所としている町立丹波ひかり小学校におきまして、太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置工事を平成27年度当初予算に計上し、ご審議をいただいているところでございます。今後とも本件に係る有益な補助事業の活用を検討するなど、対策を推進してまいり所存でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 原子力災害が発生した場合の避難所の非常用電源としまして、太陽光発電と蓄電池設備を設置する軽費は、非常にひかり小学校の例を見ても多額の経費が必要でありますので、関西電力に事業費の負担を求めていく考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本ひかり小学校への太陽光発電のシステムの整備に関しましては、この事業に関しましては京都府の避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金というものを活用することとしておりまして、補助率が10分の10の事業でございますが、こちらのほうを活用して対応することといたしております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

引き続いて、このまま一般質問を続けたいと思っておりますがいかがですか。

トイレ休憩が要るようでしたら休憩しますけど。

（「5分だけちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） それでは、15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時15分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成27年第1回定例会におきまして、通告書に従い、次の4点について町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目には施政方針についてであります。まず1つには、子育て支援の充実についてであります。

子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、本町においても子ども・子育て審議会で5年間の支援事業計画の答申が出され、それをもとに4月から実施するとしております。しかし、保育所の入所では、保護者への説明は入所のしおりを配るだけでどう変わるのか説明をされていません。しおりの中身を見ますと、変更部分は保育時間について保育短時間認定、保育標準時間認定、子育て支援センターの短時部保育事業に分けられます。保育短時間認定にお

いては、7時半から8時半云々と時間が書かれており、延長料が発生をする、そういった変更はこうなりましたと、ご理解をお願いいたしますというだけで、保護者の方からは戸惑いの声をお聞きいたしました。これまでの本町の保育所運営規則を見ますと、一般保育時間は8時から18時までであり、延長保育料の支払う家庭は少なかったのではないのでしょうか。法の改正によるとはいえ、保護者への十分な説明もなく、文書だけで理解を求めるべきではありません。緊急の保護者会を開くなどすべきではなかったのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） きちっと説明すべきだと思って、ちょっと答弁を書いていますんで読ませてもらいます。

子ども・子育て支援新制度の事前周知につきましては、国の準備等が遅れている状況の中ではございますが、町としましては国発行のリーフレット配布等により、できる限り対応させていただいておりますこと、ご理解いただきたいと存じます。

支援制度の見直しの件ですが、経済的負担への影響を考慮し、保育料は国が示されている所得税額から市町村民税所得割課税額をもとにしまして算定するよう調整する中で、算定根拠となる税の変更等による影響をできるだけ生じさせないように、3歳児未満の保育料金基準額を引き下げるよう考えております。また、子育て支援センターの利用料に関しても、2人以上の児童が同時入所する際の減免規定を新たに設けることや、同時入所を条件としない京都府独自の第三子以降、保育料無償化についても取り組んでまいりたいと考えております。町としましては、制度の目的であります幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上につながるよう、制度に基づく取り組みを積極的に行い、子育て支援施策の充実を目指してまいる所存でございますので、現時点で見直しを求める考えはございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 実は、今言いました入所のしおりが配られたわけなんです、2月の20日付で。それぞれ保護者がいただいて帰って中を見ましたら、これまでと時間帯が違ってきていると。預ける時間帯によってはこれまで取られなかった時間帯に預けても延長保育料が取られると。取られるという言い方は悪いんですけど、支払いが発生するというのが書いてありまして、私は子育て支援課の課長に次の日ちょっとどういうことですかという説明をいただきましたよね。そのときに、一応やはりこのしおりだけでこれを理解しなさいというのは難しいと。やはり前もってきちっと保護者にこうこうこうで改正によりまして保育短

時間認定と、また、標準時間認定ですね。そういうふうになってしまうと。時間帯がこうなりますよということをやはりきちんと保護者に説明しないと、やはり保護者の方は働くことによってやはり保育園に預けるわけですから、その働く時間によってこれまで発生しなかった延長保育料が発生するということは、大変保護者にとっては少ないお金にしても一月にしたら大変大きなものになるんですよ。それがまして3人預けている方にとっては、これが一日200円発生したにしても月額1万2,000円、二十日間預けたとして。それだけのお金が延長料として発生するわけですから、やはりこの説明をきちっとすべきではないかということをお今の私の質問であるんです。子育て支援の課長さんは、出会ってるんでそのことは理解していただいていると思うんですけども、今町長の答弁にありましたように、やはりきちっと説明をしていただきたいと思いますし、また、もうじき4月が入所になりますので、保護者に対してそういった説明会をもたれようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） してあげてくださいね。頼みます。

これが答弁です。すみません。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） していただくということでもありますので、もちろんしていただきたいと思います。

今回の改定の場合、これまで延長保育料が発生したのは7時半から8時まで預けた時間帯。そして、6時から6時半預けたらその間に200円ずつ保育料の延長料が発生したんです。今回は、それが短時の保育時間になったら8時半から4時半、8時半までに預けたら早朝の延長になるんです。4時半以降もし迎えに行かれなかったら、また延長料が発生するという時間帯になってるんじゃないんですかね。8時間と11時間というあれになってるから。そやけど、今、お母さん方はいろんな働き方をされております。主にパートで働いているお母さん方にとっては、朝8時半に預けて9時に仕事に入ろうと思ったら、通勤時間が勤めているところにもよりますが、それではなかなか勤めるということがしにくいんじゃないかと。そうすれば8時半までに預けると。そうしたら、そこで延長保育料が発生すると。4時まで仕事をされて何らかの仕事の片づけして、ほな4時半までに迎えに行こうと思ったら、それで迎えに行かれるかとしたら、また4時半以降もし過ぎたらまた延長料が発生すると。今回、それはこれまでは早朝と、そして延長の午後からの200円、200円要ったのが1回として見られるわけですが、200円であるわけですが、しかし、今までの保育の時間帯と比べ

て、そのことによって延長保育料ですか。それがどのぐらいご家庭に発生すると考えておられるのか。今までの働き方のお母さん方の働き方によって、どれだけの方がやっぱり延長保育料を支払うことになるのか。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） まず制度のことですが、保護者の方の就労時間によりまして、月120時間以上就労の方は11時間保育の保育標準時間となります。また、120時間未満の就労の方につきましては、保育短時間、8時間が保育時間と設定されています。また、保育料のほうは標準時間の方よりも短時間の方のほうが保育料が1.7%低いということで保育料の料金設定がされています。これは国の制度ですので、京丹波町もその保育料の差については準じて行っています。子育て支援センターの短時部保育事業をご利用のお子さんも、1時を過ぎましたら一時間ごとに一時保育の利用料として保育料の負担をいただいておりますので、公平性の点からという延長保育料を無料にするということは今はできないというふうに考えております。月二十日働いておられて8時間外の延長保育をご利用される方は200円かかりますので、今までよりも4,000円はご負担していただかなくてはならないという方も中にはあるかと思いますが、国の制度によりましてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長が答弁していただきました。国の制度やからということですが、実際やはり働いている方、保護者の方にとっては、この時間帯が働き方によってはそういった保育の延長料が発生するわけなんですよね。今おっしゃったように大体二十日間預けてる一人当たり4,000円と。今、課長がおっしゃいました8時間と、それと標準が11時間ですね。8時間。認定の時間はいいんです。ただ、その受け入れる利用帯の時間が変わることによって延長料は発生しますね。そやから、今おっしゃいました保育短時認定ね、8時間。8時半から4時半までやったら延長料は発生しませんね。しかし、その働き方によっては8時間であっても、もし8時半までに預けて4時までにお迎えに行くとしたらね。それでも発生しますね。これまではそれはなかったんですよね。なかったですよ。これまでは7時半から8時までに預けた人が払うて、6時から6時半までの30分、30分が払うことになって、それが今おっしゃった国の制度の改正やおっしゃいますが、こういった国の制度の改正がこのまま町に持っておりてきて、本当に子育て支援の、これは私は衰退になると思いますよ、子育て支援としては。国も、女性の働く場を、そして、子育て支援をっ

て言うておっしゃっておりますが、町長、やはりこのこと。もう一つ時間帯のことがなかなか飲み込めないかもわかりませんが、こういうことに預けることを時間帯によって、延長料が今まで要らなかったのに保育延長料を払わなあかんということが発生するというならば、これは子育て支援としてはマイナスではないかと思うんですけど、その点、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国の制度が変わって、それに準じないという方法もあろうかと思うんですが、このように理解してもらいたいと思います。

反対に子育て支援を今しっかりと守るために、守るためには国の制度改正にも柔軟に対応していかなと、これだけで子育て支援を延長になる、早朝になるとか、どっちにしても延長ですね。そのことに京丹波町独自でまた取り組むということになって、京丹波町のせっかく築いてきた子育て支援、1つの制度です。それが幾らかでも反対に傷つくと言うんか、危惧が発生するというののないようにしっかりと国の制度にも順応していきたいということです。ちょっと一時期そういう延長料ですか、それがかかることで幾らか混乱を招きますけれど、大きな京丹波町の子育て支援制度をしっかりと守るために、何とかここは国の制度改正を皆さんによく説明させてもらって、理解していただくように頑張りたいというのが私の思いでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 国の制度を守ることが子育て支援を守ることであると。簡単に言えばこういった町長の答弁であろうかと思うんですけども、やはり実際かかわってる方にとっては経済的にも精神的にも負担がかかります。これは自分だけで済むんじゃなくして、やっぱり職場にも迷惑が掛かることも出てきますし、そういったことも見ましたら、やはりこれは子育て支援の充実とは言えないと思うんです、国に対しても。そして、先ほど課長さんがおっしゃいました8時間、11時間の保育料の。8時間の場合は11時間の時間帯よりも1.7%保育料が低いんやと、こうおっしゃいましたが、しかし、今こうした現に延長保育料を払う場合、3人であって一人で4,000円。もし二十日間、この4,000円負担が増えますよね。それと合わせたらどうなんでしょう。やはり11時間、標準時間預けたほうが安くなるということですかね。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 回数にもよりますが、標準時間のほうをご利用の方のほう料金が安くなるというふうには考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 11時間の就労ということになれば、やはりこの間おっしゃってました勤め先の証明が要るということではありませんでしたかね。ありますね。やはりパートでしたら、やっぱり6時間とかそういった時間帯、4時間の人もあるかもわからないですけど、必ずしも11時間をちゃんと証明していただけるかどうかというのも一つわからないんですよね、勤め先が。11時間の仕事の量を。一日11時間という。そういうのではないんですか。ちょっともう一回お願いします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 11時間の標準保育になるためと言うたらおかしいんですけども、証明に関しましては、事業者さんの月120時間以上の時間の勤務があるかどうかということで証明をいただいています。平成27年度の入所申し込みの際には、事業者さんから過去3カ月間の保護者の方の就労時間を証明していただいて、その中で一番高い数字のほうを京丹波町ではこの時間をということで採用させていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） このように説明をきっちりとしていただいたら保護者の方も理解ができる部分があるかと思います。誤解の部分がたくさん出てきますので、先ほども言いました説明をしてくれはるということなんでぜひしてもらおうと同時に、ほかのを調べましたら、長崎県の佐世保市なんかでは認定において短時間と標準の時間の区別はするが、扱いには差を設けずにこれまでどおりの利用ができるようにしていると、このように載っておりました。やはり本町も、私だけかもわかりませんが、こうした混乱のもととなる時間の区分認定について、やはり本町として見直すべきではないかと思いますが、町長ですね、これは。お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 時間を調整しても一緒やと思うんです、最後は。そやから、改正が起きて時間帯がそうして今思うと、月曜から金曜、 $5 \times 8 = 40$ の3回で120時間になりますね。そういうことを基準に国はそういう基準で時間の関係なしに押しつけと言うんか、改正してくれはったんやと思うんですけれど、来年の人は意外と何の抵抗もなくこの京丹波町の時間帯とかいろんな制度になじんでもらえると思うんです。確かに、去年から預けていらっしゃる方にとっては、制度改正というのは何ぼよいことでも多少の抵抗が出てくるというふうに坂本議員さんとうちの課長とのやりとりを聞いておって感じました。京丹波町の場合

は子育て支援に力を入れてきて確立した制度なんで、そのことをぜひ守らせてもらうように利用者の皆さんにいろいろ説明して理解を求めていきたいというのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） なかなか私の思いとかみ合わないんで、私も孫がおりますのでお迎えに行ったりします。急にお嫁さんがちょっと仕事が延長になるので迎えに行ってくれと。私がおるときはそのようにしてお迎えには行くんですけども、やはり働いてる若いお母さん方は、本当にそういった時間というのには物すごく追い回されてるという部分もありますので、もっと余裕のある時間のあれが必要だと思います。見直しはされないということですが、それであればきちっとやっぱり説明をするべきであるということ再度申し上げておきます。

2つには、高校卒業までの医療費助成についてお伺いをいたします。

今年度の9月から、京都府は子育て支援医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで拡充をいたしました。子育て支援医療費助成制度は16年間にわたり当議員団が市町村議員団とともに連携をして、多くの府民の皆さんとともに中学校卒業まで完全無料を求め続ける中でやっと対象年齢を引き上げることとなったものであります。本町では既に町独自で無料化をしておりますが、府の制度拡充に伴いまして、これまで独自策で実施してきた医療助成の負担が軽減となることから、これまでから一般質問でも取り上げ提案をしましてまいりました高校卒業までの医療費の無料化に取り組む考えはないか。また、高齢者を対象に実施をしているインフルエンザ予防接種の助成を幼児・児童生徒を対象に実施する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在実施しております子育てを支援する医療費助成におきましては、現状として京都府内、あるいは近畿圏内の状況を見ましても、かなり手厚い制度内容であります。議員ご提案の高校卒業までの医療費を全額無料にするということは、財政的にも厳しい状況になることが予想されます。義務教育以外でありさまざまなケースが予想されることから、実施している市町村などの状況を参考にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

すみません。失礼しました。インフルエンザ予防接種は、現在のところ任意接種であり、接種率の確認はできませんが、補助を行うことでさらに多くの皆さんが受けやすい支援体制となると思われまます。しかし、予防接種の助成に当たっては、地区医師会など関係機関と調

整する必要がありますので、十分相談した上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 9月からの実施で中学校卒業までということではありますが、町単費ではその点軽減がどのぐらいになると予想されるのか。9月からやから半年間なんですけど、来年度でいったら一年間ではどのぐらいの軽減策になるのか。これまで町が独自で出していてその分が軽減になると思うんですけども、どのぐらいの軽減になるのかというのと、インフルエンザですけども、これまでは高齢者に1,000円でインフルエンザを受けていただいております。今日も山崎議員からあいうべ体操ですか。インフルエンザに効果があるんじゃないかといったことも提案をされておられました。このインフルエンザの予防接種は大体2,000円から3,000円ほど要るんですよ、一人。だから、3人おったら本当にもう1万円近く要るわけでありまして、これを2回するんですよ。ほんでね、一人がもろうてきたら大抵家族に感染しやすいと思うんです。保育所とか学校でもろうてきた場合。それを防ぐためにもやはり幾らかの補助を出すことによって、やはり予防接種をしやすくなるんじゃないかと。あるお母さんは、本当にもう3人おったら、その分がごっつい大きなお金なんやと。そやからためろうとんですと言われました。私も今年の冬、1人子どもがインフルエンザになったら、孫が3人とお嫁さんと、そして最後に私がもろて、正月はずっとうんうんって寝てたんですけど、子どもも早く注射を打てばいいんですけど、やっぱりお金が要ることがあって、どうしてもまだ大丈夫や、まだ大丈夫やということで、だんだんだんだん後回しになってきてるということもあります。

あるおばあちゃんは、もうおばあちゃんが払わなあかんのやでという方もおられました。若い者がよう払わへんさかい、注射はうちは私が払うんですよとおっしゃった方もおられましたが、必ずしもそんな人ばかりおられませんので、やはり少しこれも子育て支援の一つやと思うんです。何ぼかの助成をすることによって、やはりインフルエンザの予防ができるんじゃないかと思いますが、関係機関と相談をしながらということではありますが、ぜひそういった方向で考えていただきたいと思います。

今日も、なかなか少子化で人口も減ってきてるしということの話の中で、やはり若い方が定住していただいて、その中で子育てをしていただくと。これからの京丹波町を担っていただく若い方をどんどん京丹波町に来てほしいなという思いがありますし、例といたしまして、鳥取県の米子市に隣接しております日吉津村というところがあるんです。米子市の中にちょっと挟まれたところなんです。そこは平成の大合併のときに合併を拒否した村なんですけど、

人口が3,400人ぐらいなんですけど、近年、若い年齢層の転入者が増加して、増加率は県内で1位だそうです。そして昨年の1月の新年度に入所する待機児童が18人出たそうなんです。やはり子育て支援に力を入れているというようなことでありますが、そういった、まず住んでもらうためにはどうしたらいいのか。やっぱり国がこうだから、どこがどうだからじゃなくして、町長が、よく子育て支援は十分本町は充実していると言われますが、医療費にしても、子どもの医療費助成にしても、中学まで府でするようになりましたし、ほとんどがどこもそれはするようになりまして、やはり町独自の策を打ち出して、来ていただくと。そして、後で質問しますが、空き家などもやはり町がきちっと責任を、仲を介して、そういった活用もしてもらおうと。そういった知恵をやっぱり出し合う必要があるんじゃないかと思いますが、その点、もう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 児童生徒を対象としたインフルエンザのことでよいんやね、お答えするのは。

何回も同じ答弁して申しわけないですが、そういう高齢者から入っているということは本当に重症化して、命にかかわる。若い子どもは、多分、思うのに、結構元気なんで、かからはっても耐えて、そして回復するということなんだと思います。しないというわけやないんやけど、子育てというのは子育て全体で考えてますので、その制度をしっかりと守るということも大事やということをちょっと理解していただいたらうれしいです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 次に、介護保険事業についてお伺いいたします。

午前中にも質問をされました。

介護保険制度は2000年に在宅での介護負担を軽減するとしてスタートいたしました。3年ごとの見直しで実施してきましたが、事業内容を見ますと、実態とはほど遠く、充実されるのではなく、保険あって介護なしという制度になっているのではないのでしょうか。

その一つに、介護事業者に支払われる介護報酬が全体2.27%も引き下げられることであります。この引き下げは2003年度には2.3%、2006年度には2.4%と引き下げられてきました。

今、現場で起きていることは、介護職員の確保が難しいことであります。待機者をなくすために施設を拡張しても、職員が少ないため、空きベッドがあっても利用することができない、こういったことがテレビでも放映されておりました。これではますます待機者が増えて

いくのであります。

国は、社会法人など介護事業者には内部留保があるとして介護報酬を下げるとしていますが、大企業の内部留保とは違います。我が議員団は、本町の6つの介護事業所へ聞き取り調査をする中で、長老苑は20年経過し、山彦苑は27年経過の建物であり、修繕費など改築費用として積み立てておかなければならない経費である。いざ修繕や改修が必要となったときに国が全額負担してくれるとは思わないと、こういった話もしておられました。

また、大きな問題となっています要支援の1と2の方のサービスを保険から切り離して、それぞれの市町村の事業に移すとしております。高齢者と家族にとって負担と不安が増すばかりであり、本来、国が担うべき責任と役割を安易に市町村に押しつけるべきでないと、国に対して声を上げるべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 既に声は上げておりますので。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 声を上げておられるということは、これ以上、どういった内容の声を上げておられるのかお聞きしたいのと、本町ではサービスの格差を生まないために、今回、この要支援1・2に対してどのような施策を講じようとしておられるのかお聞きしたいと思います。

1月30日に社会福祉協議会の主催でふれあいいきいきサロン活動者交流会が行われました。地域包括支援センターの井上さんから、今回の介護保険の改正の説明を受けましたが、なかなか私の受け方としては、地域での見守り、そしてボランティアさんに頼りたいといった感じであります。それを聞きながら、なかなか地域も60歳代以上の方がほとんどで、このボランティアと言われても、本当に年齢も高くなっていることで、これ以後の育成というんですか、そういった地域の見守り隊をもっと育成していくことのほうが大事やないかと感じましたが、今後、どのような施策を講じるのかをお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 午前中にそのように、今、坂本議員が言わはったように答弁しております。地域の方とか民生委員さんとか、いろんな関係者の協力をこれからいただいて、介護保険制度を守っていきたいというふうにお答えしています。

介護保険制度を持続可能なものとして安定的に運営していくためには、当然、国や府の支援が必要でありますので、京都府や町村会を通じてしっかり要望してまいりましたし、要望してまいります。

全国町村会では、高齢化の進展や人口の減少等により、保険料やサービス提供体制の地域格差が生じている現状から、公平、公正かつ効果的な制度運営のために、都道府県単位での運営を推進する広域化についても要望しているところであります。

本町では、予防給付のうち訪問介護、通所介護など、新総合事業への移行については、平成28年度後半から段階的に移行することを第6期事業計画の中に盛り込むこととしております。高齢者人口や要介護認定者の増加が見込まれる一方、専門職の継続的な確保も困難になる中、介護の専門職のサービスでなくても対応できるものがあれば、隣近所や地域で声をかけ合い、支え合いの中で対応できることについて、住民の皆さんと一緒に考えていかなければならないと考えております。

平成27年度には、介護サービス事業以外にも、各自治組織の代表や民生委員協議会、商工団体、協同組合等の協力を得て、協議体を設置しまして、高齢者の暮らしを支えるため、必要な地域のニーズや課題を共有しながら、サービスや資源の開発など、町全体での支援体制づくりの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、地域福祉計画の策定に向けて取り組む中で、その機運づくりにも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2点目は、安心・安全なまちづくりについてお伺いします。

一つには、空き家対策についてであります。

総務省の調査によると、全国の空き家は2013年10月時点で820万戸に達したとしております。住宅総数に占める割合は13.5%で、過去最高だそうです。本町において避けて通れない問題でもあります。昨年の3月議会での私の一般質問で、本町の空き家件数について把握していないとの答弁でありましたが、対策を講じるためには把握しておくことが必要であると考えます。現時点での状況をお伺いします。

また、国において、倒壊のおそれがあり、防災や治安への懸念がある空き家の撤去や有効利用を促す国の特別措置法の一部が施行され、京都市など多くの自治体が空き家放置の調査や改善勧告ができる条例を定めるなど、対策に取り組んでおります。危険と思われる空き家の対応について、所有者と協議していくとのことでありましたが、その後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 老朽化した空き家への苦情については、所有者等に対しまして改善を

求めています。費用面の問題等で解決に向かうのが困難な事例もあり、町としましては対応に苦慮しているところでございます。

しかし、全国的に空き家が増加し、管理が不十分な空き家が防災、あるいは防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしていることを背景に、昨年の臨時国会で空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立しまして、平成27年2月26日に施行、5月26日に全面施行されることとなります。今後におきましては、同法による法的根拠に基づき、本町におきましても関係部署との連携を図り、実態把握と空き家対策の総合的な体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 26年度時点で、現在のところ9件、また、うち、解体撤去の要望が4件ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 空き家の件数については把握しておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） なかなかここが空き家という、そこは難しいんで、1年間、住んでなかったとか、電気が何も点いてないとかいうのがあるとは思いますが、なかなか難しい問題ではあります、相手もあることなんで。その一つとして、更地に比べて、住宅が建つ敷地の固定資産税が優遇されていることも空き家放置の要因の一つともお聞きいたします。特に、危険な空き家は早急に撤去や修繕を指導、勧告、命令、行政代執行による強制撤去も必要とされております。やはりこういった強い指導というか、それがさらに必要やと思うんですけども、今日、町長のもとにちょっとグリーンハイツの空き家の状況を写真でお見せいたしました。こういうおうちもやはり風が強いときなんかは、昨日なんかはすごく強かったんですけど、そのおうちの建物の一部が落下するとか、そういうことも懸念されます。歩いておられる方がけがするかもわかりませんので、やはり早急にいろんな市とかそういうところとも相談しながら、こういった取り組みをされているのか、そういった取り組みをしていただきたいと思うのと、まず空き家の有効活用なんですけど、介護事業所を回りましたときに、空き家を提供していただいたと。しかし、固定資産税が発生して、持ち主に求めることもできないために大変であったと、そういったこともお聞きいたしました。福祉

の活用など目的がはっきりしている場合、固定資産税の減免措置などをするのもどうでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 目的によっていろいろ検討することは当然だという認識でおります。以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 二つには、空き地の管理についてお伺いいたします。

乾燥等による火災の発生が心配される季節を迎える中で、空き地のある近隣住民にとって、雑草の繁茂は大きな問題でもあります。所有者に対して、京丹波町民の安全快適な生活環境を保全する条例に基づきまして指導などを徹底して、さらなる対策が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。毎年、この時期になっては質問をさせていただいておりますが、同じような答弁であります。ぜひ前に進んでいただく答弁がいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き地管理に関しましては、相談を受けたときは、条例に基づき文書、あるいは電話等、可能な手段を用いて所有者に改善に指導を徹底して行っております。

苦情が発生する空き地は、所有者が町外に在住する事例が多くありますが、今年度は訪問指導にも取り組み、苦情解決に努めているところであります。

所有者の年齢、経済状況、所在地等の状況も多様であるため、指導を行った後、すぐに改善される事例もあれば、改善に複数年かかる事例もあります。

また、所有者が所在不明であったり、指導を行ったものの対応がない事例もあり、町としても対応に苦慮しているのが現状でございます。町内の環境保全を図るため、所有者に管理責任を果たしていただくよう、今後も空き地対策に地道に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 三つには、町道管理と不法投棄についてお伺いいたします。

町道の陥没などは、車での通行ではさほど危険性を感じませんが、自転車やバイクでの利用者にとっては非常に危険で大けがのもととなりかねません。

また、府道や町道に面した峠や谷での大型ごみの不法投棄もあります。地元住民などによる美化作業も行われておりますが、道路の管理や監視を強める必要があると考えますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、管理しております町道は698路線、およそ386キロメートルになっております。これらの路線全てを定期的にパトロールすることは非常に困難であると考えております。道路の危険箇所につきましては、日々、生活道路として利用いただいております住民の皆さんや区長様から、その都度、ご報告をいただいております。簡易なものについては職員が、規模の大きいものについては維持修繕業者により修繕対応しているところがございます。

不法投棄被害の多発地につきましては、啓発看板やのぼり旗の設置等により対応しております。巡回の散乱ごみの回収なども行っているケースもあります。地域の皆さんにも清掃活動等、お世話になっております。不法投棄については京都府の環境パトロールも実施されておまして、現在のところ、町独自では定期的なパトロールを実施する予定に至っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） なかなか定期的にはパトロールできないということではありますが、今、大体、現在、パトロールの頻度というのはどのくらいの回数で行われているのかお伺いしたいのと、この間もちょっと住宅で大きな穴が開いてましたので、支所に行って、ちょっとすぐその日に対応を見に来ていただいたんで、早いこと来てくれたなと感謝はしておりますが、なかなかそういった目の行き届かないところもたくさんありますので、やはりパトロールによって、その地域の周りのこともわかりますので、できるだけパトロールを月1回とかいうことができたなら、そのようにしていただきたいと思いますが、現在、パトロールの頻度はどの程度なのかお伺いしたいのと、不法投棄であります、府道に面して、この間、2月22日に質美下村でちょっと美化作業をしたときに、府道筋で谷に大型の電化製品が、冷蔵庫なり、餅つき機なり、本当に持ち上げるのが大変なんです。上げたら、府のほうからちゃんと取りには来ていただくんですけれども、多分、車からごろごろと落とすんやと思うんです、ガードレールのところから。そうした場合に、もう少し高いフェンスみたいななんがつけられへんもんかどうなのか、ちょっと府と協議をしていただけたらと思います。あんな大きなものをなかなか住民では上げることに大変苦慮いたします。

それと諸内峠なんですけど、今まで瑞穂のときにはフェンスがあったんです、一番高い峠のところ。町長さん、知ってはりますね、諸内。あそこフェンスありましたでしょ、前は。今はもう全然ないんです、倒れてしもて。もうほかし放題でなっておりますし、やはりそういったところのパトロールを本当に強化していただきたいので、もう一回、あそこをフェン

スをすることができないのかどうか、その点、お伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、町道の定期的なパトロールについては実施しておりません。ただ、毎日のように現場へ公用車で向かいますので、車両のほうにパトロールの日誌を積んでおります。そこで気づいたこと、また、危険箇所があったら、そこへ書き込んで連絡するようというところで、対策のほうは行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 対策はもちろんしていただいていると思いますが、それ以上のまた対策をお願いします。

3点目に、交通安全対策について町長にお伺いいたします。

一つには、橋爪地内のみずほ団地から国道9号に出る際、待避所に休憩等による大型車などの駐車のため、見通しが悪いとして対策を求めて1年経過をいたしました。国交省との協議をされると言われましたが、どうでしょうか。

また、二つには、児童生徒の通学路である橋爪大野地内の国道9号の歩道は狭小であり、関係者からの拡幅改良の要望が出されて、町長も承知しておられると思います。現時点での進捗状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 橋爪地内の国道9号と町道橋爪中台線との交差点における安全対策につきましては、昨年10月半ばに国土交通省福知山河川国道事務所より、平成26年度の交通安全工事として着手することになったと聞いております。しかしながら、隣接します町道橋ゆり山橋について、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事を既に計画していましたので、福知山河川国道事務所と協議しまして、橋梁補修工事が終了した後、安全対策工事を実施していただくこととしております。

なお、ゆり山橋の工事につきましては今年度末に着手し、半年程度で完了する見込みとしております。

もう1件、橋爪地内の歩道拡幅につきましては、国土交通省福知山河川国道事務所において計画を進められております。昨年12月初旬に、地元橋爪区の区長様や役員様に概略設計の説明を行い、計画や今後の測量作業等に対する同意をいただき、測量設計作業に取り組んでいただいているところでございます。現在、測量を終え、詳細設計を進めていただい

るところでありまして、詳細設計ができれば、地元説明会を開催したいというふうにおっしゃっていることを聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は明日12日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変遅くなりましてご苦労さんでございました。

散会 午後 5時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 岩田恵一